

# 第5期東京都犯罪被害者等支援計画 (素案)

令和8年1月  
東京都



# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の経緯	1
2	計画の性格	2
3	支援の基本的な考え方	2
4	計画の期間	3

## 第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

1	都内における犯罪等の現状	4
	（1）刑法犯の認知件数	4
	（2）交通事故の発生件数	7
	（3）配偶者からの暴力に関する相談件数	8
	（4）児童虐待に関する相談対応件数	8
	（5）男性の性被害の認知件数	9
	（6）子供の性被害（不同意性交等）の認知件数	9
2	都内における犯罪被害者等の現状	10
	（1）犯罪被害者等に対する調査	10
	（2）被害者団体・被害者支援団体等及び性犯罪・性暴力被害者支援団体等に対する調査	15
	（3）区市町村に対する調査	16
3	犯罪被害者等に関する都民の意識	17

## 第3章 施策の基本的な考え方

1	目指すビジョン	20
2	施策体系	21
3	計画の推進	22

## 第4章 具体的な施策

基本的な方向Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

施策の柱1 総合支援体制の推進

1	総合的な支援体制の推進	24
---	-------------	----

2	区市町村における支援体制の充実に向けた取組	2 8
3	緊急支援体制の推進	3 1

#### 施策の柱2 相談支援・情報提供の充実

1	東京都総合相談窓口における取組の充実・強化	3 2
2	性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化	3 5
3	犯罪被害者等への情報提供の充実	3 9
4	配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援	4 3
5	性犯罪等の被害に遭った子供への支援の充実	4 6

#### 施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

1	経済的負担の軽減	5 0
2	精神的支援の充実	5 3
3	日常生活への復帰支援	5 6
4	二次的被害・再被害の防止に向けた取組	5 9

#### 基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成

##### 施策の柱4 都民の理解の増進

1	都民の理解の増進	6 3
---	----------	-----

##### 施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

1	犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上	6 7
2	民間支援団体の活動支援	6 9
3	個人情報管理の徹底に向けた取組	7 0

#### 資料編

1	所管局等別施策一覧	7 2
2	犯罪被害者等基本法	7 7
3	東京都犯罪被害者等支援条例	8 1
4	全国における犯罪等の現状	8 4
5	犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋）	8 8
6	人権に関する都民の意識調査（抜粋）	1 1 2
7	犯罪被害者等支援に関する年表	1 1 8

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の経緯

犯罪等<sup>1</sup>により被害を受けた方（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、さらには、周囲の方々の無理解や配慮に欠けた言動等による二次的被害<sup>2</sup>にも苦しめられることがあります。

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）<sup>3</sup>と、これに基づいて翌年国が策定した「犯罪被害者等基本計画」<sup>4</sup>（以下「基本計画」という。）を受け、東京都（以下「都」という。）は、平成20年1月に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を、平成23年1月に「東京都犯罪被害者等支援計画」を、平成28年2月に「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

また都は、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組をより一層進めていくため、令和2年3月に「東京都犯罪被害者等支援条例」<sup>5</sup>（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための支援計画として、令和3年2月に「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」（以下「第4期支援計画」という。）を策定しました。

第4期支援計画では、都や区市町村、警察、検察、裁判所、弁護士会等の支援機関、被害者支援団体、地域で活動する民間団体などの関係機関が相互の連携を強化し、犯罪被害者等に寄り添った支援の実効性を高めるため、「関係機関の連携強化による支援の充実」を目指すビジョンに掲げ、取組を進めてきました。

「第5期東京都犯罪被害者等支援計画」（以下「第5期支援計画」という。）は、これまでの4期にわたる支援計画を引き継ぐとともに、都の犯罪被害者等支援施策の進捗状況、国の第5次の基本計画の動向や、「2050 東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」などを踏まえ、都の犯罪被害者等支援の目指すビジョンや施策の方向及び具体的施策を示しています。

<sup>1</sup> 「犯罪等」とは、「東京都犯罪被害者等支援条例」（令和2年東京都条例第17号）第2条第1項に定めるものをいう。

<sup>2</sup> 「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

<sup>3</sup> 「犯罪被害者等基本法」（資料編P77を参照）は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを基本理念とし、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどを定めるとともに、国、地方公共団体、国民の責務を定め、犯罪被害者等のための施策に横断的に取り組み、その施策を総合的かつ計画的に推進するために制定された。

<sup>4</sup> 「犯罪被害者等基本計画」は、基本法第8条に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画として策定された。

<sup>5</sup> 「東京都犯罪被害者等支援条例」の詳細は、資料編P81を参照。

## 2 計画の性格

第5期支援計画は、基本法第5条<sup>6</sup>を踏まえた条例第8条<sup>7</sup>の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、都が目指すビジョンや今後取り組むべき施策等を示す行政計画です。



## 3 支援の基本的な考え方

基本法の前文には、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」とあります。都は、この基本法で示されている考え方に基づき、条例第3条に4つの基本理念を定めています。

第5期支援計画においても、都は引き続き、この4つの基本理念に基づき、支援を推進します。

### ① 個人としての尊厳の尊重

全ての犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること。

### ② 適切な支援と二次的被害への配慮

犯罪被害者等の置かれている状況に応じた適切な支援が実施されるほか、二次的被害への十分な配慮がなされること。

### ③ 途切れることのない支援

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援が提供されること。

### ④ 相互の連携・協力による支援

犯罪被害者等支援が、国、都、区市町村、民間支援団体等の相互の連携・協力の下に推進されること。

<sup>6</sup> 犯罪被害者等基本法第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

<sup>7</sup> 東京都犯罪被害者等支援条例第8条「都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとする。」

## 4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに合わせ、必要な見直しを行いながら支援を進めていきます。

## 第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

### 1 都内における犯罪等の現状

#### (1) 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数<sup>8</sup>は、平成15年から令和3年までは一貫して減少してきたところ、令和4年以降は増加し、令和6年は73万7,679件となっています。都内における刑法犯の認知件数も、平成14年の30万1,913件をピークに減少し続けていましたが、令和4年から増加し、令和6年は9万4,752件となっています。これはピーク時の認知件数の約3割であり、全国に占める都の件数の割合は減少傾向にあるものの、令和6年は全国の12.8%を都が占めています。

性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数をみると、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、それまでの強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、不同意わいせつ及び不同意性交等とする構成要件の変更があったことや、性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備が進んだこともあり、令和6年における全国の認知件数は1万928件、都内の認知件数は1,383件と、いずれも増加しています。

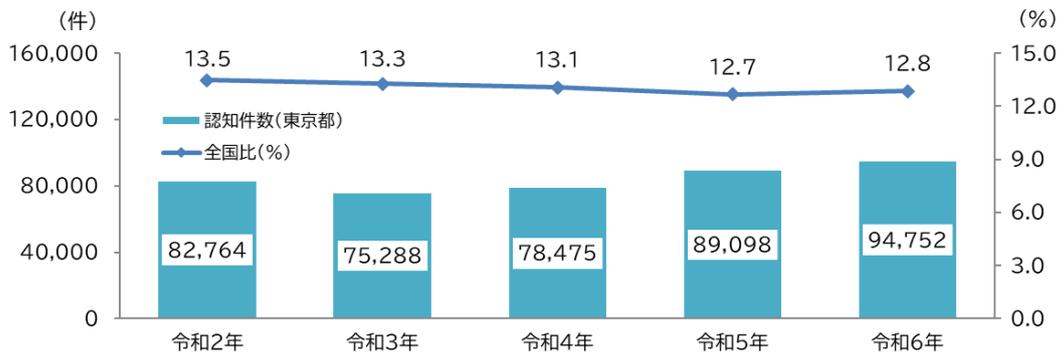
また、全国に占める都の件数の割合は減少傾向にあるものの、令和6年は全国の12.7%を都が占めています。

なお、都におけるストーカー行為等<sup>9</sup>に関する相談件数も令和4年から増加しており、令和6年は1,455件と、全国の7.4%を都が占めています。

<sup>8</sup> 「認知件数」とは、警察が事件として取り扱った件数をいう。

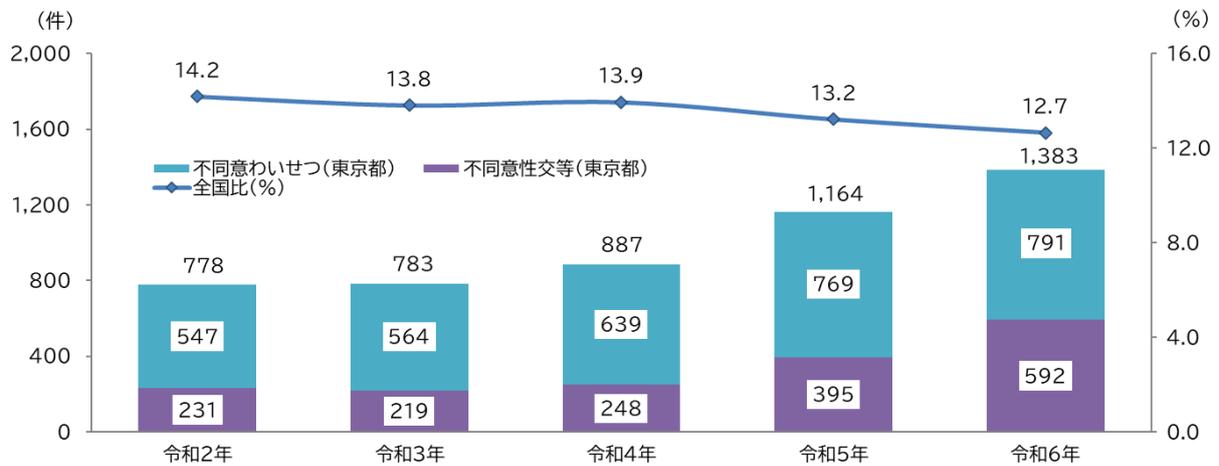
<sup>9</sup> 「ストーカー行為等」とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）第2条第4項に定める「ストーカー行為」及び同法第3条の規定に違反する行為のことをいう。

【都内の刑法犯認知件数(総数)】



(警察庁「犯罪統計資料」より作成)

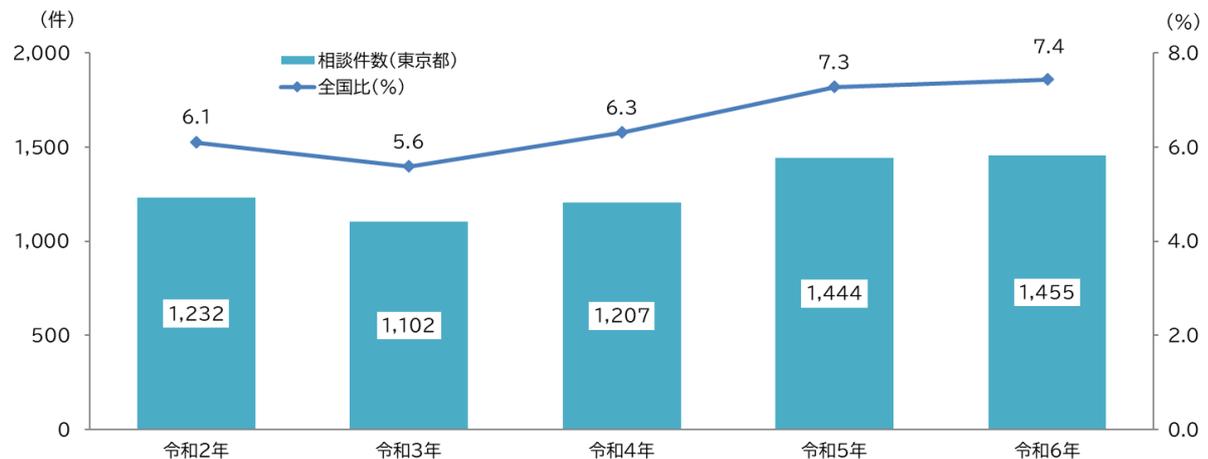
【都内の性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ※)に係る刑法犯認知件数】



※ 令和5年7月12日以前は、それぞれ強制性交等、強制わいせつ

(警察庁「犯罪統計資料」より作成)

【都におけるストーカー行為等に関する相談件数】



(警視庁「各種統計」、警察庁「犯罪情勢」より作成)

## 【都内における刑法犯認知件数(罪種別)】

(単位:件)

罪種\年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	82,764	75,288	78,475	89,098	94,752
凶悪犯	669	611	629	768	1,025
殺人	105	83	91	94	96
強盗	263	256	228	235	276
放火	70	53	62	44	61
不同意性交等 <sup>※1</sup>	231	219	248	395	592
粗暴犯	6,461	6,154	6,875	7,370	7,936
凶器準備集合	-	-	2	2	3
暴行	3,571	3,302	3,719	4,012	4,413
傷害	2,203	2,209	2,445	2,630	2,687
傷害致死	6	7	3	6	7
脅迫	470	472	514	541	641
恐喝	211	164	192	179	185
窃盗犯	55,226	48,220	51,231	59,888	61,940
侵入窃盗	3,149	2,254	2,111	2,147	2,258
非侵入窃盗	52,077	45,966	49,120	57,741	59,682
知能犯	6,294	8,179	7,468	7,336	8,695
詐欺	5,772	7,615	6,945	6,770	8,084
横領	146	145	131	195	216
偽造	355	409	370	354	374
汚職	7	-	3	3	4
背任	14	10	19	14	17
風俗犯	764	754	860	1,425	2,513
賭博	15	16	25	7	9
わいせつ <sup>※2</sup>	749	738	835	948	940
性的姿態撮影等処罰法	-	-	-	470	1,564
その他	13,350	11,370	11,412	12,311	12,643
略取誘拐等	36	48	55	71	73
占有離脱物横領	2,472	1,881	2,034	2,196	2,393
公務執行妨害	390	369	398	416	390
住居侵入	763	632	693	759	706
器物損壊等	8,927	7,695	7,352	7,676	7,684
その他	762	745	880	1,193	1,397

※1 令和5年7月12日以前は「強制性交等」

※2 不同意わいせつ(令和5年7月12日以前は「強制わいせつ」)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、16歳未満の者に対する面会要求等(令和5年新設)の合算

(警視庁「警視庁の統計」より作成)

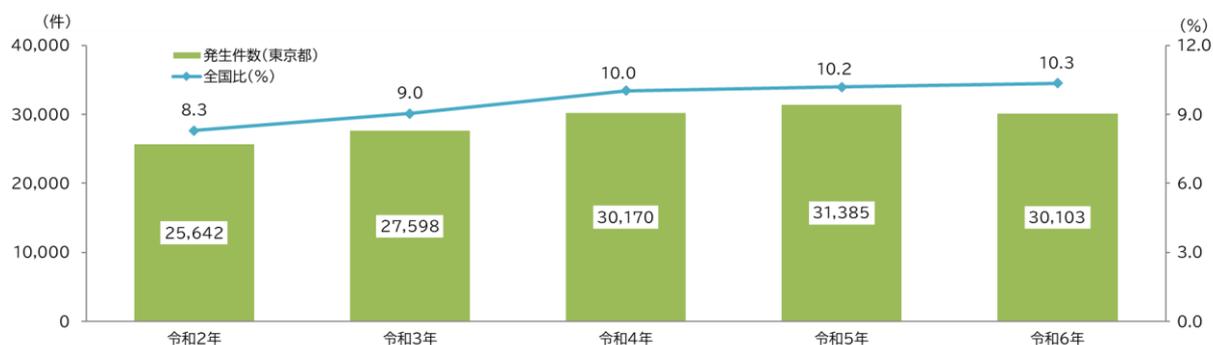
## (2) 交通事故の発生件数

全国における交通事故（人身事故）の発生件数は、平成17年以降減少傾向であり、令和6年は29万895件となっています。都内における件数も、平成12年以降減少傾向でしたが、令和3年以降は増加傾向にあり、令和6年は3万103件となっています。全国に占める都の件数の割合は、平成28年以降増加に転じており、令和6年は全国の10.3%を都が占めています。

また、都における交通事故による死者・負傷者数は、令和2年までは減少傾向でしたが、令和3年以降は増加傾向にあります。

なお、全国における危険運転致死傷罪等の適用件数は、令和6年は944件となっており、ここ数年増加しています。

### 【都内の交通事故発生件数】



(警察庁「道路の交通に関する統計」より作成)

### 【都内における交通事故による死傷者数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	25,642	27,598	30,170	31,385	30,103
死者数	155	133	132	136	146
負傷者数	28,888	30,836	33,429	34,870	33,251

(警察庁「道路の交通に関する統計」より作成)

### 【全国における危険運転致死傷罪等の適用件数の推移】

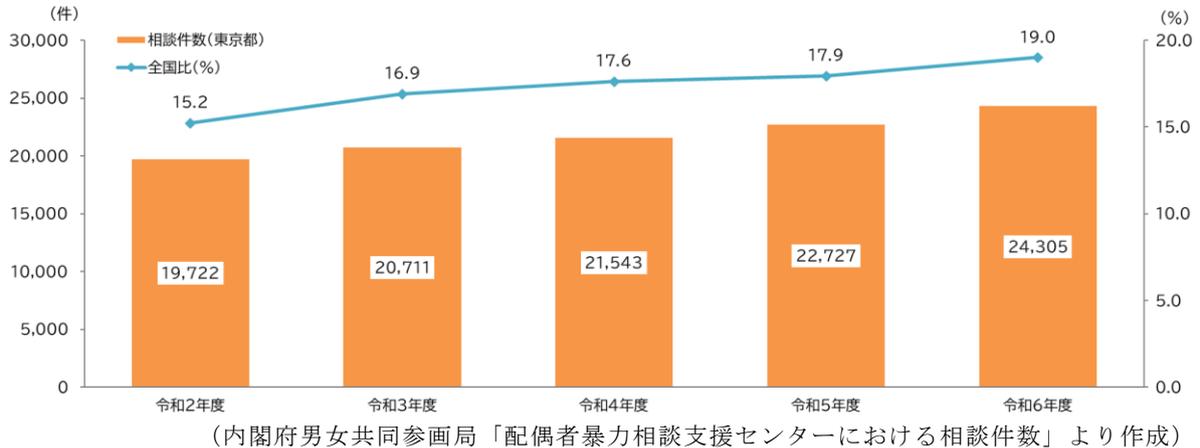
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
適用件数	840	791	838	883	944

(警察庁「道路の交通に関する統計」より作成)

### (3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

都内の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力（以下「配偶者暴力」という。）<sup>10</sup>に関する相談件数は増加傾向で、令和6年度は2万4,305件となっており、全国の19.0%を都が占めています。

【都内の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者暴力に関する相談件数】



### (4) 児童虐待に関する相談対応件数

都内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向で、令和6年度は2万7,860件となっています。<sup>11</sup>

【都内の児童相談所における児童虐待相談対応件数】



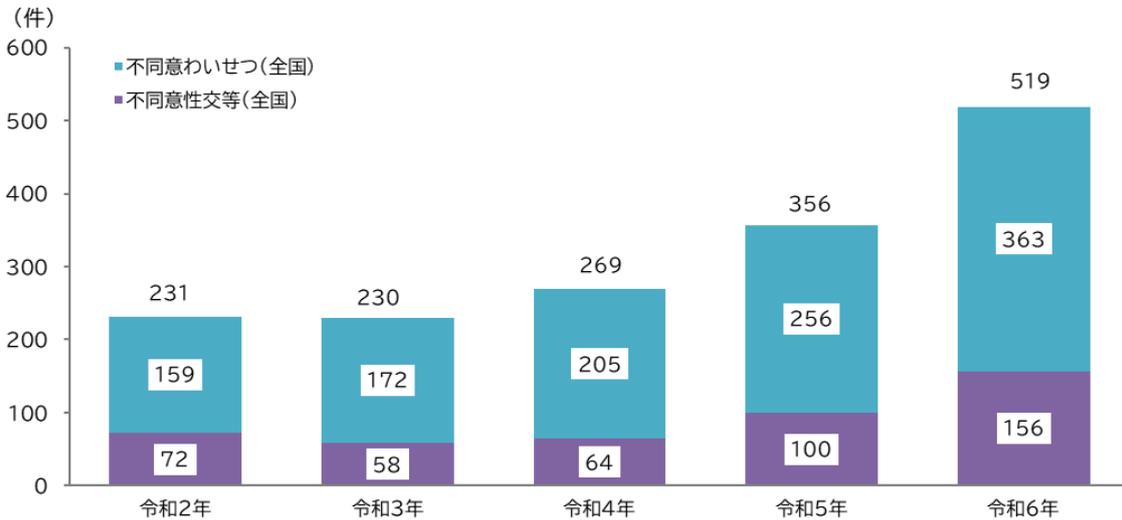
<sup>10</sup> 本計画における「配偶者からの暴力（配偶者暴力）」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）の対象となる暴力をいう。

<sup>11</sup> 令和6年度の全国の数字は、令和8年1月28日時点で公表されていないため、全国比の数字は記載しない。

## (5) 男性の性被害の認知件数

全国の男性の不同意性交等・不同意わいせつの認知件数は令和3年以降増加しており、令和6年は519件となっています。

### 【男性の不同意性交等・不同意わいせつ※の認知件数(全国)】

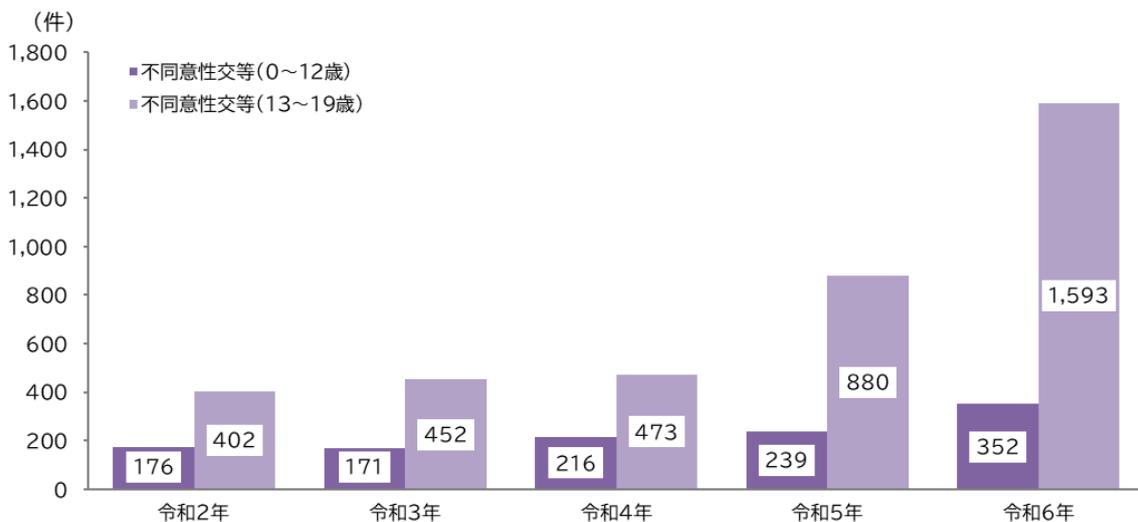


※ 令和5年7月12日以前は、それぞれ強制性交等、強制わいせつ  
(警察庁「犯罪統計資料」より作成)

## (6) 子供の性被害(不同意性交等)の認知件数

全国の19歳以下の不同意性交等の認知件数は増加傾向であり、令和6年は0歳から12歳で352件、13歳から19歳は1,593件となっています。

### 【19歳以下の不同意性交等※の認知件数(全国)】



※ 令和5年7月12日以前は、強制性交等  
(警察庁「犯罪統計資料」より作成)

## 2 都内における犯罪被害者等の現状

都は、第4期支援計画の見直し等に当たって、都内の犯罪被害者等、被害者団体・被害者支援団体等、区市町村及び民間団体を対象とし、「犯罪被害者等の実態に関する調査」（令和7年3月）<sup>12</sup>（以下「都の実態調査」という。）を実施しました。

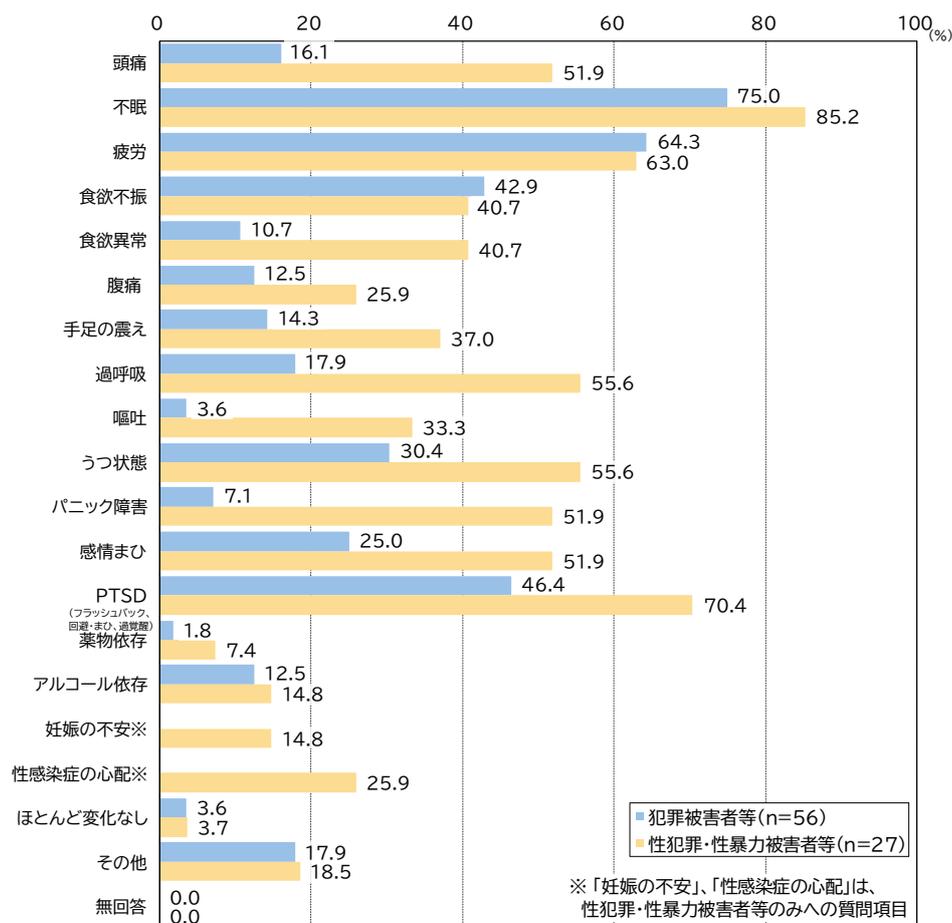
### (1) 犯罪被害者等に対する調査

#### ○ 被害後の心身の状況の変化について

犯罪被害者等（性犯罪・性暴力被害者等を除く。以下この節において同じ。）の心身の状況の変化については、「不眠」が75.0%と最も高く、次いで「疲労」が64.3%、「PTSD（フラッシュバック、回避・まひ、過覚醒）」が46.4%となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者等においては、「不眠」が85.2%と最も高く、次いで「PTSD」（70.4%）、「疲労」（63.0%）となっています。

さらに、5割以上の方が「頭痛」、「過呼吸」、「うつ状態」、「パニック障害」、「感情まひ」の変化があったと回答しています。



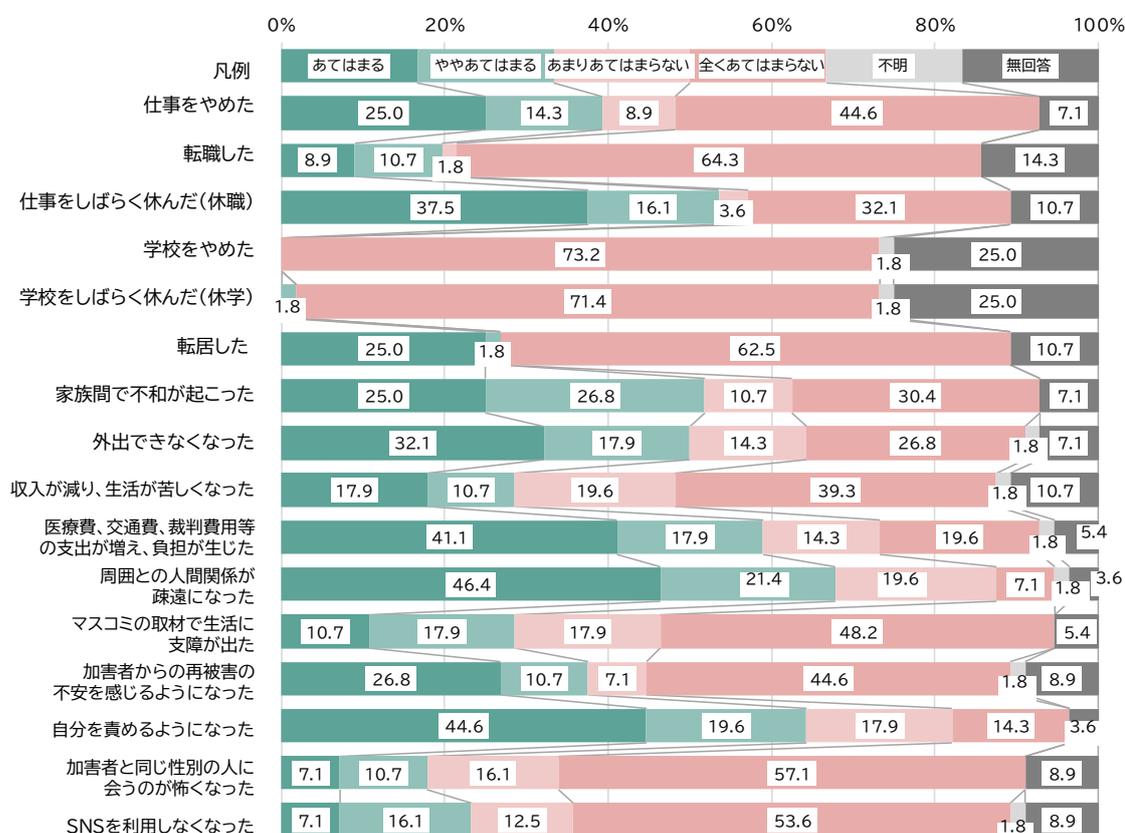
<sup>12</sup> 「犯罪被害者等の実態に関する調査」（令和7年3月）の詳細は、資料編P88を参照。

## ○ 被害後の生活上の変化について

犯罪被害者等の生活上の変化について、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「周囲との人間関係が疎遠になった」が 67.8%と最も高く、次いで「自分を責めるようになった」(64.2%)、「医療費、交通費、裁判費用等の支出が増え、負担が生じた」(59.0%)となっています。

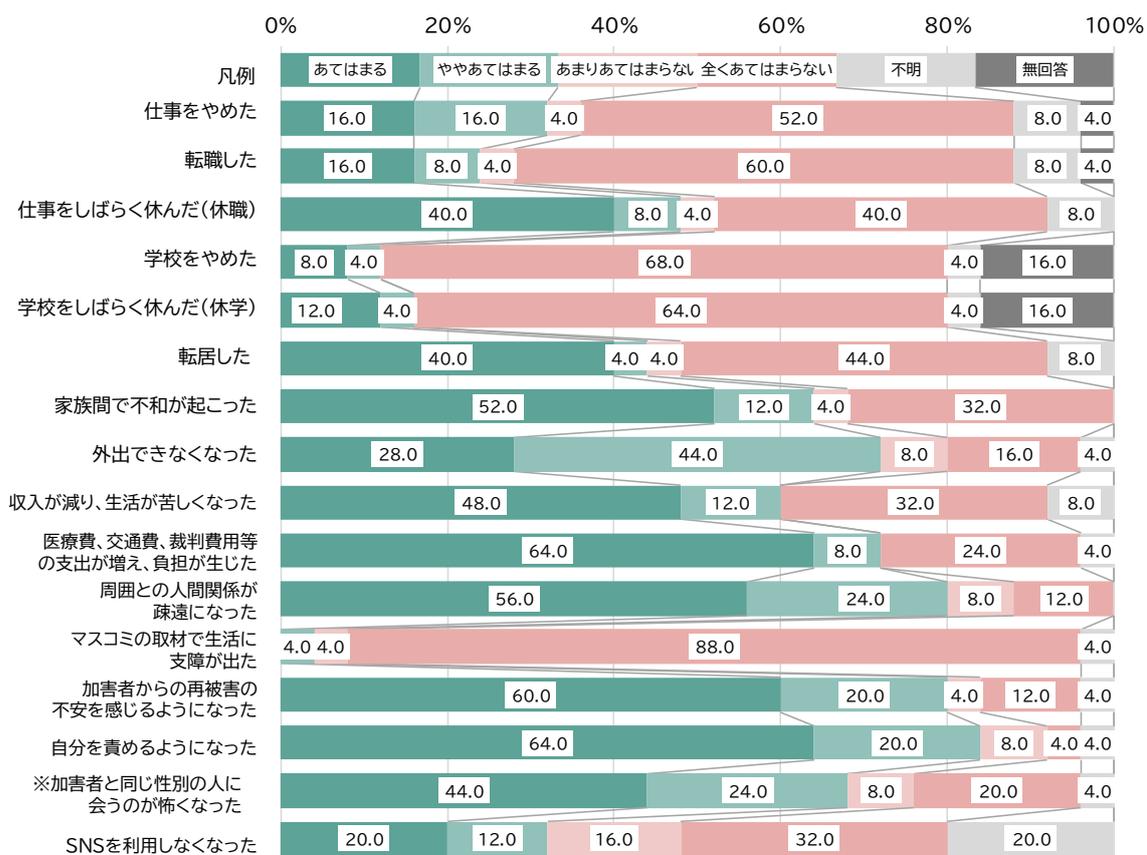
また、性犯罪・性暴力被害者等において「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「自分を責めるようになった」が 84.0%と最も高く、次いで「周囲との人間関係が疎遠になった」及び「加害者からの再被害の不安を感じるようになった」がいずれも 80.0%、「外出できなくなった」及び「医療費、交通費、裁判費用等の支出が増え、負担が生じた」がいずれも 72.0%となっています。

【犯罪被害者等】(n=56)<sup>13</sup>



<sup>13</sup> 犯罪被害者等（有効回答数 56 件）のうち、設問「被害にあわれたことがきっかけで、あなた自身の生活上の変化はありましたか。」において、「あった」と回答した 56 人を対象。

[性犯罪・性暴力被害者等](n=25)<sup>14</sup>



※令和元年度調査では「異性と会うのが怖くなった」

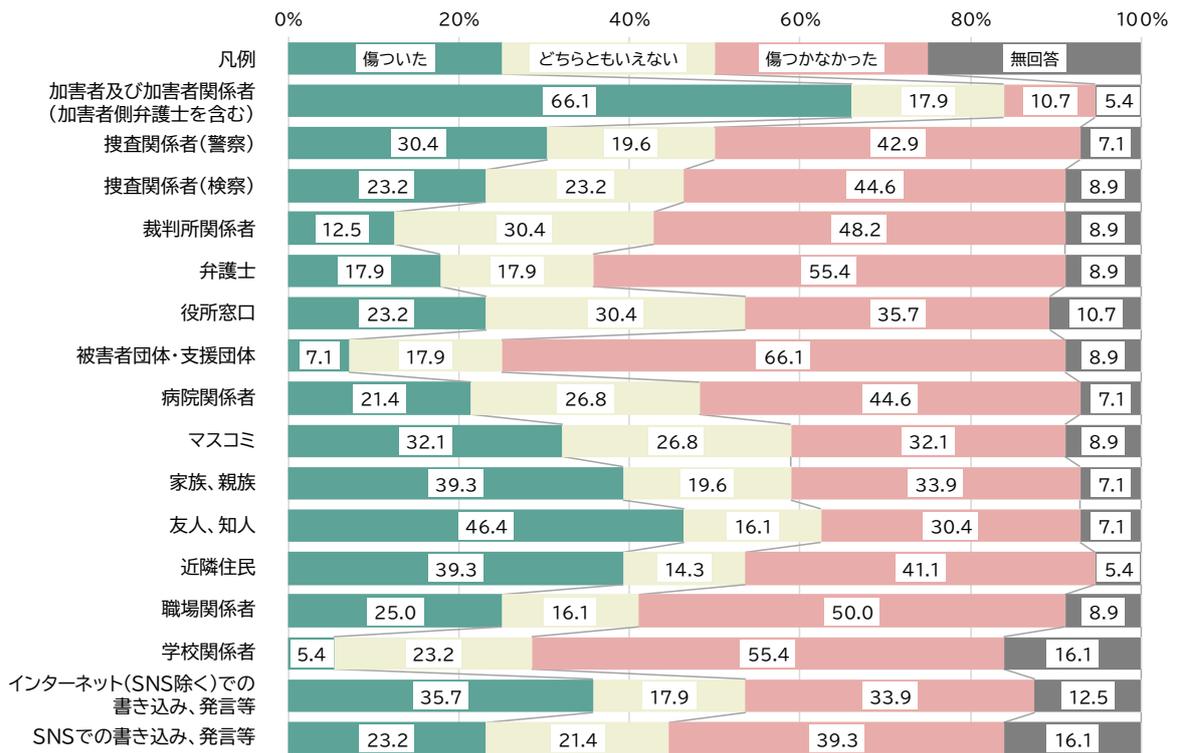
○ 被害後の二次的被害について

犯罪被害者等が二次的被害により傷つけられた相手としては、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む。）」が 66.1%と最も高く、次いで「友人、知人」（46.4%）、「家族・親族」及び「近隣住民」（いずれも 39.3%）となっています。

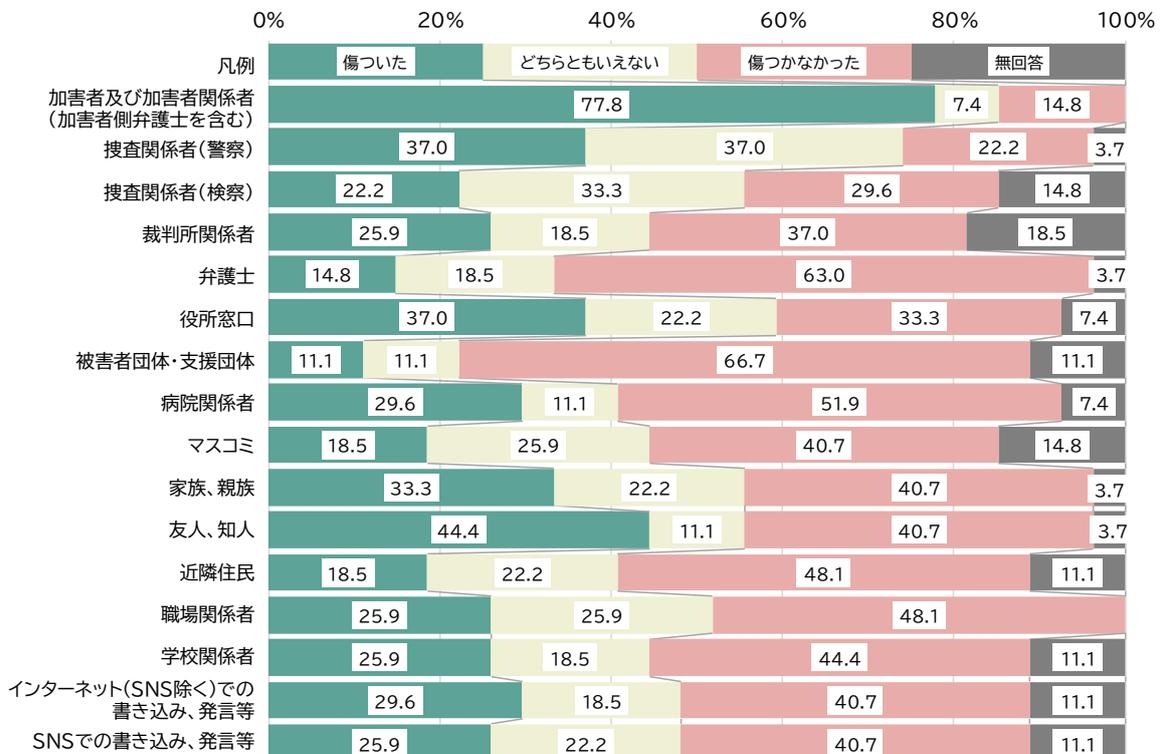
また、性犯罪・性暴力被害者等においては、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む。）」が 77.8%と最も高く、次いで「友人、知人」（44.4%）、「捜査関係者（警察）」及び「役所窓口」（いずれも 37.0%）による二次的被害を経験しています。

<sup>14</sup> 性犯罪・性暴力被害者等（有効回答数 27 件）のうち、設問「被害にあわれたことがきっかけで、あなた自身の生活上の変化はありましたか。」において、「あった」と回答した 25 人を対象。

[犯罪被害者等](n=56)



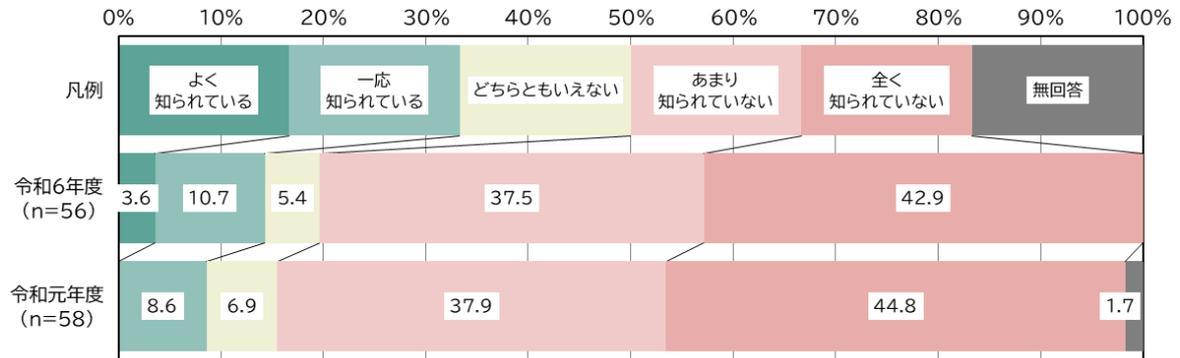
[性犯罪・性暴力被害者等](n=27)



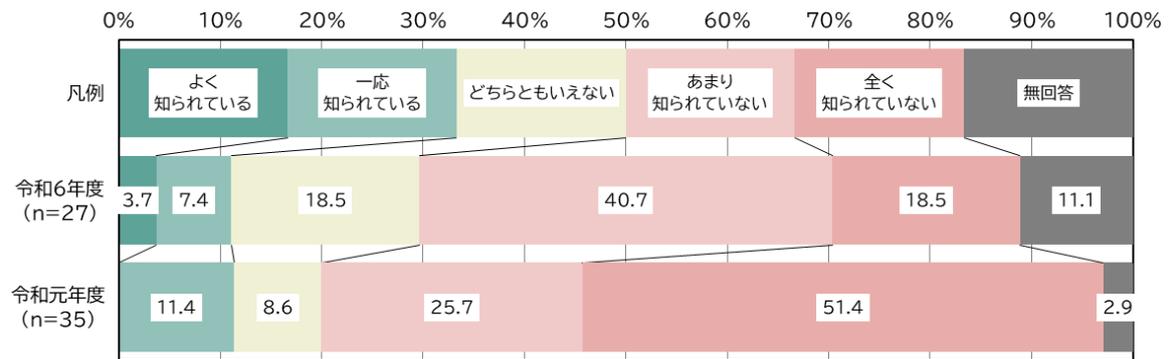
## ○ 被害者の置かれた状況等について

被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、犯罪被害者等の 80.4%、性犯罪・性暴力被害者等の 59.2%が「全く知られていない」「あまり知られていない」と感じています。

【犯罪被害者等】(n=56)



【性犯罪・性暴力被害者等】(n=27)

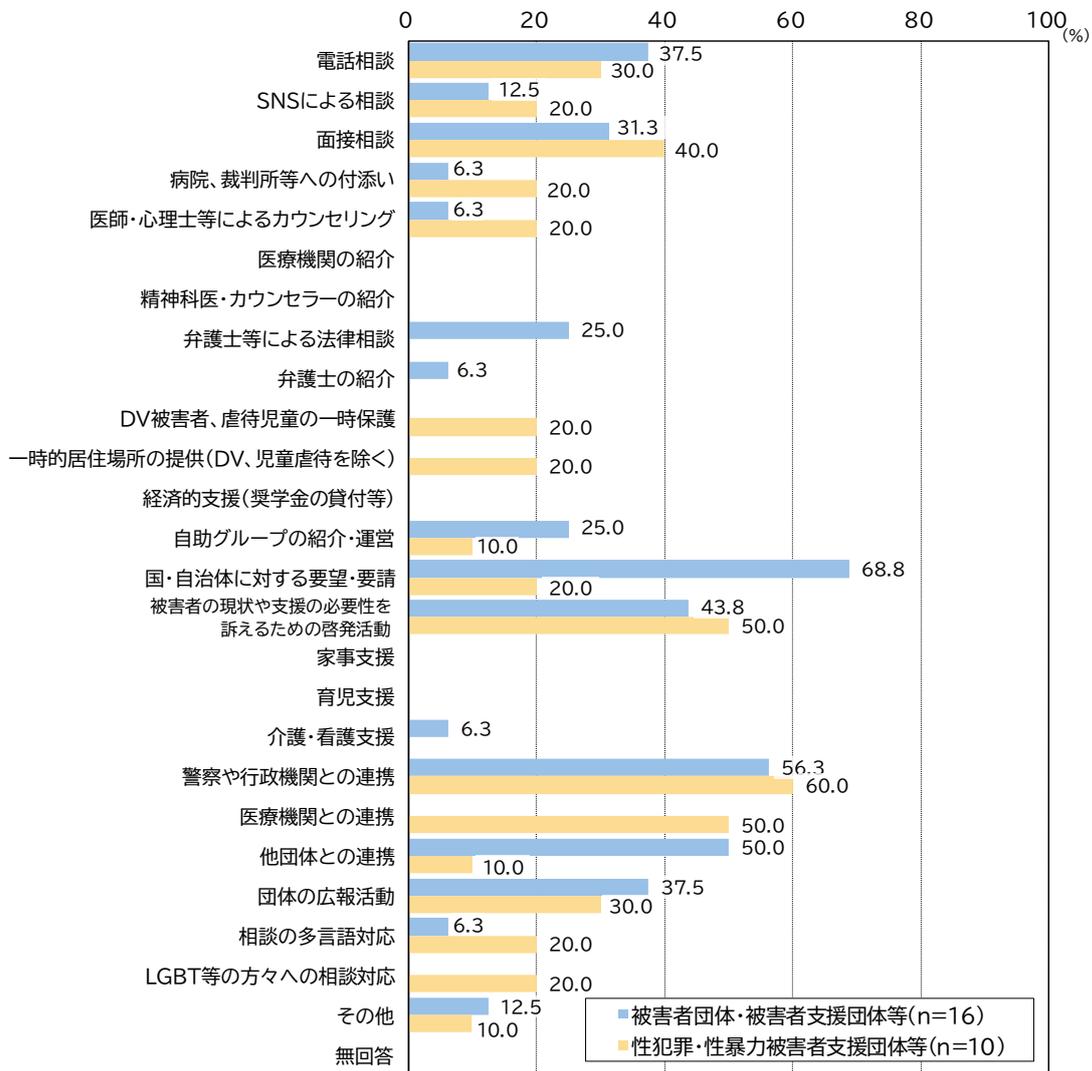


## (2) 被害者団体・被害者支援団体等及び性犯罪・性暴力被害者支援団体等に対する調査

### ○ 今後の支援内容について

被害者団体・被害者支援団体等が今後力を入れていきたい支援内容については、「国・自治体に対する要望・要請」が68.8%と最も高く、次いで「警察や行政機関との連携」(56.3%)、「他団体との連携」(50.0%)となっています。

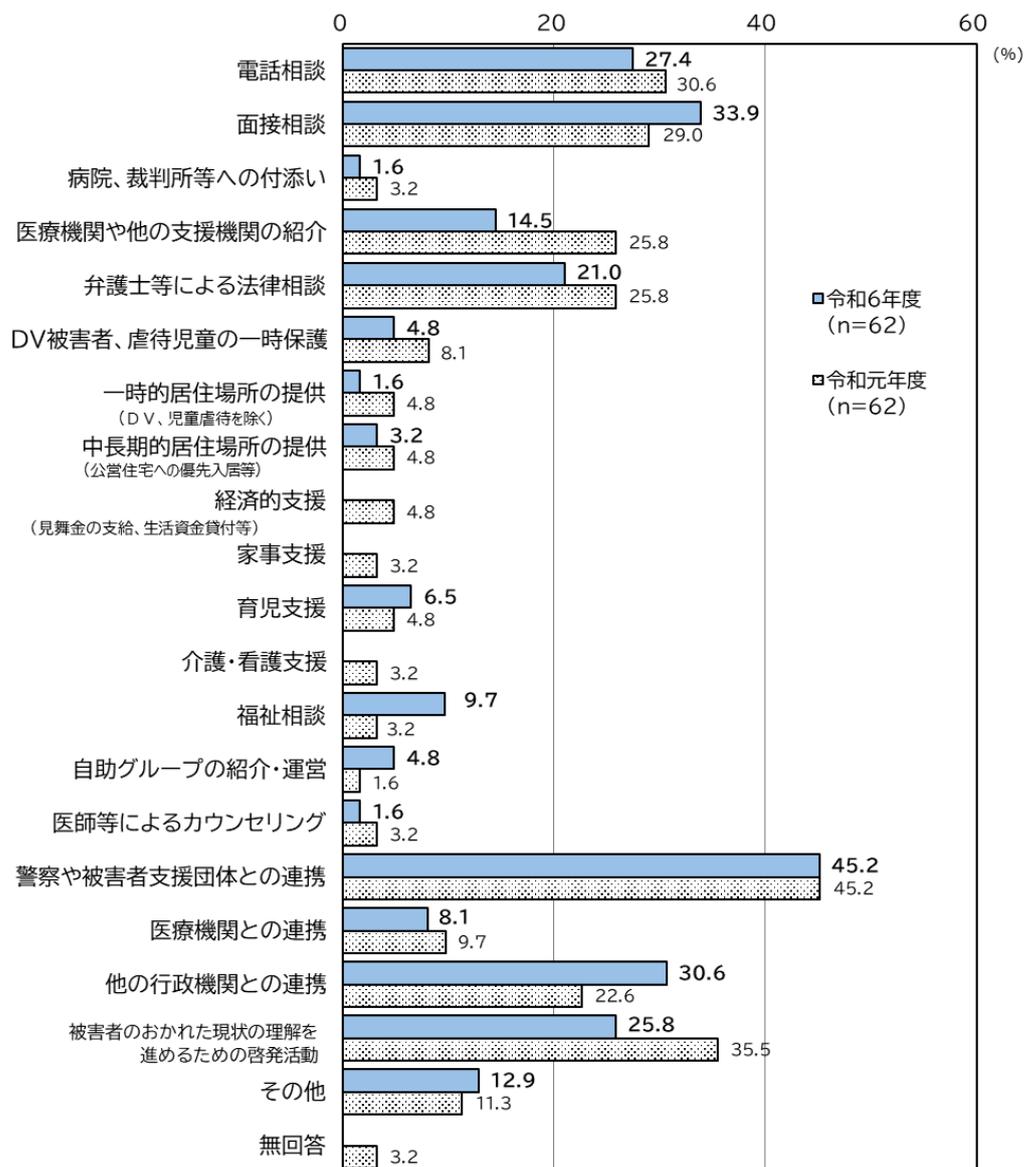
また、性犯罪・性暴力被害者支援団体等においては、「警察や行政機関との連携」が60.0%と最も高く、次いで「被害者の現状や支援の必要性を訴えるための啓発活動」及び「医療機関との連携」がいずれも50.0%、「面接相談」が40.0%となっています。



### (3) 区市町村に対する調査

#### ○ 今後の支援内容について

区市町村が今後充実させていきたい支援内容については、「警察や被害者支援団体との連携」が45.2%と最も高く、次いで「面接相談」が33.9%、「他の行政機関との連携」が30.6%となっています。



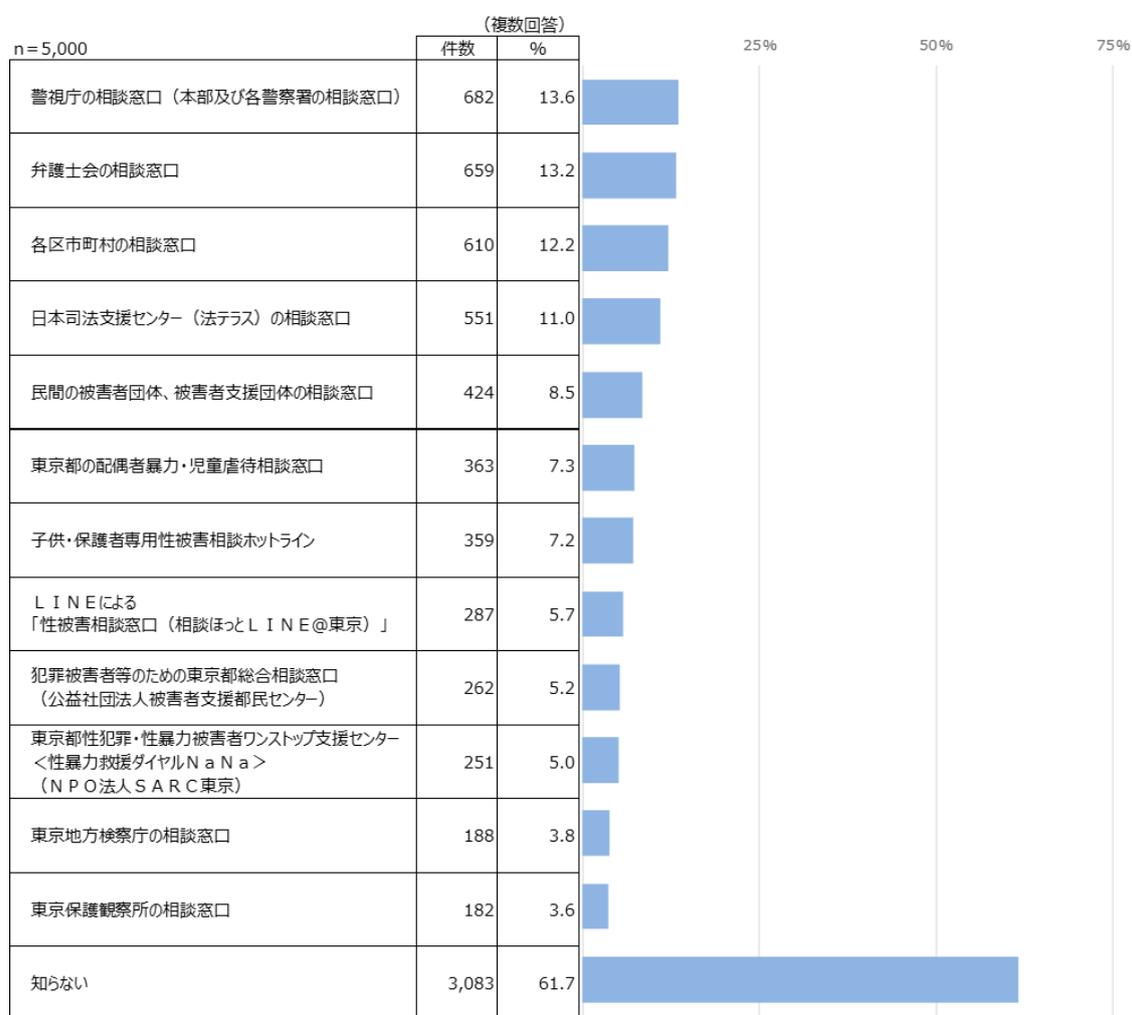
### 3 犯罪被害者等に関する都民の意識

都は、第5期支援計画の策定に当たって、「人権に関する都民の意識調査」<sup>15</sup>により、相談窓口や犯罪被害者等の置かれている状況の認知度等を調査しました。

#### ○ 犯罪被害者等のための相談窓口の認知度

犯罪被害者等のために設置されている相談窓口のうち、知っているものを聞いたところ、「警視庁の相談窓口（本部及び各警察署の相談窓口）」が13.6%で最も高く、次いで「弁護士会の相談窓口」13.2%、「各区市町村の相談窓口」12.2%と続いています。都の相談窓口（LINEによる「性被害相談窓口（相談ほっとLINE@東京）」、犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター）については、認知度が5.0%台にとどまっています。

なお、「知らない」は61.7%で、全体の6割以上となっています。



<sup>15</sup> 「人権に関する都民の意識調査」（令和6年12月）の詳細は、資料編P112を参照。

## ○ 犯罪被害者やその家族が抱えている直接被害以外の問題への認知度

犯罪被害者やその家族が抱えている直接的な被害以外の問題の認知度は、全体で見ると、「十分知っている」は8.3%、「ある程度知っている」は48.6%で、『知っている・計』は56.9%でした。

年代別で見ると、「十分知っている」は、18・19歳が23.9%で最も高く、年代が上がるにつれ割合が低くなっています。『知っている・計』は18・19歳の69.6%が最も高くなっています。



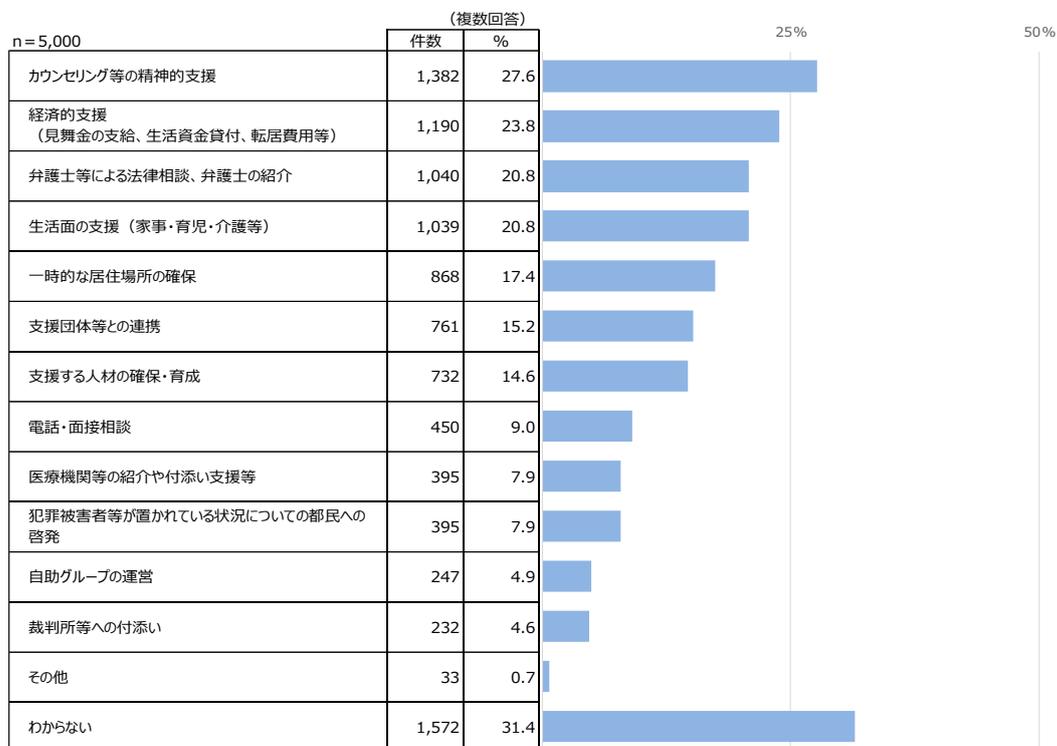
## ○ 被害者等への支援策

犯罪被害者等（性犯罪・性暴力被害者を除く。）への支援策として、都や区市町村等がすべきと思う取組について、「カウンセリング等の精神的支援」が27.6%で最も高く、次いで「経済的支援（見舞金の支給、生活資金貸付、転居費用等）」23.8%、「弁護士等による法律相談、弁護士の紹介」20.8%、「生活面の支援（家事・育児・介護等）」20.8%と続いています。

性犯罪・性暴力被害者への支援策として、都や区市町村等がすべきと思う取組について、「カウンセリング等の精神的支援」が27.0%と最も高く、次いで「一時的な居住場所の確保」21.0%、「経済的な支援（転居費用等）」20.0%と続いています。

なお、いずれも「わからない」との回答が約30%となっています。

### 【犯罪被害者等(性犯罪・性暴力被害者を除く。)への支援策】



### 【性犯罪・性暴力被害者への支援策】



## 第3章 施策の基本的な考え方

### 1 目指すビジョン

一人ひとりに寄り添った支援により、  
犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現

第4期支援計画では、都や区市町村、警察、検察、裁判所、弁護士会等の支援機関、被害者支援団体、地域で活動する民間団体などの関係機関が相互の連携を強化し、犯罪被害者等に寄り添った支援の実効性を高めるため、「関係機関の連携強化による支援の充実」を目指すビジョンに掲げ、関係機関との調整・つなぎ役となる被害者等支援専門員（コーディネーター）の配置や、区市町村や警察等に対して支援に必要な情報等を記録する「T o k y o 被害者支援ノート」の配布、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業における産婦人科の協力医療機関の増加など、取組を進めてきました。

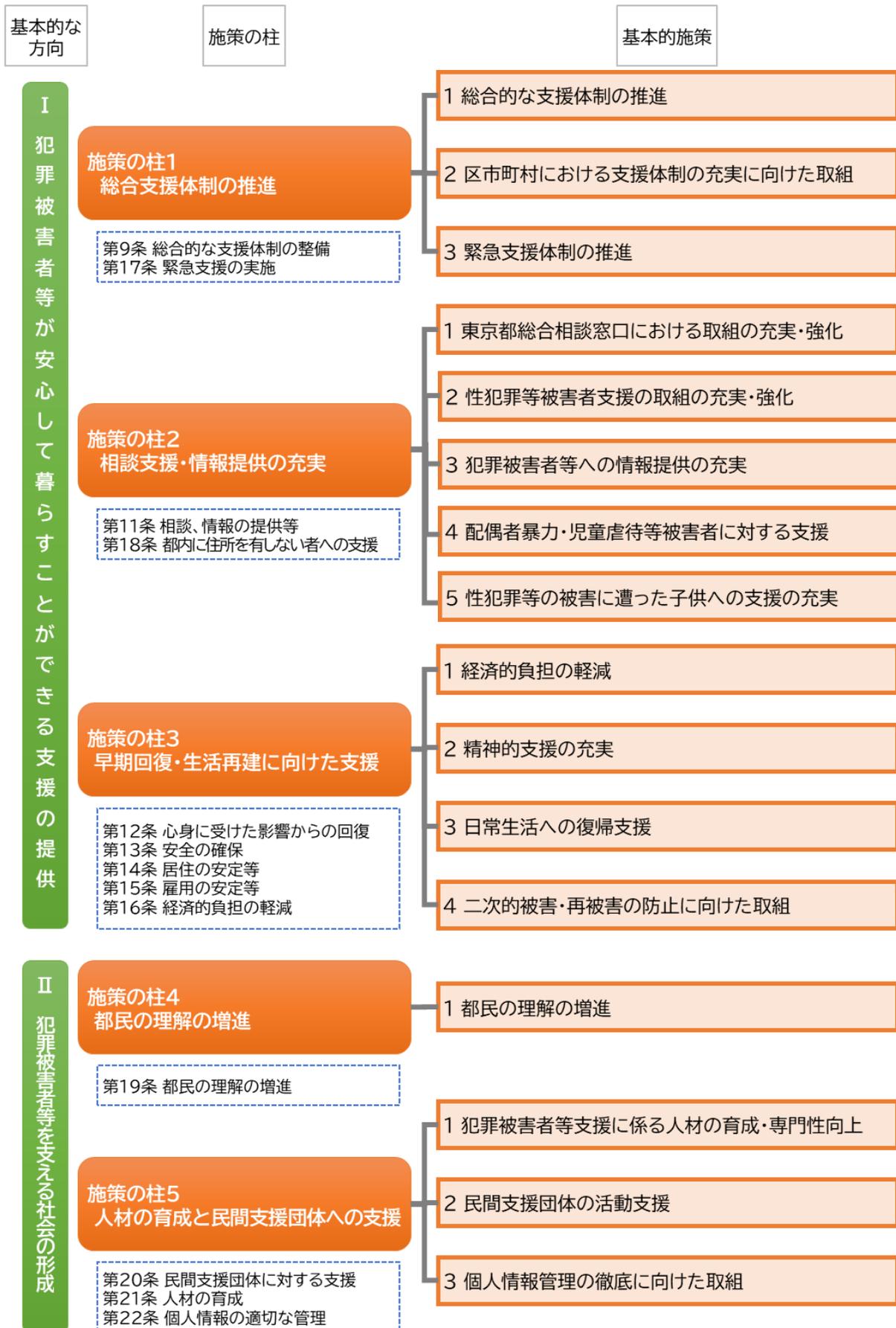
一方で、都内の刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、また、犯罪被害者等は被害後に心身や生活上の影響など様々な問題を抱えているなか、自身の置かれている状況について世間に知られていないと感じるなど、犯罪被害者等を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

特に、近年増加する性犯罪においては、子供や男性の性被害者は被害を受けたことを相談しづらく被害が潜在化しやすいことや、インターネット上の性暴力への対応などの課題があります。

また、犯罪被害者等が周囲の人だけでなく、SNS等による第三者からの誹謗中傷等を受けているなど、様々な場面で二次的被害に苦しめられることがあります。こうしたことから、犯罪被害者等の個々の事情に対応したきめ細かな支援を提供することが重要です。

そこで、第5期支援計画においては、目指すビジョンとして「一人ひとりに寄り添った支援により、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現」を掲げ、2つの基本的な方向と5つの施策の柱を据えました。これらの施策を関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等支援の実現に向けて取り組んでいきます。

## 2 施策体系



### 3 計画の推進

#### (1) 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内各局、区市町村、関係団体等が、目指すビジョンを共有し、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互の連携・協力を図りながら、施策を進めていく必要があります。

都は、庁内の各局で構成する会議や都・区市町村で構成する連絡会などを通じて、多様な主体との連携により、進捗状況を確認し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

その進行管理に当たっては、犯罪被害者等及び学識経験者等で構成する「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」<sup>16</sup>において専門的な見地からの意見を聴取するとともに、毎年度、進捗状況を取りまとめて公表します。

#### (2) 数値目標

第5期支援計画に基づく取組の進捗を判断するため、次の数値目標を掲げます。

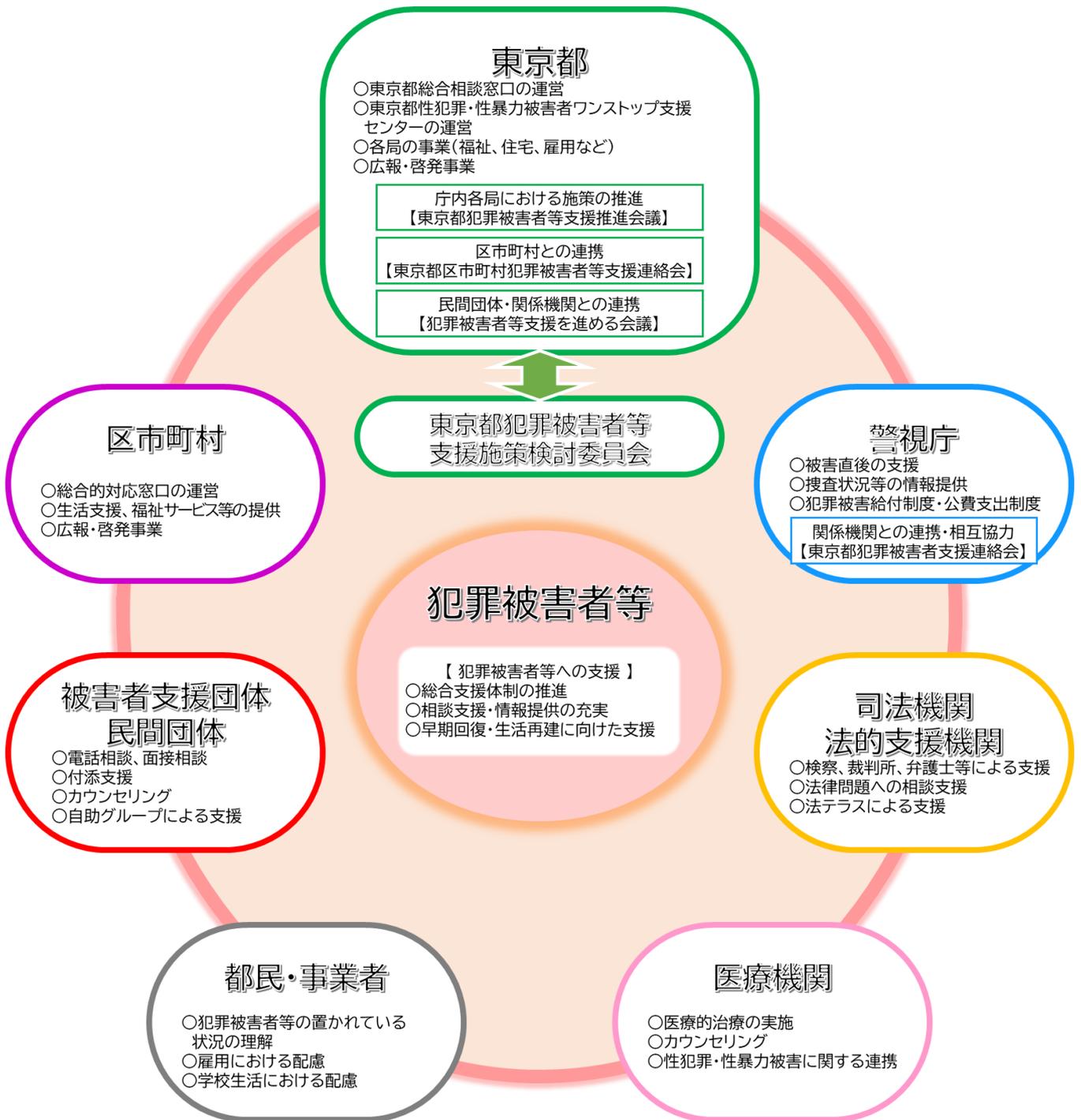
項目		基準値	目標値 令和12年度末
相談窓口	犯罪被害に関する関係機関の相談窓口の認知度	38.3% (令和6年度) <sup>17</sup>	75%
性犯罪・性暴力被害者支援	性犯罪・性暴力被害者支援に係る協力医療機関数	155か所 (令和6年度)	200か所
広報・啓発	「犯罪被害者等が様々な問題を抱えていることを知っている」とした都民の割合	56.9% (令和6年度) <sup>18</sup>	75%
人材育成	区市町村を対象とした研修受講者数	94人 (令和6年度)	370人

<sup>16</sup> 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」は、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等及び有識者の専門的な見地から御意見を賜ることを目的に設置

<sup>17</sup> 「人権に関する都民の意識調査報告書（令和6年12月）」（資料編P113）のQ13を参照

<sup>18</sup> 「人権に関する都民の意識調査報告書（令和6年12月）」（資料編P116）のQ16を参照

【推進体制イメージ】



## 第4章 具体的な施策

### 基本的な方向 I 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

#### 施策の柱1 総合支援体制の推進

##### 1 総合的な支援体制の推進

###### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等は、生命・身体等に対する直接的被害だけでなく、被害直後から、社会生活や経済面の困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応など、様々な問題や不安を抱えています。
- 都は、東京都総合相談窓口や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「性犯罪等被害者ワンストップ支援センター」という。）を中心に、関係機関と連携する体制を構築し、犯罪被害者等を総合的に支援しています。
- 第4期支援計画では、切れ目なく支援を提供できるよう令和3年度に被害者等支援専門員（コーディネーター）を配置するなど、関係機関等と連携して支援する体制の整備を推進してきました。
- 近年、刑法犯の認知件数等が増加していることから、都は、区市町村、警察、民間支援団体など犯罪被害者等への支援を提供している多様な主体と連携して、犯罪被害者等施策を総合的に推進する多機関ワンストップサービス<sup>19</sup>の中核的役割を担う<sup>20</sup>とともに、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえた途切れることのない支援を提供していく必要があります。

###### 施策の方向

犯罪被害者等が、関係機関のどこを起点としても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう、都が主体となって総合的な支援を提供できる体制を推進します。

<sup>19</sup> 多機関ワンストップサービスの目的は、犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資すること。（警察庁「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」（令和6年9月））

<sup>20</sup> 「地方における途切れない支援の提供体制の強化について（通知）」（令和6年7月18日警察庁丙犯被発第30号）

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
総合的な支援体制の推進	<p>都、区市町村、警察、東京都総合相談窓口、性犯罪等被害者ワンストップ支援センター、弁護士会等の関係機関と連携し、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、都の各種支援策、区市町村が担う生活支援等の情報提供、精神科医等によるカウンセリング、関係機関への同行支援など、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップサービスを推進します。</p> <p>また、これまで都、警察を中心に関係機関が犯罪被害者等のケースに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討等を行うために設置した「総合支援会議<sup>21</sup>」について、犯罪被害者等に寄り添った支援の実効性を高めるため、区市町村を追加し、かつ個別の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画等を作成する「支援調整会議（仮称）」に再編成します。</p>	総務局 警視庁
被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援	<p>犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、都に配置している社会福祉制度等の専門的知識を有する「被害者等支援専門員（コーディネーター）」が、個別の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画の作成、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげます。</p> <p>また、犯罪被害者等が行う経済的支援の手続について、伴走支援を行うなど、犯罪被害者等に対して、よりきめ細かな支援を行うため体制の強化を図ります。</p>	総務局
「T o k y o 被害者支援ノート」を通じた支援	<p>犯罪被害者等が支援を受ける過程で、被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や、プライバシーに配慮しつつ関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援に必要な情報等を記録する「T o k y o 被害者支援ノート」を、区市町村、警察、弁護士会等に配布し、犯罪被害者等に交付する取組を推進します。</p>	総務局

<sup>21</sup> 総合支援会議とは条例第9条に基づき犯罪被害者等支援に関係する者と連携し及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するため、令和4年3月に設置した会議体。都、警視庁、被害者支援都民センターを主な構成員とする。

施策名	施策の概要	所管局等
	<p>また、犯罪被害者等の説明負担軽減のための「被害者手帳」や再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」など、国が新たに検討する制度内容を踏まえた「Tokyo被害者支援ノート」の内容等について必要な見直しを行います。</p>	
<p>東京都犯罪被害者等支援推進会議の開催</p>	<p>庁内の犯罪被害者等支援に係る各局等により構成される「東京都犯罪被害者等支援推進会議」を開催し、各局等の取組状況や支援策に関する情報共有など、関係各局等が相互に連携・協力し、庁内が一体となって犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。</p>	<p>総務局</p>
<p>東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催</p>	<p>都と各区市町村犯罪被害者等支援施策主管部署等により構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を開催し、都と各区市町村の取組状況や支援策に関する情報共有等を行うことにより、区市町村の取組を支援するとともに、都・区市町村間及び区市町村相互の連携強化を図ります。</p>	<p>総務局</p>
<p>犯罪被害者等支援を進める会議を通じた連携</p>	<p>犯罪被害者等支援に対する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、地域で活動する民間団体や事業者、学識経験者、行政機関等により構成する「犯罪被害者等支援を進める会議」<sup>22</sup>を開催し、都の取組状況や支援策、各民間団体の取組状況に関する情報共有等を行うことにより、犯罪被害者等やその支援への理解促進及び関係団体相互の連携強化を図ります。</p> <p>また、社会情勢を踏まえた新たな分野の関係団体への呼びかけを行うなど、同会議を通じた犯罪被害者等ネットワークの拡大を図ります。</p>	<p>総務局</p>

<sup>22</sup> 「犯罪被害者等支援を進める会議」は、犯罪被害者等が生活する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るために設置するもの。地域で活動する団体、学識経験者、行政機関等により構成。(令和7年12月現在11団体：東京都町会連合会、東京都民生児童委員連合会、東京都公立中学校PTA協議会、一般社団法人東京都PTA協議会、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、東京都生活協同組合連合会、一般社団法人東京都病院協会、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部)

施策名	施策の概要	所管局等
東京都犯罪被害者支援連絡会の開催	生活、医療、裁判等の複数の分野にわたる行政機関、民間団体等とのネットワークを構築し、相互協力と緊密な連携により、犯罪被害者等支援を効果的に推進するため、「東京都犯罪被害者支援連絡会」 <sup>23</sup> を開催します。	総務局 警視庁

---

<sup>23</sup> 「東京都犯罪被害者支援連絡会」は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の立場に立ち、行政機関、民間団体等との相互協力と緊密な連携を図ることによって、犯罪被害者等の支援、被害の回復・軽減、再発防止活動等を効果的に推進することを目的として設置するもの。

## 2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組

### これまでの成果と課題

- 基礎自治体である区市町村は、住民にとって最も身近であり、保健医療・福祉サービスの提供など、犯罪被害者等の中長期にわたる生活支援を担う中核となる行政機関です。
- 都は、犯罪被害者等が区市町村における総合的対応窓口をはじめとする各種窓口（以下「区市町村窓口」という。）を安心して利用できるよう、区市町村に対して、必要な情報の提供や助言などを行っています。区市町村窓口は平成 24 年度までに都内の全区市町村に設置されており、そのうち一部の区市は、犯罪被害者等への専門的な対応を行う相談窓口を設置しています。
- 第 4 期支援計画では、区市町村窓口向けの対応マニュアルの改訂や区市町村担当者向けの研修の充実など、区市町村における支援体制を支援し、区市町村窓口の対応力の向上を図りました。
- 犯罪被害者等支援における区市町村の役割は「犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進すること」<sup>24</sup>であり、各自治体において犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定することは重要です。現在都内では 7 区市（令和 8 年 1 月末時点）が条例を制定している状況です。

### 施策の方向

区市町村窓口における対応能力の向上が図られるよう支援し、犯罪被害者等への生活支援を中心とした身近な相談しやすい環境を充実させる取組を推進します。

また、犯罪被害者等が置かれている状況への理解を深め、寄り添った支援を提供するため、支援内容に関する情報の提供や助言など、区市町村を適切にサポートする取組を推進します。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
区市町村窓口における対応の支援	区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援ができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報提供や「T o k y o 被害者支援ノート活用マニュアル」を配布するほか、東京都総合相談窓口相談員等の訪問を通じた専門的な助言や意見交換等を行います。	総務局

<sup>24</sup> 「地方における途切れない支援の提供体制の強化について（通知）」（令和 6 年 7 月 18 日警察庁丙犯被発第 30 号）

施策名	施策の概要	所管局等
	<p>また、他自治体の犯罪被害者等支援に関する効果的な取組事例等の情報提供を行うとともに、犯罪被害者等のケースに応じた支援事例集を作成・配布するなど、区市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行います。</p>	
<p>被害者等支援 専門員(コーディネーター)による支援 【再掲】</p>	<p>犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、都に配置している社会福祉制度等の専門的知識を有する「被害者等支援専門員(コーディネーター)」が、個別の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画の作成、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげます。</p> <p>また、犯罪被害者等が行う経済的支援の手続について、伴走支援を行うなど、犯罪被害者等に対して、よりきめ細かな支援を行うため体制の強化を図ります。</p>	<p>総務局</p>
<p>区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化</p>	<p>区市町村に対して東京都総合相談窓口における支援内容を周知するほか、東京都総合相談窓口相談員の区市町村窓口への訪問などにより、区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化を図ります。</p> <p>また、区市町村と東京都総合相談窓口との連携により、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。</p>	<p>総務局</p>
<p>区市町村担当者に対する研修の充実</p>	<p>区市町村職員を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。</p> <p>あわせて、都の被害者等支援専門員(コーディネーター)による事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、多摩地域における開催や多機関連携の在り方の検討など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。</p>	<p>総務局</p>

施策名	施策の概要	所管局等
東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ	区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。	総務局
区市町村における犯罪被害者等支援条例の制定への支援	犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等のニーズや条例制定自治体の状況を情報提供するなど、区市町村における条例の制定に向けた協力を行います。	総務局
東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催 【再掲】	都と各区市町村犯罪被害者等支援施策主管部署等により構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を開催し、都と各区市町村の取組状況や支援策に関する情報共有等を行うことにより、区市町村の取組を支援するとともに、都・区市町村間及び区市町村相互の連携強化を図ります。	総務局

### 3 緊急支援体制の推進

#### これまでの成果と課題

- 実際に大規模な事件等が発生した場合は、同時に多数の死傷者が発生し、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することが必要となります。
- 都は、区市町村、警視庁、関係機関等と連携し、適切な支援を行う体制の整備を図っています。
- 同時に多数の死傷者が生じる大規模な事案（以下「大規模被害者支援事案」という。）が発生した場合は、関係機関等が相互に連携・協力を図りながら、犯罪被害者等に対して円滑な支援を実施します。

#### 施策の方向

大規模被害者支援事案が発生した際に、各関係機関がそれぞれの役割を果たし、また、相互に連携・協力して犯罪被害者等への円滑な支援を行います。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
緊急支援体制の推進	大規模被害者支援事案が発生した場合における都、警視庁、その他関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等に基づき、各関係機関が相互に連携・協力し、必要な緊急支援を行います。	警視庁

## 施策の柱2 相談支援・情報提供の充実

### 1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化

#### これまでの成果と課題

- 都は、平成 20 年 4 月に、東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体<sup>25</sup>の指定を受けている公益社団法人被害者支援都民センター<sup>26</sup>との協働で東京都総合相談窓口を設置し、電話相談、面接相談、精神的ケア、付添支援（直接的支援）等の各種支援を提供してきました。
- 第 4 期支援計画では、多摩地域に居住する犯罪被害者等に対して東京都総合相談窓口の利便性を向上させるため、令和 3 年度に東京都総合相談窓口の支所を立川市内に設置するなど、相談体制の充実を図ってきました。
- 東京都総合相談窓口における令和 6 年度の相談等件数は 7,085 件で、ここ数年は、おおむね 7 千件台で推移しており、相談件数の増加に伴い、犯罪被害者等に対する支援のニーズが多様化しています。
- このため、個々の犯罪被害者等のニーズに応じて、様々な支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、犯罪被害者等に対する総合的な支援をきめ細かく提供していくことが必要です。

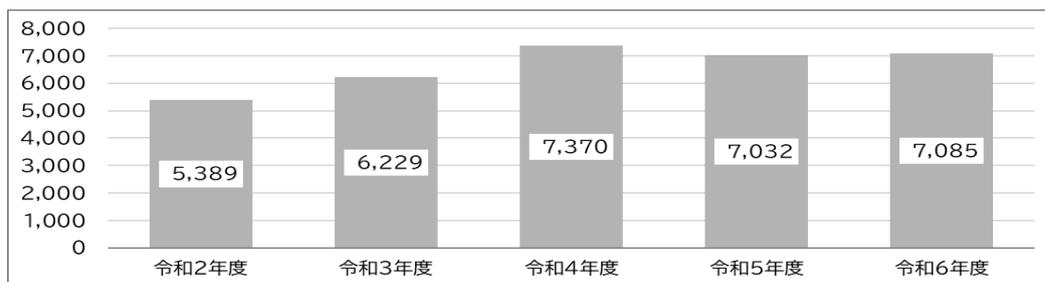
#### 【東京都総合相談窓口における相談等件数】

(単位：件)

相談等 種別 年度	電話等相談	面接相談	精神的ケア	付添支援	合計
	相談、助言、他機関の紹介等	相談、助言	公認心理師・精神科医のカウンセリング	自宅訪問、警察・裁判所等への付添い	
令和2年度	3,854	185	791	559	5,389
令和3年度	4,452	299	962	516	6,229
令和4年度	5,127	343	1,275	625	7,370
令和5年度	4,853	351	957	871	7,032
令和6年度	5,073	366	957	689	7,085

<sup>25</sup> 「犯罪被害者等早期援助団体」とは、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして指定した非営利の法人。平成 13 年 4 月の「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」の改正により創設された。犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助、犯罪被害等に関する相談、物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助等を行う。

<sup>26</sup> 「公益社団法人被害者支援都民センター」は、犯罪被害者等に対する各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として設立された法人。平成 14 年 5 月に、東京都公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた。



### 施策の方向

東京都総合相談窓口において犯罪被害者等への各種支援の適切な提供を行うとともに、関係機関との連携を強化するなど、相談窓口等の各種支援の充実を図ります。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
東京都総合相談窓口の運営	<p>東京都総合相談窓口については、犯罪被害者等からの相談に、電話、メール、面接等により対応するほか、警察、検察庁、裁判所等の関係機関への付添支援（直接的支援）、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談、自助グループ<sup>27</sup>の紹介など、引き続き、犯罪被害者等支援に精通した相談員等による総合的な支援を実施します。</p> <p>また、都が実施する見舞金給付、転居費用に係る支援等の経済的支援策に関する受付窓口として相談に応じるなど申請にあたり、きめ細かなサポートを実施するとともに、申請手続の簡便化を図ります。</p> <p>さらに、来所することが困難な犯罪被害者等へのオンライン方式によるカウンセリング等の精神的ケアを行います。</p>	総務局
多摩地域における窓口相談の実施	<p>多摩地域等に居住する犯罪被害者等の利便性向上のため、多摩地域に設置した東京都総合相談窓口の支所において、面接相談、カウンセリング、裁判所等への付添支援を実施します。</p>	総務局

<sup>27</sup> 「自助グループ」とは、同じような辛さを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループをいう。（内閣府「交通事故被害者遺族の自助グループ支援マニュアル（平成22年度版）」より）

施策名	施策の概要	所管局等
東京都総合相談窓口の体制強化	犯罪被害者等の精神的ケアや直接的支援をはじめとしたニーズを踏まえ、適切かつきめ細かな対応を行っていくため、東京都総合相談窓口における機能の強化や支援体制の充実を図ります。	総務局
警察等と東京都総合相談窓口の連携強化	犯罪被害の概要や犯罪被害者等の状況などの情報共有を充実するなど警察等との連携を強化し、都の支援制度の対象者や公判への出廷の要請・被害者参加の要望がある犯罪被害者等、精神的ケアの必要な犯罪被害者等に対する支援の充実を図ります。	総務局 警視庁
区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化 <b>【再掲】</b>	区市町村に対して東京都総合相談窓口における支援内容を周知するほか、東京都総合相談窓口相談員の区市町村窓口への訪問などにより、区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化を図ります。  また、区市町村と東京都総合相談窓口との連携により、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。	総務局

## 2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化

### これまでの成果と課題

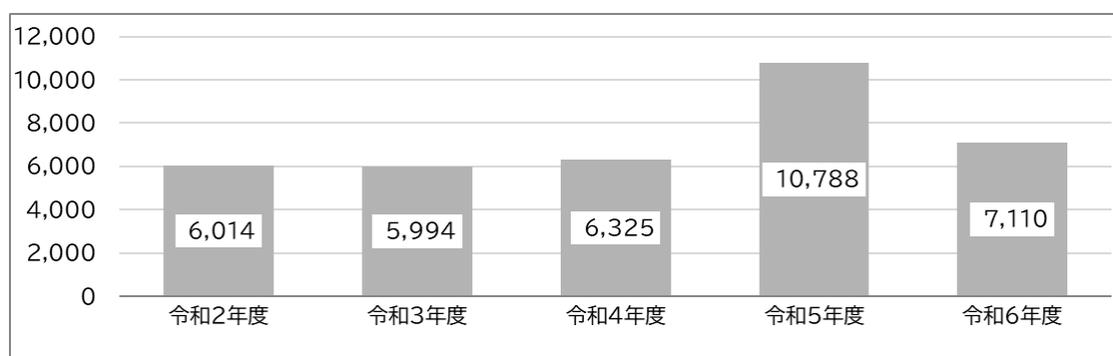
- 都は、平成 27 年 7 月から、特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC 東京）との協働で、警察、医療機関等との連携により実施する性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業（以下「性犯罪等被害者ワンストップ支援事業」という。）を開始し、24 時間 365 日体制で相談を受け付ける<sup>28</sup>ほか、相談・カウンセリング等の精神的ケア、病院・警察等への付添い等、ワンストップで支援を行っています。
- 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおける令和 6 年度の相談等件数は 7,110 件となっています。令和 5 年度は、刑法及び刑事訴訟法の一部改正<sup>29</sup>等により一時的に 1 万件超となりましたが、全体としても件数は増加傾向にあります。
- 第 4 期支援計画では、性犯罪・性暴力被害者にとってより相談しやすい環境を整えるため、令和 5 年度に LINE 相談を開設するなど、相談体制の充実を図りました。

### 【性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおける相談等件数】

（単位：件）

年度	相談等種別	電話等相談※	面接相談	精神的ケア	付添支援	合計
		相談、助言、他機関の紹介等	相談、助言	公認心理師・精神科医によるカウンセリング等	病院、警察等への付添い	
令和2年度		5,438	143	206	227	6,014
令和3年度		5,282	155	267	290	5,994
令和4年度		5,420	223	286	396	6,325
令和5年度		9,822	277	246	443	10,788
令和6年度		6,369	195	237	309	7,110

※ 令和 5 年度から集計方法を変更<sup>30</sup>



<sup>28</sup> 24 時間 365 日体制の相談ダイヤル（ホットライン）は、「性暴力救援ダイヤル NaNa（ナナ）」という名称で周知している。「NaNa」は、Not alone, Not afraid（もう 1 人じゃないよ、恐れずに連絡して）の略。

<sup>29</sup> 令和 5 年 7 月 13 日に法改正（強制性交等罪を「不同意性交等罪」とし、要件を「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態」として明文化、性犯罪の公訴時効期間の延長、性的姿態撮影罪の新設等）。

<sup>30</sup> 令和 5 年度から、同一日に同一の方から複数の相談があった場合に全件を計上するよう、集計方法を変更。

- 近年、顕在化するインターネット上の性暴力等への対応や令和5年の刑法及び刑事訴訟法の一部改正による性的姿態撮影罪の新設など新たな法律内容に基づいた支援など、性犯罪・性暴力被害者を取り巻く環境の変化に適切に対応できる相談体制づくりが求められています。
- また、国の調査によれば、性犯罪・性暴力の加害者の7～8割が顔見知りであり、特に子供や男性、性的マイノリティ等の被害者は被害を受けたことを相談しづらく、被害が潜在化しやすいとされています。<sup>31</sup>
- 男性の性被害の認知件数や子供の性被害（不同意性交等）の認知件数が増加している状況を踏まえると、男性や子供の性被害者に対して適切に対応する相談支援体制の充実が必要です。

### 施策の方向

性犯罪等被害者ワンストップ支援事業について、支援の充実や医療機関等との連携を強化し、迅速かつ適切な支援につなげるとともに、女性に対するこれまでの支援に加え、子供や男性の被害者への適切な対応など相談しやすい環境づくりを一層推進します。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
性犯罪等被害者ワンストップ支援事業の実施	性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に24時間365日対応し、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談、医療従事者等を対象とした研修、学識経験者等による専門家懇談会の開催など、引き続き、関係機関と連携しながら、被害直後からの総合的な支援を実施します。	総務局
性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	性犯罪・性暴力被害者と関連性の高い各児童相談所、東京女性相談支援センター、東京ウィメンズプラザ、教育機関等との啓発事業など相互に連携強化を図ります。	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁

<sup>31</sup> 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）において、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和2年3月公表）等を踏まえて示された内容。

施策名	施策の概要	所管局等
性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化	<p>性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、産婦人科・小児科医等の専門家から必要に応じて支援員が専門的助言や指導を受けられる体制を整備し、性被害等への支援体制を強化します。</p> <p>また、支援員の支援能力・専門性の向上のため、外部研修の受講を促すなど、性犯罪・性暴力被害者に適切に対応できる体制の強化を図ります。</p>	総務局
性犯罪・性暴力被害者への多様な相談方法の提供	<p>性犯罪等被害者ワンストップ支援事業において、「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」やLINE相談を運用するなど、子供や若年層がより相談しやすくなる取組を推進するとともに、多言語化対応、手話での対応など、外国人、障害者、男性、性的マイノリティ等の性犯罪・性暴力被害者等からの相談に適切に対応できる取組を推進します。</p> <p>特に、男性の性犯罪・性暴力被害者は相談を躊躇する傾向<sup>32</sup>があるため、男性の性被害相談窓口を開設するなど、男性の性犯罪・性暴力被害者がより相談しやすい環境を整備します。</p>	総務局
性犯罪・性暴力被害者の状況に応じた医療機関との連携強化	<p>産婦人科の協力医療機関の確保に加え、子供、男性、障害者などの性犯罪・性暴力被害者の状況に適した医療的支援につなぐことができるよう、小児科、泌尿器科等の協力医療機関の確保に努めます。</p> <p>また、年齢・性別を問わず、被害の状況に応じて複数の診療科（身体）での診療が可能な病院を総合協力医療機関（仮称）として位置付け、複雑な被害に対応します。</p> <p>あわせて、性犯罪等被害者ワンストップ支援センターと総合協力医療機関（仮称）を含めた協力医療機関との連携強化を図ります。</p>	総務局 保健医療局
精神科の協力医療機関の確保	東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターと連携する精神科・児童精神科の協力医療機関の	総務局 保健医療局

<sup>32</sup> 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（令和6年3月）」

施策名	施策の概要	所管局等
	確保に努め、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実を図ります。	
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進	こども性暴力防止法 <sup>33</sup> において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供する事業者に対して、その従事者による子供への性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられます。具体的な措置内容等については、国が示すガイドライン等を踏まえながら、適切な運用・周知等を行います。	子供政策連携室 総務局 生活文化局 福祉局 教育庁

<sup>33</sup> 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69条）

### 3 犯罪被害者等への情報提供の充実

#### これまでの成果と課題

- 誰もが犯罪被害に遭う可能性があり、被害後に速やかに相談窓口や支援につなげることは重要です。
- 都は、行政機関や民間支援団体が行う支援内容とその窓口一覧の作成などにより、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの相談窓口をはじめ、各種支援策に関する情報の発信に取り組んでいます。
- 第4期支援計画では、性犯罪等被害者ワンストップ支援センターのホームページの多言語化や性犯罪・性暴力被害者電話相談「#8891」を開始するなど、取組を推進しました。
- 都の実態調査では、犯罪被害者等は被害により精神的な負担等が大きいなか、各種申請手続や名義変更など、日常生活に関する諸手続への疑問や不安を抱えているという声があったことから、犯罪被害者等の状況に寄り添った支援が必要です。

#### 施策の方向

全ての犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターをはじめとした相談窓口、各種支援策をわかりやすく積極的に周知するなど、犯罪被害者等への情報提供の充実に向けて取り組めます。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害者等への情報提供の充実	都の犯罪被害者等支援の相談窓口や各種支援策に関するリーフレット等を作成し、警察、区市町村、その他関係機関を通じて犯罪被害者等へ配布するほか、総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」、警視庁ホームページ、SNS等の活用により、犯罪被害者等を含む幅広い層に対して犯罪被害者等支援に関する情報提供の充実を図ります。 また、警察において、「警視庁指定被害者支援実施要領」に基づき、一定の犯罪被害者等に対して、「被害者の手引」を交付するとともに、被害者連絡を実施し、適時適切に情報提供を行います。	総務局 警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
	あわせて、犯罪被害者等が被害後に速やかに相談できるよう、警察、区市町村、その他関係機関と連携し、相談窓口等の情報提供を行います。	
警察における犯罪被害者等の各種相談窓口の周知	<p>警視庁の犯罪被害者支援室に設置した「犯罪被害者ホットライン」において、犯罪被害者等からの相談に応じるほか、東京都総合相談窓口をはじめとする関係機関等に関する情報提供を行うなど、相談内容に応じた支援を行います。</p> <p>また、犯罪被害等に遭った少年を含む少年の悩みごと・困りごとに対応する相談窓口「ヤング・テレホン・コーナー」において、相談内容に応じた支援を行います。</p>	警視庁
性犯罪被害電話相談 「#8103・#8891」の周知	性犯罪・性暴力被害者が速やかに適切な支援につながるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」や各都道府県の性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」について、様々な機会や媒体を通じて周知し、各相談窓口の認知度向上を図ります。	総務局 警視庁
痴漢撲滅プロジェクト専用サイトにおける相談・支援機関の紹介	<p>痴漢撲滅プロジェクト専用サイトにおいて、痴漢被害に関する相談等に対応している国や自治体等の窓口の情報提供を行います。</p> <p>また、痴漢被害者・目撃者サポートコーナーにおいては、相談者それぞれの希望にあった相談機関の情報提供を行います。</p>	都民安全総合対策本部
他県在住の犯罪被害者等への支援	<p>都内で犯罪被害に遭った他道府県の住民等について、犯罪被害者等支援に関する相談に応じ、居住する道府県における適切な支援につながるよう、他道府県の総合的対応窓口と連携しながら、必要な情報提供や助言を行います。</p> <p>あわせて、都内で犯罪被害に遭った都内在勤・在学の方への無料法律相談の実施など、都としても支援を行います。</p>	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
外国人の犯罪被害者等への支援	都が実施する犯罪被害者等支援の相談窓口や各種支援策について、ホームページやリーフレットの多言語化や、相談窓口での多言語対応等の取組を推進し、日本語を理解できない外国人への情報提供の充実を図るとともに、東京都多言語相談ナビなど他の外国人対応窓口等と連携し、必要な支援につなげます。	総務局 生活文化局
交通事故被害者への相談支援の実施	東京都交通事故相談所において、交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて、損害賠償額、示談の仕方、保険請求の手続、生活の立て直しのための援護制度等の相談に応じます。なお、当事者間で示談交渉がまとまらない時は、裁判外紛争処理機関等を案内します。	都民安全総合対策本部
青少年のインターネット等トラブルへの相談対応等	インターネット・スマートフォンにおける各種SNSに関するトラブルや児童ポルノ等を含む性被害等について、総合的な相談窓口「こたエール」において、電話・メール・SNSによる相談を実施します。  また、「こたエール」で犯罪被害者等に関する相談があった場合、適切な支援につながるよう、性犯罪等被害者ワンストップ支援センター等、関係機関との連携・協力を図ります。	総務局 都民安全総合対策本部
学校・福祉施設等への情報提供の充実	犯罪被害に遭った児童・生徒や障害者など、潜在化しやすい被害者が、適切な支援につながるよう、都の犯罪被害者等支援の相談窓口や「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」、LINE相談などの相談窓口や支援内容について、学校や福祉施設等への周知を実施します。	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁
性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供	緊急避妊を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対して、国が公表する緊急避妊薬の調剤及び販売が対応可能な薬局及び薬剤師等について、情報提供を行います。	福祉局

施策名	施策の概要	所管局等
利用可能な社会保障等制度の周知	医療・生活・教育等の各種社会保障等の制度（医療保険・生活保護・遺族年金・障害年金・国民年金保険料・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・自立支援給付・失業等給付・介護保険料・義務教育段階の就学援助制度・高等学校等就学支援制度・高校生等奨学給付金制度・高等教育段階の修学支援新制度・地方税）に関し、区市町村等と連携して、犯罪被害者等が利用できる既存の社会保障制度等について、適切に周知等を行います。	総務局 主税局 生活文化局 福祉局 教育庁
行政書士による犯罪被害者等への支援	被害後に発生する様々な手続（各種届出や申請、相続、名義変更、事業承継等）への疑問や不安などを解消するため、行政書士会との連携により、行政書士による無料相談を実施します。	総務局
「T o k y o 被害者支援ノート」を通じた支援 【再掲】	<p>犯罪被害者等が支援を受ける過程で、被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や、プライバシーに配慮しつつ関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援に必要な情報等を記録する「T o k y o 被害者支援ノート」を、区市町村、警視庁、弁護士会等に配布し、犯罪被害者等に交付する取組を推進します。</p> <p>また、犯罪被害者等の説明負担軽減のための「被害者手帳」や再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」など、国が新たに検討する制度内容を踏まえた「T o k y o 被害者支援ノート」の内容等について必要な見直しを行います。</p>	総務局

## 4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援

### これまでの成果と課題

- 近年、配偶者暴力や児童虐待に関する事件が全国で増加傾向にあり、都の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所における相談件数も、増加傾向で推移しています。
- 都は、配偶者暴力・児童虐待等に係る相談事業や一時保護など配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援を推進しています。
- 配偶者暴力や児童虐待は、その多くが人目に触れにくい家庭内で起こる犯罪であり、被害を発生させないことが何より重要ですが、被害が発生してしまった際は、迅速な被害者の安全確保や継続的な日常生活への復帰支援などについて、関係機関が連携しながら対応していく必要があります。

### 施策の方向

配偶者暴力や児童虐待による被害者等に対する支援を迅速かつ適切に提供できるよう、都のそれぞれの相談支援機関における相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
配偶者暴力等に係る相談支援の実施	<p>配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担う東京ウィメンズプラザと東京都女性相談支援センターにおいて、配偶者・交際相手等からの暴力による被害者からの相談に応じ、関係機関との連携や情報共有を図りながら、緊急の保護や自立のための支援を行うとともに、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能の整備を推進するための必要な支援を行います。</p> <p>また、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議<sup>34</sup>」を開催し、配偶者暴力の防止、被害者の安全確保や支援等の総合的な取組について検討するとともに、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>あわせて、様々な困難な問題を抱える女性に対して、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチによる相</p>	生活文化局 福祉局

<sup>34</sup> 配偶者暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、配偶者暴力防止法第5条の2に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会として、東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議を設置。

施策名	施策の概要	所管局等
	<p>談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行い、必要な支援につなげます。</p>	
<p>配偶者暴力等に係る法律相談</p>	<p>東京都女性相談支援センターに協力弁護士を配置し、配偶者暴力被害者、人身取引被害者等の法的な相談に対応します。</p> <p>また、協力弁護士は、東京都女性相談支援センター職員に対する法的な助言も行います。</p>	<p>福祉局</p>
<p>配偶者暴力等被害者の一時保護</p>	<p>配偶者・交際相手等からの暴力による被害者の安全確保のため、東京都女性相談支援センターの一時保護所の適切な運用を図ります。</p>	<p>福祉局</p>
<p>ストーカー事案等への適切な対応</p>	<p>ストーカー事案等の人身安全関連事案に対して、警察署と警視庁の人身安全関連事案総合対策本部が連携し、事案の危険性や切迫性を的確に判断するとともに、ストーカー行為者等に対する警告、検挙等の必要な措置と、ストーカー被害者等への一時的な宿泊施設の提供や転居費用の公費負担等の保護対策の双方を迅速かつ的確に実施し、被害者の安全確保を最優先に考えた対応を行います。</p>	<p>警視庁</p>
<p>児童虐待に係る相談支援の実施</p>	<p>配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、配偶者暴力防止法<sup>35</sup>に基づく法定協議会、区市町村の子育て支援機関、児童相談所など、地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。</p> <p>また、各児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターの連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。</p> <p>あわせて、児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置し、必要な支援を行います。</p>	<p>福祉局</p>

<sup>35</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

施策名	施策の概要	所管局等
<p>児童虐待被害 児童の一時保 護・社会的養 護</p>	<p>児童虐待の被害に遭った児童の安全確保のため、区市町村との十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、児童相談所における一時保護所のほか、一時保護委託の活用も含めた必要な体制整備を推進します。</p> <p>また、児童虐待の被害に遭った児童を含む、社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。</p>	<p>福祉局</p>
<p>関係機関の取 組に対する支 援</p>	<p>配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援のため、医療従事者研修の案内の送付や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの啓発物等の送付など、関係機関等の支援に資する協力を実施します。</p>	<p>総務局</p>

## 5 性犯罪等の被害に遭った子供への支援の充実

### これまでの成果と課題

- 都は、学校や学習塾等での子供への性被害の頻発や子供時代に受けた性被害により苦しみを抱えている被害者の顕在化など子供の性被害が社会問題化していることを踏まえ、令和5年度に「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」を開設するなど、性被害にあった子供や保護者が相談しやすい体制の充実等を図っています。
- 警察庁の資料<sup>36</sup>によると、全国の令和6年度の児童買春事犯等（不同意性交等及び不同意わいせつ等）の検挙件数は、4,850件と過去10年で最多の状況です。
- 性被害者が子供の場合、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「被害かどうか分からない」等の理由から、半数近くが被害に遭っても誰にも相談しなかった実態<sup>37</sup>があります。
- このため、子供や保護者への相談体制の充実や成長・発達段階に応じた正しい知識の理解促進など、子供の性犯罪・性暴力被害者に対する支援の推進が必要です。
- また、子供が被害に遭った場合は、日常生活の多くを過ごす学校での対応が重要です。学校と地域の様々な関係機関が連携して対応していくことが求められています。

### 施策の方向

子供の目線にたった、相談体制の充実や広報・啓発など実効性のある取組を推進するとともに、学校や児童相談所等の関係機関と連携し、子供の犯罪被害者等に対する支援の充実を図ります。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
性犯罪等被害者ワンストップ支援事業における子供の性被害に対する支援の充実	性犯罪等被害者ワンストップ支援事業において、「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」やLINE相談を運用するなど、子供や若年層がより相談しやすくなる取組を推進します。【再掲】 また、性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、産婦人科・小児科医等の専門家から必要に応じて支援員が専門的助言や指導を受けられる体制を整備し、性被害等への支援体制を強化します。【再掲】	総務局

<sup>36</sup> 警察庁ホームページ「少年非行及び子供の性被害」の広報資料によると「児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが近年増加傾向にあり、その結果、令和6年は2年連続増加し、過去10年で最多」と記載。

<sup>37</sup> 内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書（令和4年3月）」を基に記載。

施策名	施策の概要	所管局等
子供の性被害に対応する医療機関との連携強化	<p>子供の被害者の状況に適した医療的支援につなぐことができるよう、産婦人科の協力医療機関に加え、小児科や児童精神科の協力医療機関の確保に努めます。</p>	<p>総務局 保健医療局</p>
性暴力・性被害防止に向けた広報・啓発	<p>性暴力の内容や対処方法などについて年齢層別に制作したアニメ動画の発信や、ホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE」への性暴力被害に関する記事の掲載など、都民の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。</p> <p>また、SNSの不適切な利用に起因する性被害が深刻な中、ホームページ「ぴすなび@SNS」「STOP! 青少年のSNS性被害」等を通じて、青少年が安全・安心にインターネット等を利用できる環境を整備します。</p>	<p>子供政策連携室 都民安全総合対策本部</p>
教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力	<p>児童・生徒が犯罪被害者となる重大事件が学校で発生した場合に、当該児童・生徒及びその兄弟姉妹である児童・生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、警察や児童相談所等との連携・協力を図ります。</p> <p>また、性被害に関する電話相談やLINE相談の窓口等を掲載したリーフレットを児童・生徒に配布するなど、児童・生徒及びその保護者等へ相談窓口や支援内容の周知を行い、必要な支援につなげます。</p>	<p>総務局 福祉局 教育庁 警視庁</p>
学校における相談体制の充実等への支援	<p>犯罪被害に遭った児童・生徒への的確な対応や適切な精神的ケアを行うことができるよう、東京公認心理師協会等との連携により、スクールカウンセラーを含む公認心理師等を対象とした研修を実施します。</p> <p>また、スクールカウンセラーを対象とした連絡会等において、性犯罪・性暴力の被害者支援に関する情報について周知します。</p> <p>さらに、犯罪被害に遭った児童・生徒への中長期にわたる精神的支援に当たっては、学校、地域、警察、児童相談所等が連携して対応できるよう支援します。</p>	<p>総務局 生活文化局 福祉局 教育庁 警視庁</p>

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害に遭った児童・生徒が不登校となった場合における継続的支援の促進	犯罪被害に遭った児童・生徒又はその兄弟姉妹である児童・生徒が不登校となった場合、当該児童・生徒の個別の状況に応じ、教育支援センターによる相談支援や学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進します。	教育庁
被害児童・生徒の保護に関する学校と児童相談所等との連携	被害にあった児童・生徒等の支援・保護に関し、要保護児童対策地域協議会等を活用するなど、学校と児童相談所やこども家庭センター、子ども若者総合相談センター等の被害児童等の支援・保護に資する関係機関・団体等との連携を図ります。	都民安全総合対策本部 福祉局 教育庁
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進 【再掲】	こども性暴力防止法において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供する事業者に対して、その従事者による子供への性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられます。具体的な措置内容等については、国が示すガイドライン等を踏まえながら、適切な運用・周知等を行います。	子供政策連携室 総務局 生活文化局 福祉局 教育庁
青少年のインターネット等トラブルへの相談対応等 【再掲】	インターネット・スマートフォンにおける各種SNSに関するトラブルや児童ポルノ等を含む性被害等について、総合的な相談窓口「こたエール」において、電話・メール・SNSによる相談を実施します。 また、「こたエール」で犯罪被害等に関する相談があった場合、適切な支援につながるよう、性犯罪等被害者ワンストップ支援センター等、関係機関との連携・協力を図ります。	総務局 都民安全総合対策本部
学校・福祉施設等への情報提供の充実 【再掲】	犯罪被害に遭った児童・生徒や障害者など、潜在化しやすい被害者が、適切な支援につながるよう、都の犯罪被害者等支援の相談窓口や「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」、LINE相談などの相談窓口や支援内容について、学校や福祉施設等への周知を実施します。	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁

施策名	施策の概要	所管局等
<p>児童虐待に係る相談支援の実施</p> <p><b>【再掲】</b></p>	<p>配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会、区市町村の子育て支援機関、児童相談所など、地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。</p> <p>また、各児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターの連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。</p> <p>あわせて、児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置し、必要な支援を行います。</p>	<p>福祉局</p>
<p>児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護</p> <p><b>【再掲】</b></p>	<p>児童虐待の被害に遭った児童の安全確保のため、区市町村との十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、児童相談所における一時保護所のほか、一時保護委託の活用も含めた必要な体制整備を推進します。</p> <p>また、児童虐待の被害に遭った児童を含む、社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。</p>	<p>福祉局</p>

## 施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

### 1 経済的負担の軽減

#### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等は、直接的な被害を受けるだけでなく、医療費、交通費、裁判費用等による支出の増加、休職や退職等による収入の減少など、経済的困窮の状況に陥ってしまうことがあります。
- 都は、見舞金の給付や転居費用の支援、医療費・カウンセリング費用の支援に加え、無料法律相談の実施など、犯罪被害に遭ったことで生じる経済的負担を軽減する支援を実施しています。
- 第4期支援計画では、刑事裁判に参加する際の経済的負担が大きいとの犯罪被害者等の声を踏まえ令和3年度に都道府県として初めて被害者参加制度における弁護士費用に対する支援を創設するなど、支援の充実に取り組んできました。
- また、国においても、令和6年度に犯罪被害給付制度<sup>38</sup>について、各給付金の支給最低額の一律引上げや遺族給付基礎額の算定における加算の新設の見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実施しました。
- 都の実態調査<sup>39</sup>では、約3割の犯罪被害者等がSNS等での書き込みや発言等に傷ついていると回答していることや残された遺児への対応に苦慮する声などがあります。

#### 施策の方向

見舞金給付をはじめとする各種の経済的支援策について、関係機関との連携により犯罪被害者等への十分な情報提供を行い、これらの制度を適切に運用するとともに、国の犯罪被害給付制度や犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の充実を図ります。

<sup>38</sup> 「犯罪被害給付制度」とは、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。（警察庁パンフレット「犯罪被害給付制度のご案内」より）

<sup>39</sup> 資料編 P91・99 を参照。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
見舞金の給付	<p>犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、遺族見舞金、重傷病見舞金をそれぞれ迅速に給付し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、犯罪被害により父母等を亡くした遺児にも、見舞金を給付します。</p>	総務局
転居費用の支援	<p>都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け（性犯罪被害者は被害場所に関わらず対象<sup>40</sup>）、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、都が支援します。</p>	総務局
一時的な宿泊費用の支援	<p>都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、都が支援します。</p>	総務局
医療費・カウンセリング費用の支援	<p>性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、都が支援します。</p>	総務局
無料法律相談の実施	<p>捜査手続、裁判手続等のほか、損害賠償請求制度など犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続や、犯罪被害に遭ったことによるインターネット等における誹謗・中傷やマスコミ対応等の二次的被害など、犯罪被害者等が抱える様々な法律問題に対して、弁護士会等との連携による無料法律相談を実施します。</p>	総務局

<sup>40</sup> 都内で発生した犯罪被害に限定。

施策名	施策の概要	所管局等
被害者参加制度における弁護士費用の支援	<p>犯罪被害者等が、刑事裁判における被害者参加制度を利用するに当たって弁護士による支援を受けられるよう、国選被害者参加弁護士制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、被害者参加制度における弁護士費用について、都が支援します。</p>	総務局
二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援	<p>報道機関による過剰な取材や、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等による二次的被害の防止・軽減のための対応を弁護士に依頼するために要する費用について、都が支援します。</p>	総務局
犯罪被害給付制度の周知	<p>犯罪被害給付制度の対象となる犯罪被害者等に対して、国の給付制度の周知徹底に努めるとともに、適切な教示と申請の受理及び迅速な裁定を行います。</p>	警視庁
警察における公費支出制度の周知	<p>犯罪被害者に対する診断書料とそれに伴う診察料（初診料含む）、カウンセリング費用及び性犯罪被害者への緊急避妊薬・性感染症検査・人工妊娠中絶に必要な費用の一部について、一定の条件の下に公費で支出します。</p> <p>また、犯罪被害者及び遺族等の精神的、経済的負担の軽減のため、犯罪被害者等への宿泊施設提供の費用、犯罪被害者宅の清掃費用及び犯罪被害者の司法解剖後の遺体修復費用の一部について、一定の条件の下に公費で負担する制度、並びに遺族の精神的負担の軽減のための警察による供花の提供制度について、周知徹底を図るとともに、積極的な運用を行います。</p> <p>あわせて、人身安全関連事案においては、ストーカー被害者等への一時的な宿泊施設の提供や転居費用の公費負担の積極的な運用と周知徹底を図ります。</p>	警視庁

## 2 精神的支援の充実

### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害の大きさは計り知れず、その後の生活に多大な影響を与えます。とりわけ、性犯罪・性暴力被害者は、人としての尊厳を傷つけられ、心身に深刻な影響を受け、長年にわたって日常生活に支障を及ぼすことも少なくありません。
- 都は、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、犯罪被害者等へのカウンセリング等の精神的ケアを実施しているほか、必要に応じて精神科医療機関の紹介等を行っています。
- 第4期支援計画では、外出することが困難な場合や長期の治療が必要な被害者の通所の負担等の課題に対応するため、東京都総合相談窓口におけるオンラインによる精神的ケアを実施するなど、取組を推進してきました。
- 都の実態調査<sup>41</sup>では、性犯罪・性暴力被害者の約7割の方が、被害後の心身の状況として「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」の症状があったと回答していることを踏まえ、犯罪被害者等への心のケアや二次的被害防止を図る取組の一層の充実が必要です。

### 施策の方向

犯罪被害者等が犯罪等による精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等の状況に応じた適切なカウンセリング等の精神的ケアを行うとともに、精神科医療機関との連携強化や精神的支援に関する研修の充実等を図ります。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
精神科医等によるカウンセリングの充実	東京都総合相談窓口及び性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、精神科医・公認心理師等によるカウンセリングを実施するとともに、犯罪被害者等への精神的ケアの充実を図ります。 とりわけ東京都総合相談窓口では、オンライン方式によるカウンセリング等の精神的ケアを行うとともに、PE療法（持続エクスポージャー療法）等に基づく手法を取り入れた専門的なケアを実施します。	総務局 警視庁

<sup>41</sup> 資料編P98を参照。

施策名	施策の概要	所管局等
	<p>また、警視庁の被害者カウンセラーにより、急性期におけるカウンセリングを実施し、精神的負担の軽減を図ります。</p>	
<p>トラウマインフォームドケア教育等の推進</p>	<p>区市町村職員・教職員等を対象とした研修で、トラウマインフォームドケアの講義等を行うことにより、被害者等への心のケアやトラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図ります。</p>	<p>総務局</p>
<p>精神的支援に関する研修の充実</p>	<p>犯罪被害者等に対応する相談員等への精神的支援に関する研修内容等の充実を図り、犯罪被害者等への心のケアや二次的被害防止につなげます。</p>	<p>総務局</p>
<p>精神科の協力医療機関の確保 【再掲】</p>	<p>東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターと連携する精神科・児童精神科の協力医療機関の確保に努め、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実を図ります。</p>	<p>総務局 保健医療局</p>
<p>医療費・カウンセリング費用の支援 【再掲】</p>	<p>性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、都が支援します。</p>	<p>総務局</p>
<p>学校における相談体制の充実等への支援 【再掲】</p>	<p>犯罪被害に遭った児童・生徒への的確な対応や適切な精神的ケアを行うことができるよう、東京公認心理師協会等との連携により、スクールカウンセラーを含む公認心理師等を対象とした研修を実施します。</p> <p>また、スクールカウンセラーを対象とした連絡会等において、性犯罪・性暴力の被害者支援に関する情報について周知します。</p> <p>さらに、犯罪被害に遭った児童・生徒への中長期にわたる精神的支援に当たっては、学校、地域、警察、児童相談所等が連携して対応できるよう支援します。</p>	<p>総務局 生活文化局 福祉局 教育庁 警視庁</p>

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害に遭った児童・生徒が不登校となった場合における継続的支援の促進 <b>【再掲】</b>	犯罪被害に遭った児童・生徒又はその兄弟姉妹である児童・生徒が不登校となった場合、当該児童・生徒の個別の状況に応じ、教育支援センターによる相談支援や学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進します。	教育庁

### 3 日常生活への復帰支援

#### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等は、自宅が事件現場になった、加害者から再び被害を受けるおそれがあるなどの理由により、自宅での居住を継続することが困難になることがあります。
- また、犯罪被害に遭ったことによる経済的困窮や精神的ショックなどにより、新たな居住先の確保が困難な状況になっていることもあります。
- 都は、都営住宅への入居優遇制度や福祉・生活関連サービス等を提供する区市町村・関係機関等への紹介など、犯罪被害者等が早期に日常生活へ復帰できるよう支援しています。
- 第4期支援計画では、転居費用の支援において、性犯罪・性暴力被害者の心のダメージを少しでも軽くするため、令和6年度に被害場所の要件を緩和するなど、取組を推進してきました。
- 都の実態調査<sup>42</sup>では、犯罪等による精神的・身体的な理由によりやむを得ず休職や退職せざるを得ないなど、多くの方が被害後に生活の変化があったと回答していることから、今後も、区市町村等の関係機関と連携した支援を実施するなど、犯罪被害者等の状況を踏まえた支援が求められています。

#### 施策の方向

犯罪被害者等が早期に生活再建できるよう、生活基盤となる住居や雇用を確保するための取組を推進するとともに、都や区市町村等による各種保健医療・福祉サービスなどの必要な支援を提供します。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
転居費用の支援 【再掲】	都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け（性犯罪被害者は被害場所に関わらず対象）、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、都が支援します。	総務局
一時的な宿泊費用の支援	都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害	総務局

<sup>42</sup> 資料編 P91・99 を参照。

施策名	施策の概要	所管局等
【再掲】	害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、都が支援します。	
都営住宅への入居優遇制度	都営住宅入居者の公募において、配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯について、当せん確率が一般申込者の5倍となる優遇抽せん制度を実施しており、同制度の一層の周知を図ります。 また、配偶者暴力被害者については、単身での申込みに対応できるようにしています。	住宅政策本部
住宅セーフティネット制度に基づく支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である「東京ささエール住宅」の登録を促進するとともに、登録住宅の情報提供や居住支援法人による入居支援等を実施します。	住宅政策本部
東京しごとセンター等における就業支援	東京しごとセンターにおいて、犯罪被害者等が就業を希望する場合に、きめ細かな就業相談、就職活動のための各種セミナーや能力開発、求人情報の提供・職業紹介等を行い、雇用や就業の支援を実施します。	産業労働局
職業能力開発センターにおける職業訓練	都立職業能力開発センターにおいて、犯罪被害者等が就業を希望する場合に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施します。	産業労働局
労働相談情報センターにおける労働相談	東京都労働相談情報センターにおいて、犯罪被害者等が労働問題について相談を希望する場合に、労働者と事業者との間のトラブルなど職場における労働問題全般に関する相談を実施します。	産業労働局
都立病院における相談・窓口紹介	都立病院の患者の療養生活等を総合的に支援する患者・地域サポートセンターにおいて、患者やその家族のニーズに応じた医療福祉相談・看護相談等を行うなかで、必要に応じて関係機関の窓口を紹介します。	保健医療局

施策名	施策の概要	所管局等
福祉・生活関連サービス等に関する情報提供	<p>犯罪被害者等の状況に応じて、生活福祉貸付資金制度、生活困窮者自立支援制度、医療に関する相談窓口など、各局・区市町村・関係機関で実施している福祉、育児、介護等の生活支援に関するサービス等について情報提供を行うとともに、各種サービスを提供する区市町村・関係機関の紹介を行います。</p>	福祉局 保健医療局
民間企業等における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入に向けた取組	<p>精神的・身体的被害からの回復、捜査・裁判所への対応等、犯罪被害者等にとって必要な休暇を取得できる制度について、企業における導入に向けた周知を行います。</p> <p>また、都職員の休暇についても、国の動向を注視し、必要な検討を行います。</p>	総務局 産業労働局
利用可能な社会保障等制度の周知 【再掲】	<p>医療・生活・教育等の各種社会保障等の制度（医療保険・生活保護・遺族年金・障害年金・国民年金保険料・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・自立支援給付・失業等給付・介護保険料・義務教育段階の就学援助制度・高等学校等就学支援制度・高校生等奨学給付金制度・高等教育段階の修学支援新制度・地方税）に関し、区市町村等と連携して、犯罪被害者等が利用できる既存の社会保障制度等について、適切に周知等を行います。</p>	総務局 主税局 生活文化局 福祉局 教育庁
行政書士による犯罪被害者等への支援 【再掲】	<p>被害後に発生する様々な手続（各種届出や申請、相談、名義変更、事業承継等）への疑問や不安などを解消するため、行政書士会との連携により、行政書士による無料相談を実施します。</p>	総務局
二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援 【再掲】	<p>報道機関による過剰な取材や、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等による二次的被害の防止・軽減のための対応を弁護士に依頼するために要する費用について、都が支援します。</p>	総務局

## 4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組

### これまでの成果と課題

- 都は、犯罪被害者等が再び被害を受けることを未然に防止し、安全を確保するための取組や二次的被害防止のための広報・啓発を推進しています。
- 第4期支援計画では、二次的被害防止等に関するリーフレットの改訂や警察署の電子掲示板等で「二次的被害周知用動画」の放映などの取組を推進してきました。
- 都の実態調査<sup>43</sup>では、犯罪被害者等が、被害後に他人の言動や態度により傷つけられた（二次的被害を受けた）ことがある状況として、加害者側の対応だけでなく、友人や知人、インターネットでの書き込みや発言、捜査関係者、職場、マスコミなど、様々な場面を回答しています。
- また、犯罪被害者等の多くは、再び被害を受けるのではないかと不安を抱いています。特に、性犯罪・性暴力被害者はその傾向が強く、都の実態調査においても約8割の方が、被害後に「加害者からの再被害の不安を感じるようになった」と回答しています。
- 犯罪被害者等への二次的被害防止等には、周囲の人の理解が必要不可欠なため、幅広い層に対して、より一層の広報・啓発が必要です。

### 施策の方向

犯罪被害者等が二次的被害や再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等への安全確保や相談支援、広報・啓発の実施など、必要な支援を推進します。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害者等へのプライバシー等の配慮	犯罪被害者等への事情聴取等における個室の活用や性犯罪被害者への性犯罪捜査員（女性警察官）による適切な支援のほか、事件に関する報道発表を行う場合は、プライバシー保護、公益性等を踏まえた適切な発表内容となるよう配慮するなど、犯罪被害者等へのプライバシーや心情に配慮し、負担軽減や二次的被害防止を図ります。	警視庁

<sup>43</sup> 資料編P91・99を参照。

施策名	施策の概要	所管局等
再被害の発生防止に向けた取組	<p>同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等について「再被害防止要綱」に基づく「再被害防止対象者」に指定し、加害者に関する情報提供、パトロールの実施等の再被害防止措置を実施し、犯罪被害者等の安全確保と不安解消を図ります。</p>	警視庁
二次的被害等防止のための取組の強化	<p>区市町村等の関係機関向けの研修において、二次的被害の具体的な事例を交えるなど、被害防止に係る内容の充実を図ります。</p> <p>また、二次的被害防止に関するデジタルポスターの作成やSNSによる広告の充実など、幅広い層を対象とした広報・啓発の取組を強化します。</p>	総務局
暴力団犯罪による被害からの回復	<p>暴力団等による犯罪被害者等で、仕返し等の更なる危害を受けるおそれがある場合に、その犯罪被害者等を「保護対象者」に指定し、必要な保護措置等を実施するほか、暴力団追放運動推進都民センターや弁護士会と連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。</p>	警視庁
インターネットにおける人権侵害に関する相談	<p>インターネットにおける書き込みなどにより、犯罪被害者等への誹謗中傷等の内容を含む名誉毀損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題に対して、法律的な助言を行うため、弁護士による無料相談を実施します。</p> <p>また、LINEによる無料相談を実施するなど、被害者が相談しやすい取組を推進します。</p>	総務局
転居費用の支援 【再掲】	<p>都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け（性犯罪被害者は被害場所に関わらず対象）、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、都が支援します。</p>	総務局
一時的な宿泊費用の支援 【再掲】	<p>都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察によ</p>	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
	る公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、都が支援します。	
配偶者暴力等被害者の一時保護 【再掲】	配偶者・交際相手等からの暴力による被害者の安全確保のため、東京都女性相談支援センターの一時保護所の適切な運用を図ります。	福祉局
ストーカー事案等への適切な対応 【再掲】	ストーカー事案等の人身安全関連事案に対して、警察署と警視庁の人身安全関連事案総合対策本部が連携し、事案の危険性や切迫性を的確に判断するとともに、ストーカー行為者等に対する警告、検挙等の必要な措置と、ストーカー被害者等への一時的な宿泊施設の提供や転居費用の公費負担等の保護対策の双方を迅速かつ的確に実施し、被害者の安全確保を最優先に考えた対応を行います。	警視庁
児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護 【再掲】	児童虐待の被害に遭った児童の安全確保のため、区市町村との十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、児童相談所における一時保護所のほか、一時保護委託の活用も含めた必要な体制整備を推進します。 また、児童虐待の被害に遭った児童を含む、社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。	福祉局
無料法律相談の実施 【再掲】	捜査手続、裁判手続等のほか、損害賠償請求制度など犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続や、犯罪被害に遭ったことによるインターネット等における誹謗・中傷やマスコミ対応等の二次的被害など、犯罪被害者等が抱える様々な法律問題に対して、弁護士会等との連携による無料法律相談を実施します。	総務局
トラウマインフォームドケア	区市町村職員・教職員等を対象とした研修で、トラウマインフォームドケアの講義等を行うことにより、被害者等	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
ア教育等の推進 【再掲】	への心のケアやトラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図ります。	
二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援 【再掲】	報道機関による過剰な取材や、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等による二次的被害の防止・軽減のための対応を弁護士に依頼するために要する費用について、都が支援します。	総務局

## 基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成

### 施策の柱4 都民の理解の増進

#### 1 都民の理解の増進

##### これまでの成果と課題

- 都は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の必要性について、都民・事業者の理解を深めるため、スポーツイベント等の機会を活用し、幅広い層を対象とした啓発に取り組んでいます。
- 第4期支援計画では、児童相談所や東京ウィメンズプラザ等にて性犯罪等被害者ワンストップ支援センターのリーフレット等を配布するなど、関係局等と連携して取組を推進しました。
- 都の実態調査<sup>44</sup>では、犯罪被害者等の約6～8割の方が「世間一般に被害者の置かれている状況は知られていない」と回答していることから、今後は更なる効果的な啓発事業の展開が求められています。
- また、犯罪等に遭う被害者等を増やさないため、引き続き、子供の頃から必要な知識を得て、理解を深めるなど、学校における教育も重要です。

##### 施策の方向

犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等への支援の取組などについて、都民・事業者の理解を深めるため、様々な機会や媒体を活用した広報・啓発を展開することにより、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成を図ります。

##### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
様々な機会・媒体を通じた広報・啓発の展開	犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの相談窓口等の支援内容について、リーフレット、ポスター、パネル、映像資料等の広報・啓発のためのツールを作成します。 また、これらのツールを活用しながら、警察、区市町村、民間団体等が実施する様々な啓発事業、スポーツ団体等と	総務局

<sup>44</sup> 資料編P95・103を参照。

施策名	施策の概要	所管局等
	<p>連携したスポーツイベント等の機会のほか、ホームページやSNS等の多様な媒体を通じて、幅広い層を対象とした広報・啓発事業を実施します。</p>	
<p>犯罪被害者月間での効果的な広報・啓発の実施</p>	<p>犯罪被害者等の置かれている状況等について国民の理解を深めるため、国が定めた「犯罪被害者月間」において、様々な広報媒体を用いて、広報啓発活動等を実施します。</p> <p>併せて、区市町村との連携により実施する犯罪被害者月間行事について、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援に関する講演、二次的被害防止に関する啓発等を行うとともに、行事内容や実施体制の充実を図り、効果的に実施します。</p>	<p>総務局</p>
<p>学校教育等を通じた犯罪被害者等への理解・犯罪被害防止に向けた取組</p>	<p>犯罪被害者等への理解促進に向け、人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム(学校教育編)」に、人権課題「犯罪被害者やその家族」を取り上げた実践・指導事例や資料等を掲載し、「特別の教科 道徳」や特別活動などの授業等における活用の推進を図ります。</p> <p>あわせて、犯罪被害防止等を目的とした「セーフティ教室」を都内全公立学校で実施します。</p> <p>また、「安全教育プログラム」等を活用し、児童・生徒に危険を予測し、回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する安全教育を実施します。これらの教育活動を通じて、日常生活での犯罪や危険について理解のうえ、安全に行動し、犯罪被害から自分自身を守るための教育を推進します。</p> <p>さらに、中学生・高校生を対象とした犯罪被害者等による講演等を行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、大切な命を守り、被害者も加害者も出さない社会の実現について考える機会の創出を図ります。</p> <p>社会教育においては、犯罪被害者等の人権問題等に関わる解説を掲載した「みんなの幸せをもとめて」を作成し、都内小中高校PTAや社会教育関係機関への配布を行います。</p>	<p>教育庁 警視庁</p>

施策名	施策の概要	所管局等
事業者等への理解の促進	<p>犯罪被害者等の雇用の安定や職場等における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する研修を実施するほか、「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じた広報・啓発、出前講座等を実施します。</p>	総務局
SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化	<p>犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を含めたインターネット上の人権侵害を防ぐため、啓発冊子の配布や啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施します。</p> <p>また、青少年のインターネット利用に起因する性被害等防止のため、青少年や保護者等を対象に、ネットトラブルの実態や相談窓口等を掲載した、リーフレットを作成・配布するとともに、ネット利用に起因する性被害等の実態や危険性、被害防止対策を伝える「ファミリールール講座」等を実施し、啓発を推進します。</p> <p>さらに、道徳教育を含めた学校の教育活動全体を通じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の指導の充実に努めます。</p>	総務局 都民安全総合対策本部 教育庁
配偶者暴力防止に向けた広報・啓発	<p>女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）をはじめ、様々な機会を通じて、被害者の早期発見、相談機関等の情報提供に関するパンフレット・啓発カード、一般都民向けの講演会の実施、ホームページやSNS等による広報などを実施し、都民の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。</p>	生活文化局
児童虐待防止に向けた広報・啓発	<p>「東京OSEKKA I化計画」や児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）をはじめ、様々な機会を通じて児童虐待防止に関する社会全体の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。</p>	福祉局
性暴力・性被害防止に向けた広報・啓発【再掲】	<p>性暴力の内容や対処方法などについて年齢層別に制作したアニメ動画の発信や、ホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE」への性暴力被害に関する</p>	子供政策連携室 都民安全総合対策本部

施策名	施策の概要	所管局等
	<p>記事の掲載など、都民の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。</p> <p>また、SNSの不適切な利用に起因する性被害が深刻な中、ホームページ「びすなび@SNS」「STOP!青少年のSNS性被害」等を通じて、青少年が安全・安心にインターネット等を利用できる環境を整備します。</p>	
<p>二次的被害等防止のための取組の強化</p> <p><b>【再掲】</b></p>	<p>区市町村等の関係機関向けの研修において、二次的被害の具体的な事例を交えるなど、被害防止に係る内容の充実を図ります。</p> <p>また、二次的被害防止に関するデジタルポスターの作成やSNSによる広告の充実など、幅広い層を対象とした広報・啓発の取組を強化します。</p>	<p>総務局</p>

## 施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

### 1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上

#### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等支援の充実を図るためには、犯罪被害者等支援を担う人々（以下「支援従事者」という。）が、犯罪被害者等に寄り添いながら抱えている様々な困難を把握し、その解決に向けた適切な支援を行い、あるいは適切な支援を行う関係機関につないでいくことが重要です。
- 都は、各局相談窓口や関係機関の職員等を対象とした研修の実施や民間団体等が実施する研修への講師派遣などの取組を推進しています。
- 第4期支援計画では、区市町村の相談窓口職員向けに都の被害者等支援専門員（コーディネーター）によるケース検討の講義及びロールプレイング（被害者役と相談員役）等の実践的な研修を開始しました。
- こども性暴力防止法の成立や子供の性被害（不同意性交等）の認知件数が増加している状況を踏まえ、学校等に対する人材育成の支援が重要です。犯罪被害者等が、どこに相談しても必要な支援につながり、二次的被害を受けないよう、それぞれの職員等が、犯罪被害者等支援を理解することが必要です。

#### 施策の方向

全ての支援従事者が、個々の犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、直面している様々な問題に対応できるよう、都・区市町村・関係機関等の職員等を対象とした効果的な研修を実施し、技術や知識の習得及び専門性向上のほか、犯罪被害者等の二次的被害防止を図ります。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
都・関係機関等の支援従事者に対する研修の実施	各局相談窓口や警察等の関係機関の職員等を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員等の資質向上を図ります。	総務局 警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
区市町村担当者に対する研修の充実 <b>【再掲】</b>	<p>区市町村職員を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。</p> <p>あわせて、都の被害者等支援専門員（コーディネーター）による事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、多摩地域における開催や多機関連携の在り方の検討など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。</p>	総務局
東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ <b>【再掲】</b>	<p>区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。</p>	総務局
学校や福祉施設等を通じた支援	<p>学校や福祉施設等を対象とし、犯罪被害に遭った児童・生徒や保護者等の置かれている状況、その対応や支援の方法、犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する内容について、研修やリーフレット等の配布を通じて、犯罪被害に遭った児童・生徒への的確な対応や関係機関との適切な連携を図るための支援を行います。</p>	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁
民間団体等の人材育成に対する支援	<p>民間団体等が実施する研修への講師派遣、都の犯罪被害者等支援に関する取組や支援制度の周知などを通じて、民間団体等における人材育成を支援します。</p>	総務局
女性支援に携わる職員等への支援	<p>東京ウィメンズプラザや東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設及び民間団体において、女性支援に携わる職員等を対象とした研修を実施するなど、女性支援に携わる職員の資質向上等を図ります。</p>	生活文化局 福祉局

## 2 民間支援団体の活動支援

### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたって提供できることなどから、行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。
- 都は、民間支援団体が実施する研修への講師派遣や広報協力など、民間支援団体の取組を支援しています。
- 民間支援団体の活動については、担い手の確保が課題となっていることから、引き続き民間支援団体の研修や広報等に関する多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わる人材を確保することができるよう支援することが必要です。

### 施策の方向

犯罪被害者等支援において重要な役割を果たす民間支援団体が、より適切かつ効果的に支援活動を行うことができるよう、情報提供などの必要な支援に努めます。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
民間支援団体への支援・協力	犯罪被害者等支援を行う民間支援団体が実施する研修への講師派遣、民間支援団体の活動に関する各種研修会や広報媒体を通じた周知等の協力により、民間支援団体による活動の促進を図ります。 また、民間支援団体との意見交換など、支援に必要なニーズ等の把握に努めます。	総務局
民間団体等の人材育成に対する支援 【再掲】	民間団体等が実施する研修への講師派遣、都の犯罪被害者等支援に関する取組や支援制度の周知などを通じて、民間団体等における人材育成を支援します。	総務局
支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（代理受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図ります。	総務局

### 3 個人情報管理の徹底に向けた取組

#### これまでの成果と課題

- 犯罪被害者等本人に関する情報や被害内容などの個人情報は、関係機関につなぎ、適切な支援を連携しながら提供するための重要な情報となります。
- 関係機関と連携・協力して犯罪被害者等支援を進めていくためには、それぞれの関係機関が、これらの個人情報等の適切な管理を徹底していることが不可欠です。

#### 施策の方向

犯罪被害者等が安心して相談できる環境づくりを進めるため、都、区市町村、支援機関等と連携し、犯罪被害者等の個人情報管理の徹底に取り組みます。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
個人情報管理マニュアルの整備	個人情報管理に関するマニュアルを作成し、都、警視庁、区市町村、民間支援団体等その他関係機関との連携・協力に当たって、犯罪被害者等支援に関する個人情報の適正な管理の徹底を図ります。 また、各関係機関における個人情報管理に関するマニュアル整備の促進に努めます。	総務局
東京都総合相談窓口等に対する個人情報管理状況の監督	東京都総合相談窓口及び性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの運営を協働事業として実施している各民間支援団体が、その事業の実施に当たって取り扱う犯罪被害者等に関する個人情報の管理状況について監督するため、都が定期的に点検を行います。	総務局

# 資料編

# 資料編

## 1 所管局等別施策一覧

### 【総務局】

施策名	掲載ページ	関係局
総合的な支援体制の推進	25	警視庁
被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援	25 29	
「T o k y o被害者支援ノート」を通じた支援	25 42	
東京都犯罪被害者等支援推進会議の開催	26	
東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催	26 30	
犯罪被害者等支援を進めるの会議を通じた連携	26	
東京都犯罪被害者支援連絡会の開催	27	警視庁
区市町村窓口における対応の支援	28	
区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化	29 34	
区市町村担当者に対する研修の充実	29 68	
東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れ	30 68	
区市町村における犯罪被害者等支援条例の制定への支援	30	
東京都総合相談窓口の運営	33	
多摩地域における窓口相談の実施	33	
東京都総合相談窓口の体制強化	34	
警察等と東京都総合相談窓口の連携強化	34	警視庁
性犯罪等被害者ワンストップ支援事業の実施	36	
性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	36	生活文化局 福祉局 教育庁
性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化	37	
性犯罪・性暴力被害者への多様な相談方法の提供	37	
性犯罪・性暴力被害者の状況に応じた医療機関との連携強化	37	保健医療局
精神科の協力医療機関の確保	37 54	保健医療局
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進	38 48	子供政策連携室 生活文化局 福祉局 教育庁
犯罪被害者等への情報提供の充実	39	警視庁
性犯罪被害電話相談「# 8 1 0 3 ・ # 8 8 9 1」の周知	40	警視庁
他県在住の犯罪被害者等への支援	40	
外国人の犯罪被害者等への支援	41	生活文化局
青少年のインターネット等トラブルへの相談対応等	41 48	都民安全総合対策本部
学校・福祉施設等への情報提供の充実	41 48	生活文化局 福祉局 教育庁
利用可能な社会保障等制度の周知	42 58	主税局 生活文化局 福祉局 教育庁
行政書士による犯罪被害者等への支援	42 58	
関係機関の取組に対する支援	45	
性犯罪等被害者ワンストップ支援事業における子供の性被害に対する支援の充実	46	
子供の性被害に対応する医療機関との連携強化	47	保健医療局
教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力	47	福祉局 教育庁 警視庁

**【総務局】(つづき)**

施策名	掲載ページ	関係局
学校における相談体制の充実等への支援	47 54	生活文化局 福祉局 教育庁 警視庁
見舞金の給付	51	
転居費用の支援	51 56 60	
一時的な宿泊費用の支援	51 56 60	
医療費・カウンセリング費用の支援	51 54	
無料法律相談の実施	51 61	
被害者参加制度における弁護士費用の支援	52	
二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援	52 58 62	
精神科医等によるカウンセリングの充実	53	警視庁
トラウマインフォームドケア教育等の推進	54 61	
精神的支援に関する研修の充実	54	
民間企業等における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入に向けた取組	58	産業労働局
二次的被害等防止のための取組の強化	60 66	
インターネットにおける人権侵害に関する相談	60	
様々な機会・媒体を通じた広報・啓発の展開	63	
犯罪被害者月間での効果的な広報・啓発の実施	64	
事業者等への理解の促進	65	
S N Sを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化	65	都民安全総合対策本部 教育庁
都・関係機関等の支援従事者に対する研修の実施	67	警視庁
学校や福祉施設等を通じた支援	68	生活文化局 福祉局 教育庁
民間団体等の人材育成に対する支援	68 69	
民間支援団体への支援・協力	69	
支援従事者へのメンタルヘルスキアの充実	69	
個人情報管理マニュアルの整備	70	
東京都総合相談窓口等に対する個人情報管理状況の監督	70	

**【子供政策連携室】**

施策名	掲載ページ	関係局
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進	38 48	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁
性暴力・性被害防止に向けた広報・啓発	47 65	都民安全総合対策本部

**【主税局】**

施策名	掲載ページ	関係局
利用可能な社会保障等制度の周知	42 58	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁

## 【生活文化局】

施策名	掲載ページ	関係局
性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	36	総務局 福祉局 教育庁
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進	38 48	子供政策連携室 総務局 福祉局 教育庁
外国人の犯罪被害者等への支援	41	総務局
学校・福祉施設等への情報提供の充実	41 48	総務局 福祉局 教育庁
利用可能な社会保障等制度の周知	42 58	総務局 主税局 福祉局 教育庁
配偶者暴力等に係る相談支援の実施	43	福祉局
学校における相談体制の充実等への支援	47 54	総務局 福祉局 教育庁 警視庁
配偶者暴力防止に向けた広報・啓発	65	
学校や福祉施設等を通じた支援	68	総務局 福祉局 教育庁
女性支援に携わる職員等への支援	68	福祉局

## 【都民安全総合対策本部】

施策名	掲載ページ	関係局
痴漢撲滅プロジェクト専用サイトにおける相談・支援機関の紹介	40	
交通事故被害者への相談支援の実施	41	
青少年のインターネット等トラブルへの相談対応等	41 48	総務局
性暴力・性被害防止に向けた広報・啓発	47 65	子供政策連携室
被害児童・生徒の保護に関する学校と児童相談所等との連携	48	福祉局 教育庁
SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化	65	総務局 教育庁

## 【住宅政策本部】

施策名	掲載ページ	関係局
都営住宅への入居優遇制度	57	
住宅セーフティネット制度に基づく支援	57	

## 【福祉局】

施策名	掲載ページ	関係局
性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	36	総務局 生活文化局 教育庁
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進	38 48	子供政策連携室 総務局 生活文化局 教育庁
学校・福祉施設等への情報提供の充実	41 48	総務局 生活文化局 教育庁
利用可能な社会保障等制度の周知	42 58	総務局 主税局 生活文化局 教育庁
性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供	41	
配偶者暴力等に係る相談支援の実施	43	生活文化局
配偶者暴力等に係る法律相談	44	
配偶者暴力等被害者の一時保護	44 61	
児童虐待に係る相談支援の実施	44 49	
児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護	45 49 61	
教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力	47	総務局 教育庁 警視庁
学校における相談体制の充実等への支援	47 54	総務局 生活文化局 教育庁 警視庁
被害児童・生徒の保護に関する学校と児童相談所等との連携	48	都民安全総合対策本部 教育庁
福祉・生活関連サービス等に関する情報提供	58	保健医療局
児童虐待防止に向けた広報・啓発	65	
学校や福祉施設等を通じた支援	68	総務局 生活文化局 教育庁
女性支援に携わる職員等への支援	68	生活文化局

## 【保健医療局】

施策名	掲載ページ	関係局
被害者の状況に応じた医療機関との連携強化	37	総務局
精神科の協力医療機関の確保	37 54	総務局
子供の性被害に対応する医療機関との連携強化	47	総務局
都立病院における相談・窓口紹介	57	
福祉・生活関連サービス等に関する情報提供	58	福祉局

## 【産業労働局】

施策名	掲載ページ	関係局
東京しごとセンター等における就業支援	57	
職業能力開発センターにおける職業訓練	57	
労働相談情報センターにおける労働相談	57	
民間企業等における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための 休暇制度の導入に向けた取組	58	総務局

## 【教育庁】

施策名	掲載ページ	関係局
性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	36	総務局 生活文化局 福祉局
教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進	38 48	子供政策連携室 総務局 生活文化局 福祉局
学校・福祉施設等への情報提供の充実	41 48	総務局 生活文化局 福祉局
利用可能な社会保障等制度の周知	42 58	総務局 主税局 生活文化局 福祉局
教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力	47	総務局 福祉局 警視庁
学校における相談体制の充実等への支援	47 54	総務局 生活文化局 福祉局 警視庁
犯罪被害に遭った児童・生徒が不登校となった場合における継続的支援の促進	48 55	
被害児童・生徒の保護に関する学校と児童相談所等との連携	48	都民安全総合対策本部 福祉局
学校教育等を通じた犯罪被害者等への理解・犯罪被害防止に向けた取組	64	警視庁
SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化	65	総務局 都民安全総合対策本部
学校や福祉施設等を通じた支援	68	総務局 生活文化局 福祉局

## 【警視庁】

施策名	掲載ページ	関係局
総合的な支援体制の推進	25	総務局
東京都犯罪被害者支援連絡会の開催	27	総務局
緊急支援体制の推進	31	
警察等と東京都総合相談窓口の連携強化	34	総務局
犯罪被害者等への情報提供の充実	39	総務局
警察における犯罪被害者等の各種相談窓口の周知	40	
性犯罪被害電話相談「#8103・#8891」の周知	40	総務局
ストーカー事案等への適切な対応	44 61	
教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力	47	総務局 福祉局 教育庁
学校における相談体制の充実等への支援	47 54	総務局 生活文化局 福祉局 教育庁
犯罪被害給付制度の周知	52	
警察における公費支出制度の周知	52	
精神科医等によるカウンセリングの充実	53	総務局
犯罪被害者等へのプライバシー等の配慮	59	
再被害の発生防止に向けた取組	60	
暴力団犯罪による被害からの回復	60	
学校教育等を通じた犯罪被害者等への理解・犯罪被害防止に向けた取組	64	教育庁
都・関係機関等の支援従事者に対する研修の実施	67	総務局

## 2 犯罪被害者等基本法

(平成 16 年法律第 161 号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

#### (基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちやく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議  
(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

（組織）

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

（会長）

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月二五日法律第七九号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 3 東京都犯罪被害者等支援条例

(令和2年東京都条例第17号)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）、都民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

##### (基本理念)

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

##### (都の責務)

第四条 都は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 都は、区市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

##### (都民の役割)

第五条 都民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、及び都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援計画)

第八条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴くものとする。

4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的な施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 都は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十二条 都は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 都は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十五条 都は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに二次的被害を防止するため、事業者

に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 都は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第十七条 都は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が都の区域内（以下「都内」という。）で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

(都内に住所を有しない者への支援)

第十八条 都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携し、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(都民の理解の増進)

第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十条 都は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 都は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十二条 都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 都は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

附 則

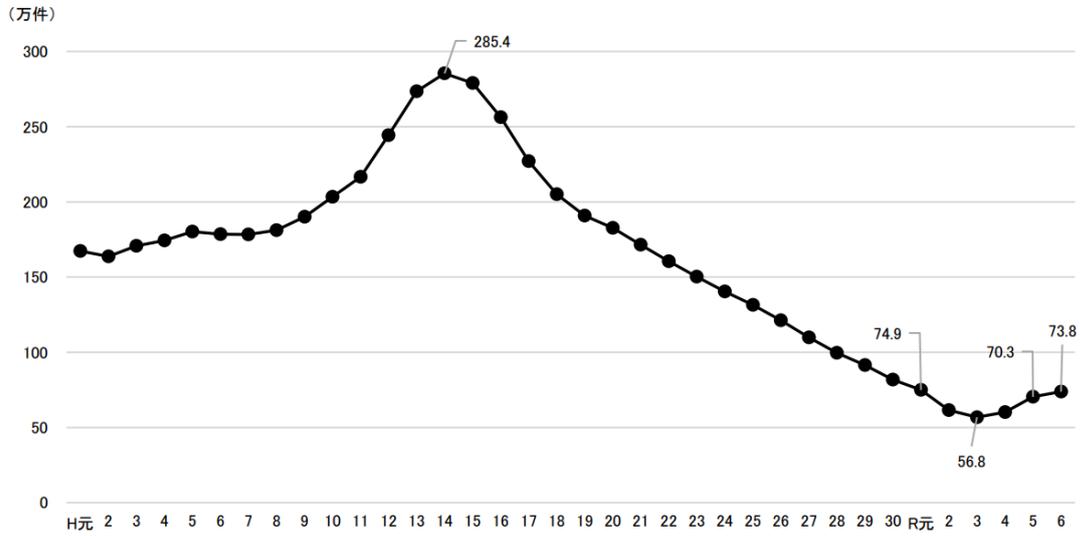
1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する支援計画は、第八条第一項の規定により定められたものとみなす。

## 4 全国における犯罪等の現状

### (1) 刑法犯の認知件数

【全国の刑法犯認知件数の推移】



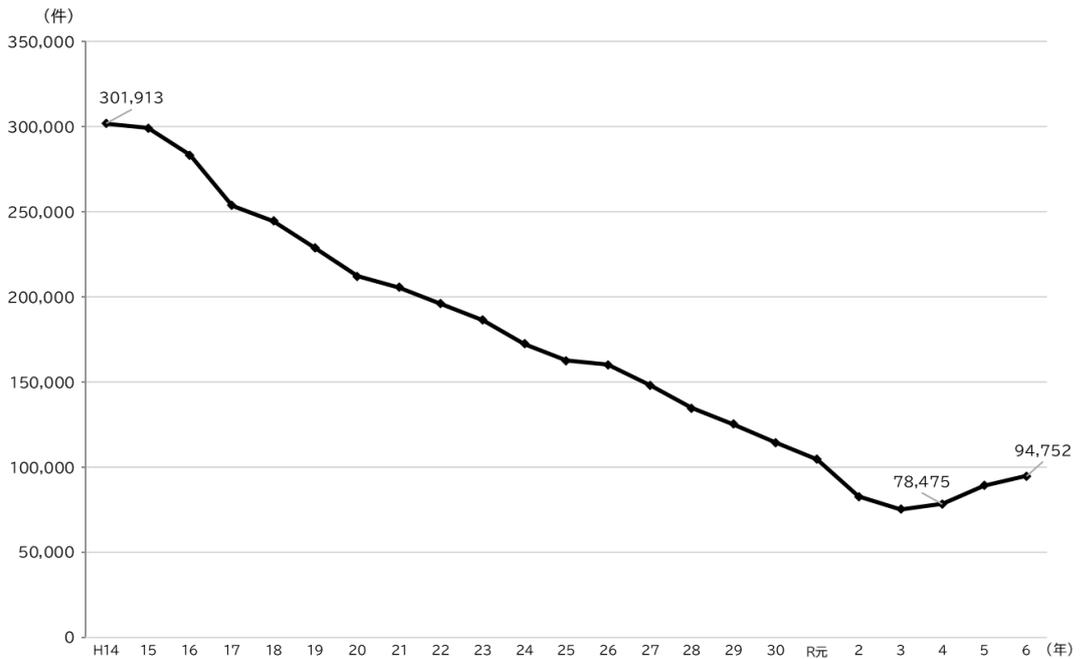
(警察庁「犯罪情勢」より)

【全国の刑法犯認知件数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数	614,231	568,104	601,331	703,351	737,679

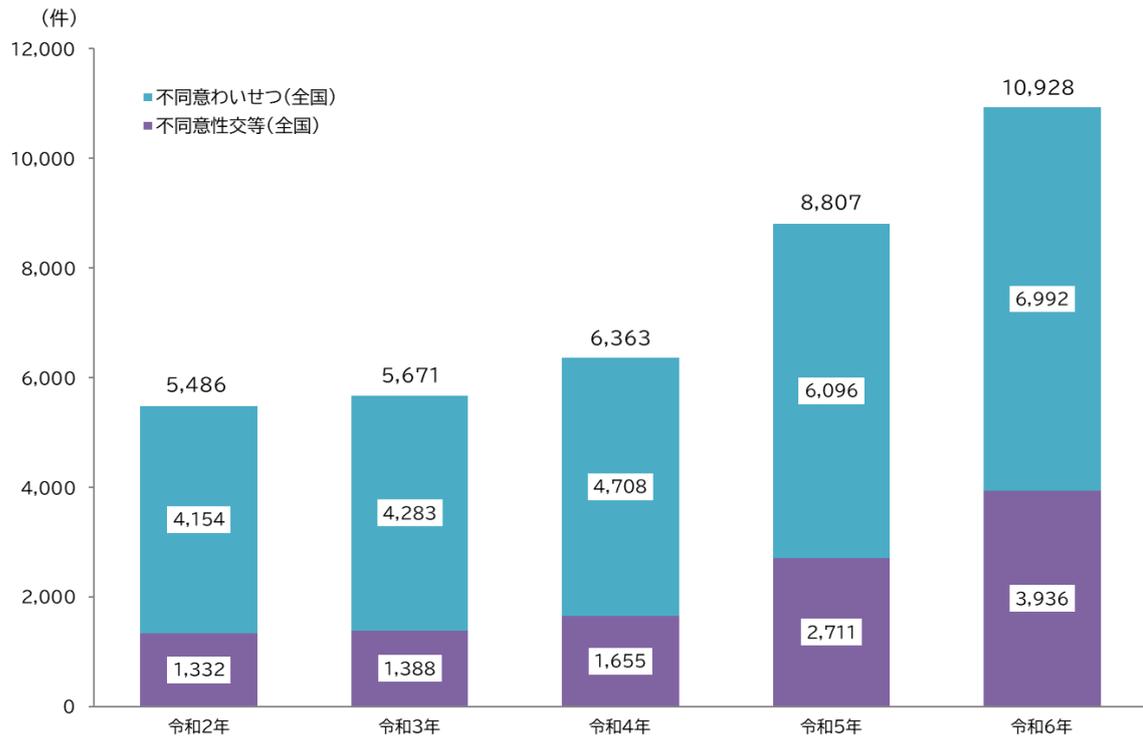
(警察庁「犯罪統計資料」より作成)

【都内の刑法犯認知件数の推移】



(警察庁「警察白書」より作成)

【全国の性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ※)に係る刑法犯認知件数】



※ 令和5年7月12日以前は、それぞれ強制性交等、強制わいせつ

(警察庁「犯罪統計資料」より作成)

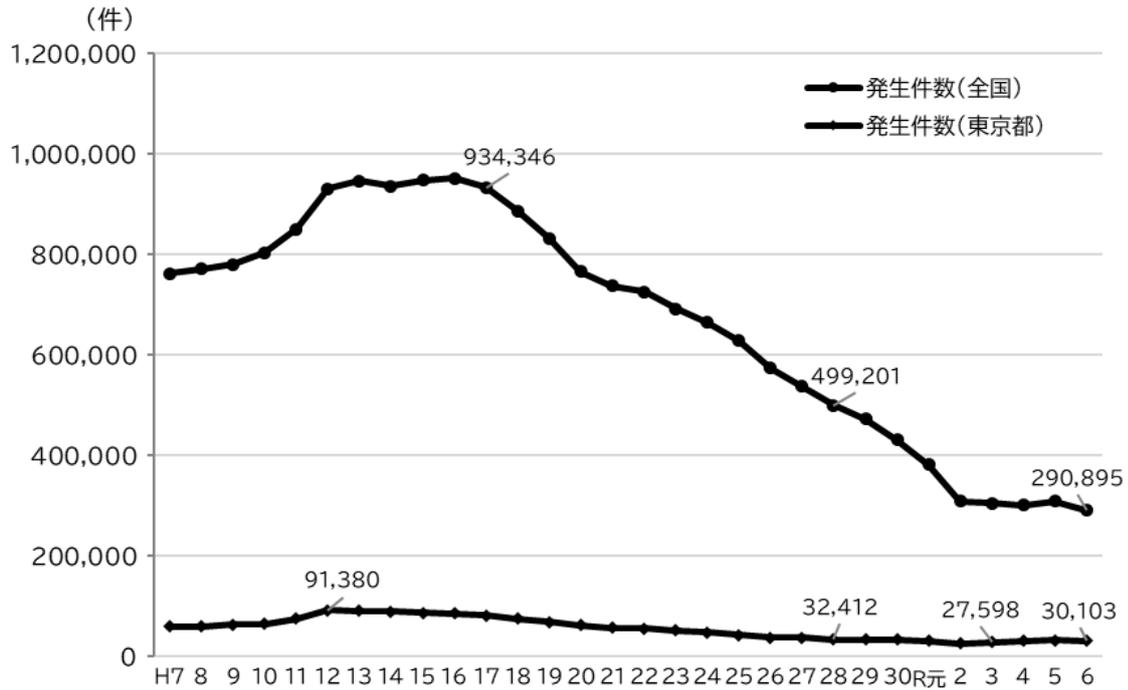
【全国のストーカー行為等に関する相談件数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談件数	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567

(警察庁「犯罪情勢」より作成)

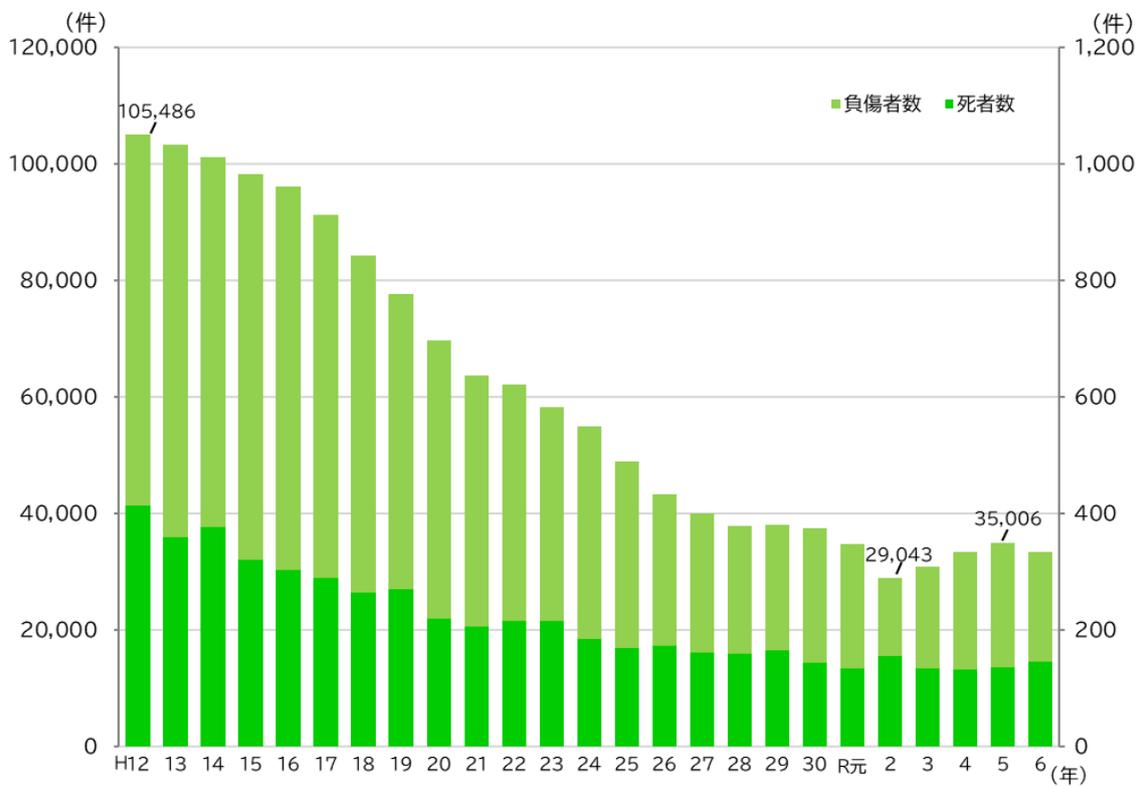
## (2) 交通事故の発生件数

【全国及び都内の交通事故発生件数の推移】



(警察庁「道路の交通に関する統計」及び「警察白書」より作成)

【都内における交通事故による死傷者数】



(警察庁「警察白書」より作成)

### (3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

【全国の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者暴力に関する相談件数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	129,491	122,478	122,211	126,743	127,796

(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」より作成)

### (4) 児童虐待に関する相談対応件数

【全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談対応件数	205,044	207,660	214,843	225,509

(厚生労働省「福祉行政報告例」より作成)

## 5 犯罪被害者等の実態に関する調査(抜粋)

### 調査概要

#### I 調査目的

本調査は、「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」の改定に向けて、被害にあわれた方、およびその御家族が犯罪被害後におかれている現状、支援制度の利用状況などを把握し、今後の東京都の取組の参考とすることを目的として実施した。

#### II 調査期間

令和6年9月9日（月曜日）から同年10月4日（金曜日）まで

#### III 調査の対象と調査方法

本調査では、次に示す6種類の調査を実施した。

##### 1 犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対する調査

###### ○ 調査対象

被害者団体・被害者支援団体において把握している犯罪被害者等のうち、都内に在住・在勤若しくは在学する者又は犯罪の発生地が都内であった者

###### ○ 調査方法

調査票一式を被害者団体・被害者支援団体に送付し、団体から犯罪被害者等に発送する。回答は無記名式で、回答方法は郵送又はWeb

##### 2 性犯罪・性暴力被害者等に対する調査

###### ○ 調査対象

性犯罪・性暴力被害者支援団体において把握している性犯罪・性暴力被害者等のうち、都内に在住、在勤若しくは在学する者又は犯罪の発生地が都内であった者

###### ○ 調査方法

調査票一式を性犯罪・性暴力被害者支援団体に送付し、団体から性犯罪・性暴力被害者等に発送する。回答は無記名式で、回答方法は郵送又はWeb

##### 3 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

###### ○ 調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体・行政機関

###### ○ 調査方法

調査案内を団体・機関に送付する。回答方法は記名式で、回答方法はWeb

##### 4 性犯罪・性暴力被害者支援団体等に対する調査

###### ○ 調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体・行政機関

###### ○ 調査方法

調査案内を団体・機関に送付する。回答方法は記名式で、回答方法はWeb

##### 5 区市町村に対する調査

###### ○ 調査対象

東京都内の全区市町村

###### ○ 調査方法

調査案内を区市町村に送付する。回答方法は記名式で、回答方法はWeb

##### 6 民間団体に対する調査

###### ○ 調査対象

都が設置する「犯罪被害者等支援を進める会議」及び「東京都犯罪被害者支援連絡会」に参加している民間団体

###### ○ 調査方法

調査案内を団体に送付する。回答方法は記名式で、回答方法はWeb

#### IV 回答結果

各調査の回答結果は、以下のとおりであった。

	配布数	有効回答数	有効回答率
犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対する調査	140件	56件	40.0%
性犯罪・性暴力被害者等に対する調査	100件	27件	27.0%
被害者団体・被害者支援団体等に対する調査	18件	16件	88.9%
性犯罪・性暴力被害者支援団体等に対する調査	13件	10件	76.9%
区市町村に対する調査	62件	62件	100.0%
民間団体に対する調査	14件	13件	92.9%
総計	347件	184件	53.0%

#### 調査結果

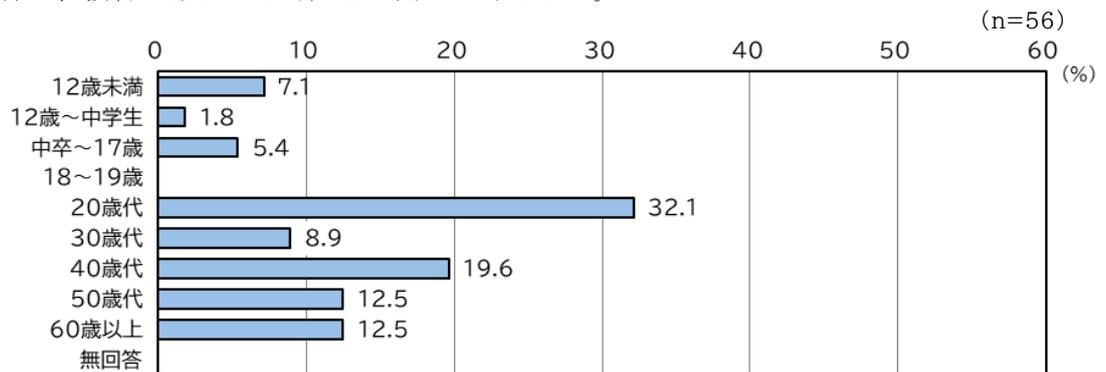
##### 1 犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対する調査

###### (1) 被害にあわれた方について

###### ○ 被害にあわれた時の年代

- 被害にあわれた時の年代は、「20歳代」が32.1%、次いで「40歳代」が19.6%となっている。

Q. 被害にあわれた方の被害にあわれた時の年代（被害が長期に渡って続いている場合は、被害が始まった時）をお聞かせください。

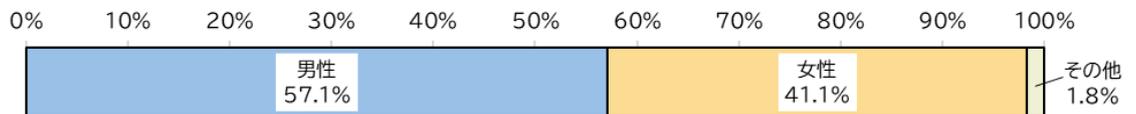


###### ○ 被害にあわれた方の性別

- 被害にあわれた方の性別については、「男性」が57.1%、「女性」が41.1%。

Q. 被害にあわれた方の性別をお聞かせください。

(n=56)

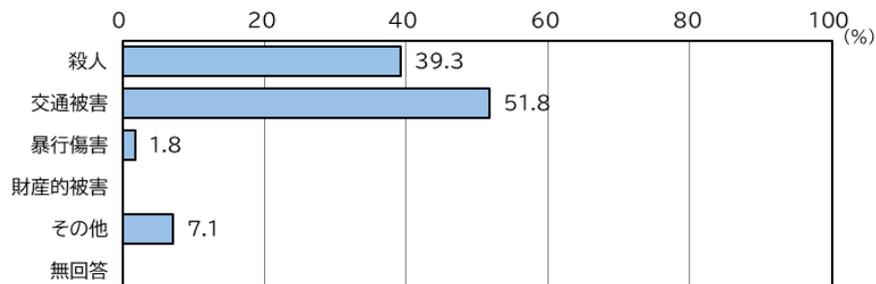


## (2) 被害の状況について

### ○ 被害の内容

- ・ 被害の内容については、「交通被害」が51.8%と最も高く、次いで「殺人」が39.3%と続く。

Q. あなた又はあなたの御家族があわれたのはどのような被害でしたか。(未遂を含む)  
(n=56)

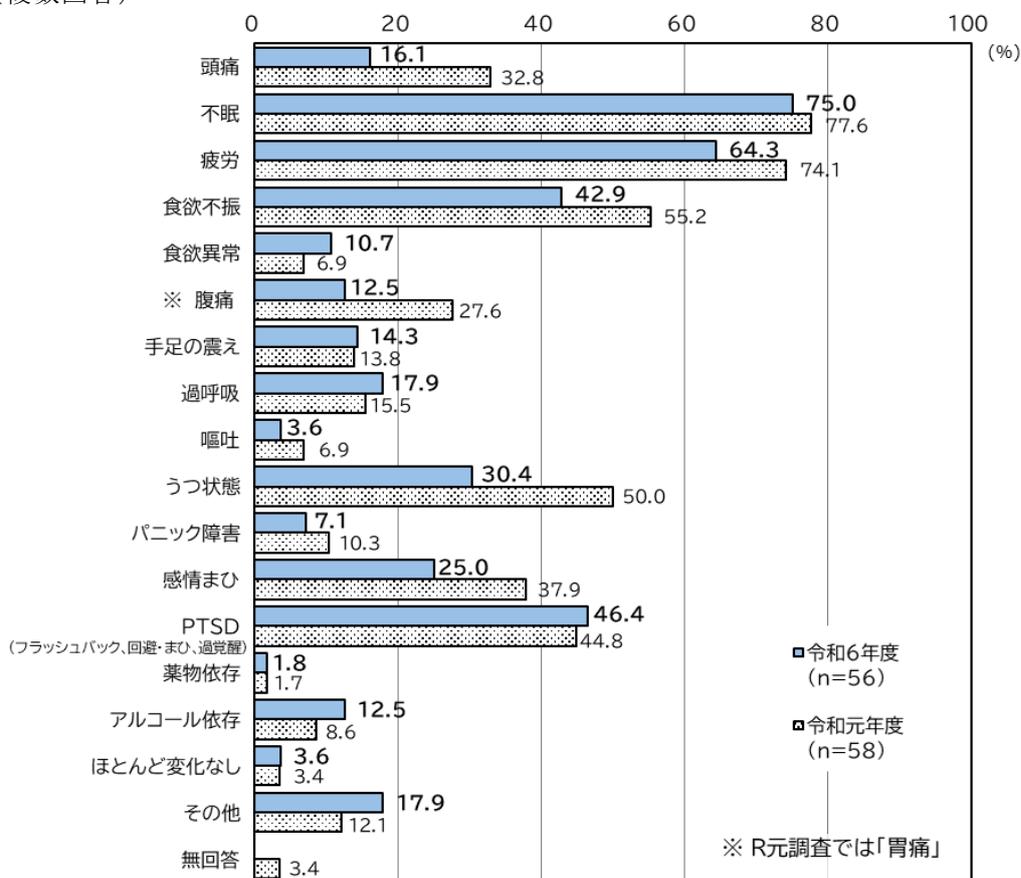


## (3) 被害後の状況について

### ○ 心身の状況の変化

- ・ 被害にあわれてからの心身の状況の変化については、「不眠」が75.0%と最も高く、前回調査から2.6ポイント減。次いで「疲労」が64.3% (9.8ポイント減) と続く。
- ・ 「不眠」「疲労」「食欲不振」と、身体に関わる症状については前回調査と同様に高く、次いで高い選択肢群は「うつ状態」「感情まひ」「PTSD」といった精神に関わる症状となっている。

Q. 被害にあわれたことで、あなた自身の心身の状況にどのような変化がありましたか。(複数回答)

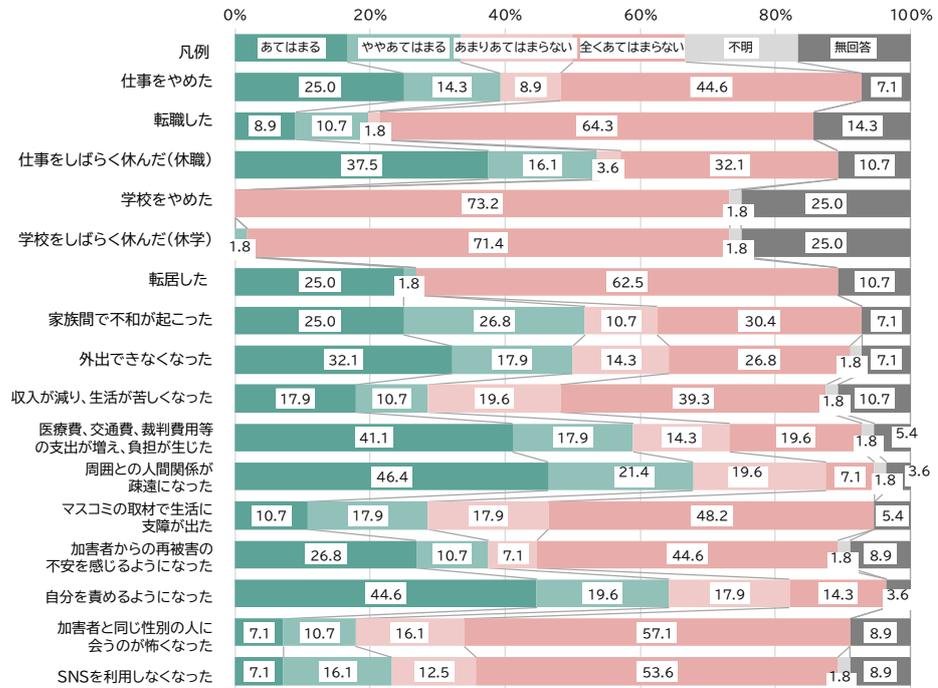


○ 生活上の変化

・ 変化の状況で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「周囲との人間関係が疎遠になった」が67.8%。次いで、「自分を責めるようになった」が64.2%、「医療費、交通費、裁判費用等の支出が増え、負担が生じた」が59.0%、「仕事をしばらく休んだ（休職）」が53.6%と続く。

Q. 生活上の変化について、それぞれあてはまる状況をお選びください。

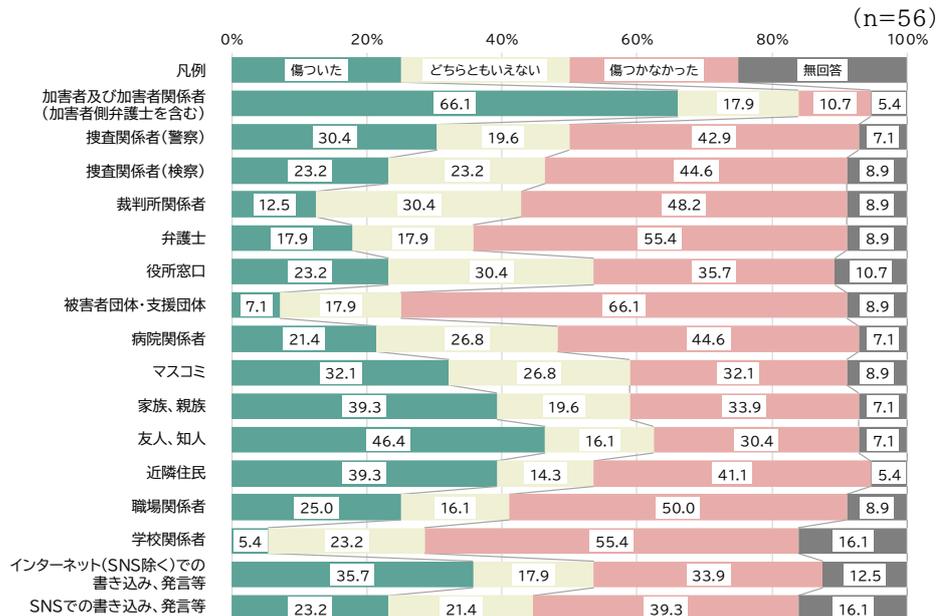
※生活上の変化が「あった」の回答者(n=56)



○ 二次的被害

・ 二次的被害について「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者」が66.1%と最も高い。次いで、「友人、知人」が46.4%、「家族、親族」「近隣住民」がともに39.3%と続く。

Q. 被害後の他人の言動や態度により傷つけられたことがありますか。それぞれあてはまる状況をお選びください。



#### (4) 支援制度の利用について

##### ○ 「東京都総合相談窓口」の認知度

- ・ 「東京都総合相談窓口」は7割以上が「知っている」と回答した。知った時期は「被害後」と全員が回答し、知ったきっかけについては、「警察からの情報提供」が60.0%が最も高い。

Q. 「東京都総合相談窓口」を知っていますか。



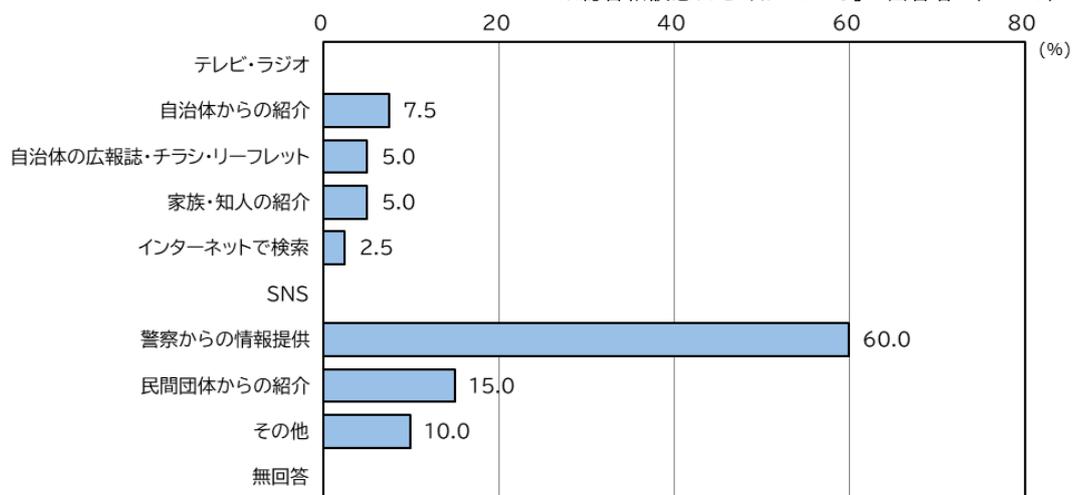
Q. 知った時期は、被害前と被害後のどちらですか。

※総合相談窓口を「知っている」の回答者 (n=40)



Q. 「東京都総合相談窓口」を知ったきっかけは何ですか。(複数回答)

※総合相談窓口を「知っている」の回答者 (n=40)

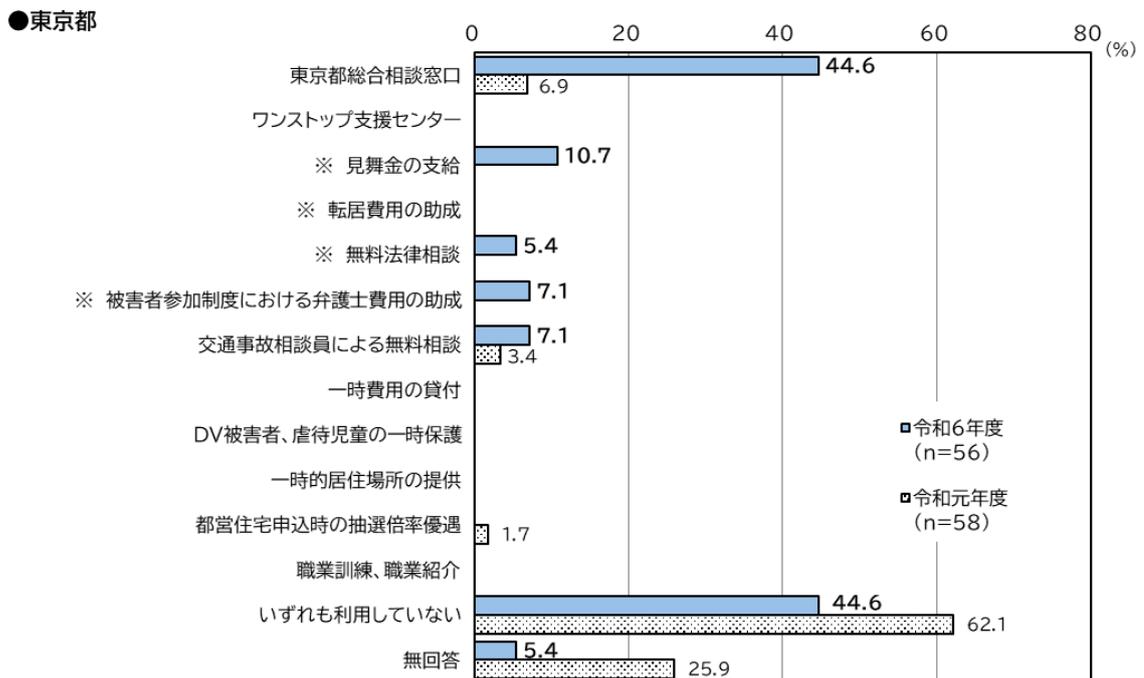
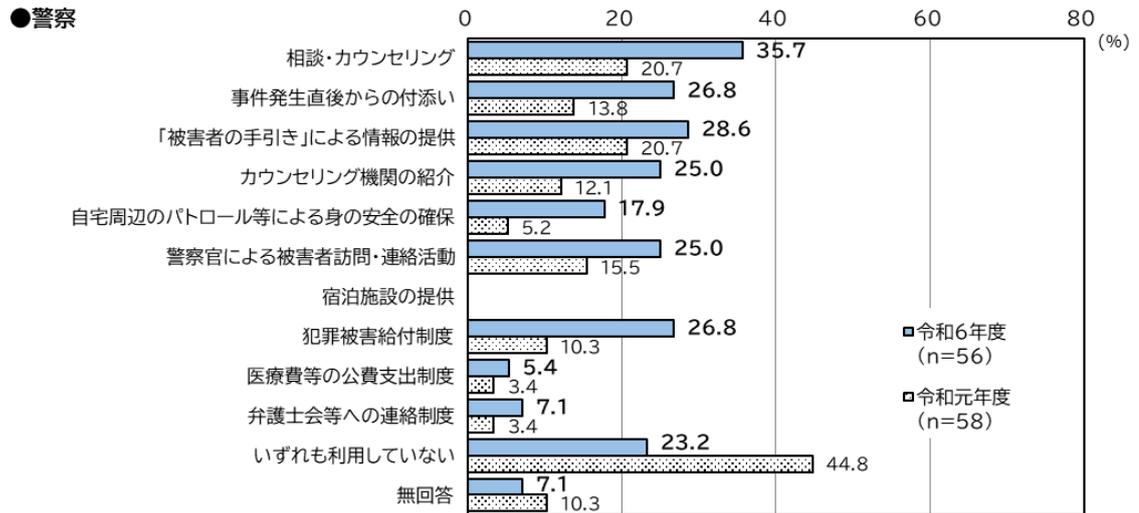


○ 制度の利用状況

・ 利用した支援制度については、【警察】では、「相談・カウンセリング」が35.7%と最も高く、前回調査から15.0ポイント増。次いで、『「被害者の手引き」による情報の提供」が28.6%（7.9ポイント増）と続く。

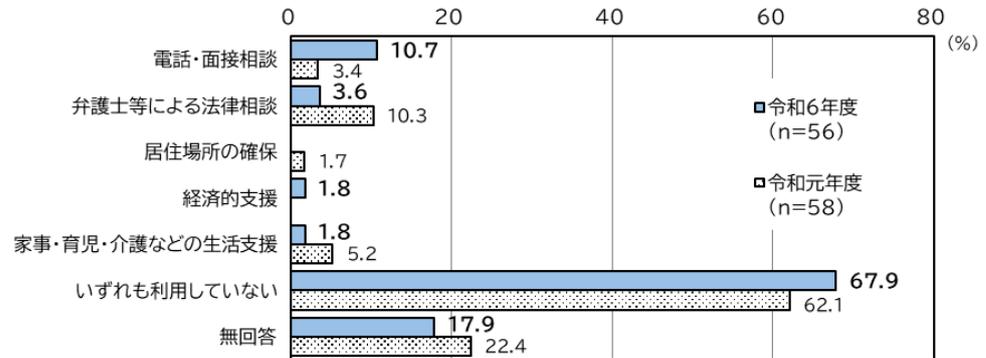
・ 【東京都】では、「いずれも利用していない」と「東京都総合相談窓口」が44.6%と最も高い。

Q. 犯罪の被害にあわれた方のために、利用した支援制度はありますか。（複数回答）

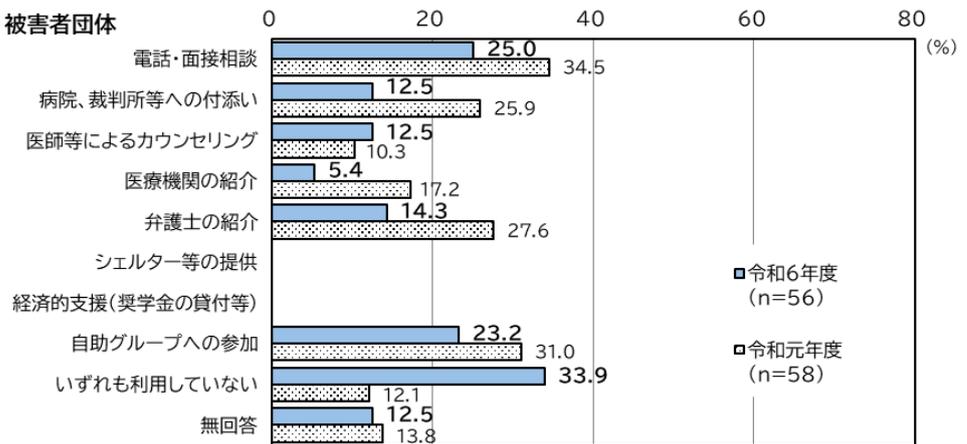


- ・ 利用した支援制度については、【区市町村】では、「いずれも利用していない」を除き、「電話・面接相談」が10.7%と最も高く、前回調査から7.3ポイント増。次いで、「弁護士等による法律相談」が3.6%（6.7ポイント減）と続く。
- ・ 【民間支援団体、被害者団体】では、「いずれも利用していない」を除き、「電話・面接相談」が25.0%と最も高く、前回調査から9.5ポイント減。次いで、「自助グループへの参加」が23.2%（7.8ポイント減）と続く。
- ・ 【民間事業者】では、「いずれも利用していない」を除き、「ハウスクリーニングサービス」が5.4%と最も高く、前回調査から3.7ポイント増。

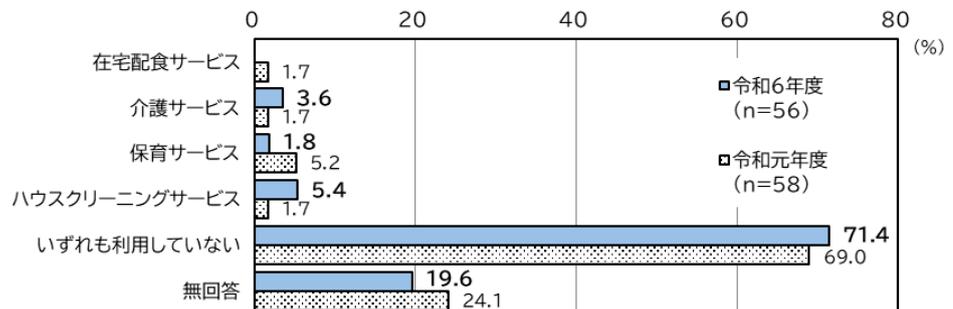
●区市町村



●民間支援団体、被害者団体



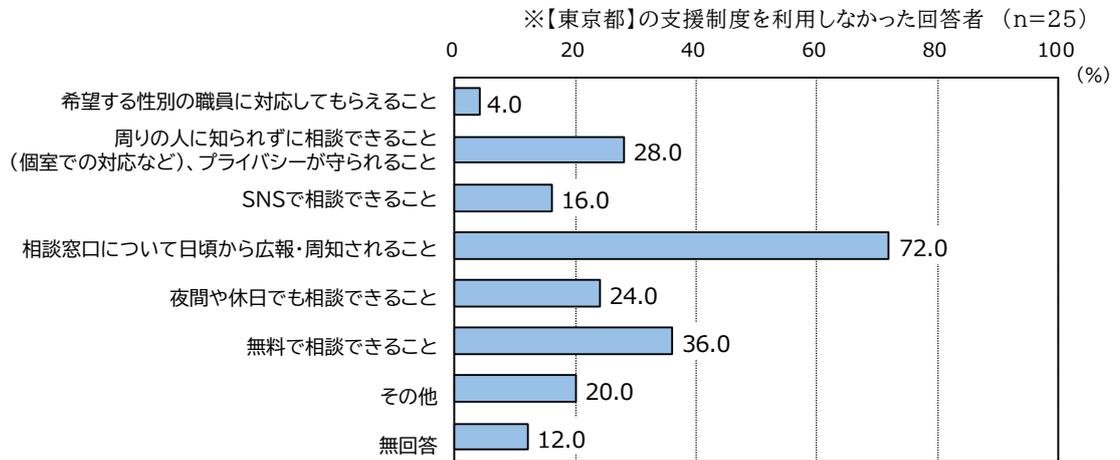
●民間事業者



○ 相談しやすくなるために必要なこと

・ 東京都にどのような対応・取組があれば、被害を相談しやすくなるかについては、「相談窓口について日頃から広報・周知されること」と回答した方が72.0%と最も高く、次いで、「無料で相談できること」が36.0%と続く。

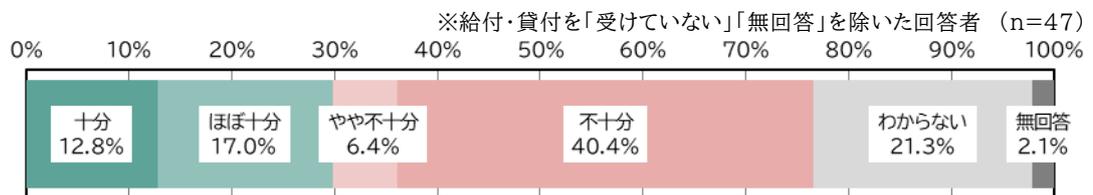
Q. 東京都にどのような対応・取組があれば、被害を相談しやすくなると思いますか。  
(複数回答)



○ 経済的な給付・貸付の額

・ 経済的な給付・貸付の額について、4割半ばの方が生活を再建する上で「不十分」「やや不十分」と回答し、「不十分」の割合が40.4%と最も高い。

Q. あなたが受けた経済的な給付・貸付は、生活を再建する上で十分な額でしたか。

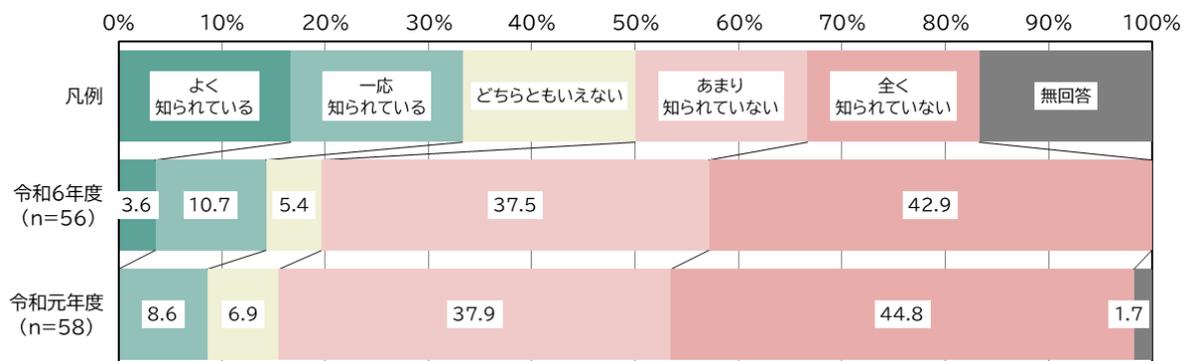


(5) 被害者の置かれた状況等について

○ 世間一般の認知

・ 被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、約8割の方が、「全く知られていない」「あまり知られていない」と回答し、前回調査から2.3ポイント減。

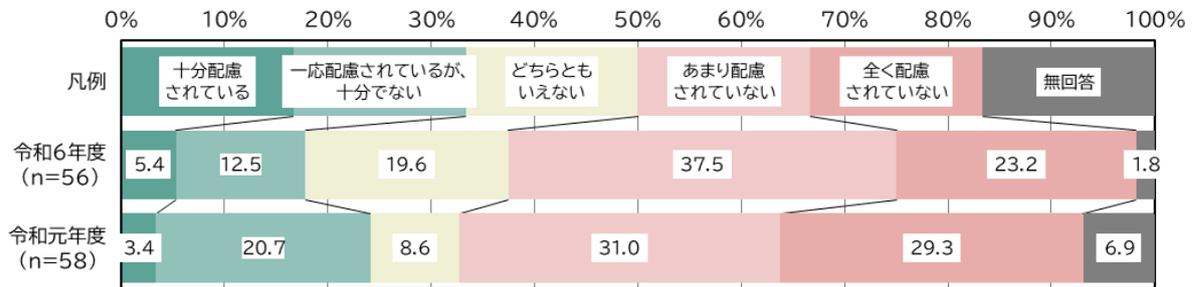
Q. あなたから見て、世間一般に被害者の置かれた状況は知られていると思いますか。



○ 被害者の人権への配慮

・ 被害者の人権への配慮については、約6割の方が「全く配慮されていない」「あまり配慮されていない」と回答し、前回調査と同様の結果であった。

Q. あなたから見て被害者の人権は配慮されていると思いますか。



(6) 被害後に必要としていた支援、取組について

Q. 被害後に必要としていた支援についてお聞かせください。

【46件】(主な御意見)

- ・ 相談・付添い支援の強化に関すること
- ・ 各種手続のサポート
- ・ 情報提供の強化に関すること
- ・ 経済的支援
- ・ 犯罪等の防止
- ・ 加害者に関する情報提供など
- ・ 精神的支援に関すること
- ・ 日常生活支援に関すること
- ・ マスコミ対応に関すること
- ・ 居住支援に関すること

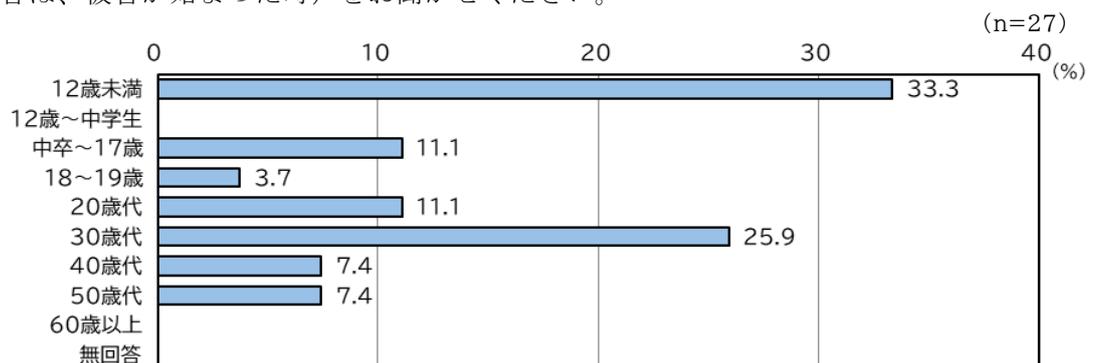
2 性犯罪・性暴力被害者等に対する調査

(1) 被害にあわれた方について

○ 被害にあわれた時の年代

・ 被害にあわれた時の年代は、「12歳未満」が33.3%、次いで「30歳代」が25.9%となっている。

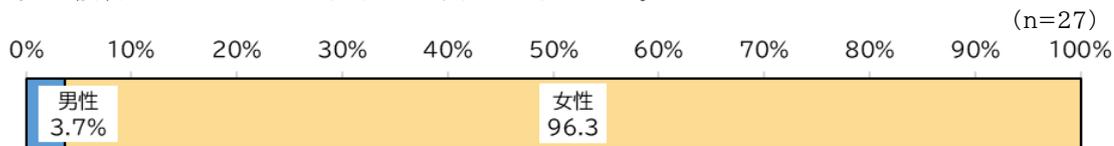
Q. 被害にあわれた方の被害にあわれた時の年代(被害が長期に渡って続いている場合は、被害が始まった時)をお聞かせください。



○ 被害にあわれた方の性別

- ・ 被害にあわれた方の性別については、「男性」が 3.7%、「女性」が 96.3%。

Q. 被害にあわれた方の性別をお聞かせください。

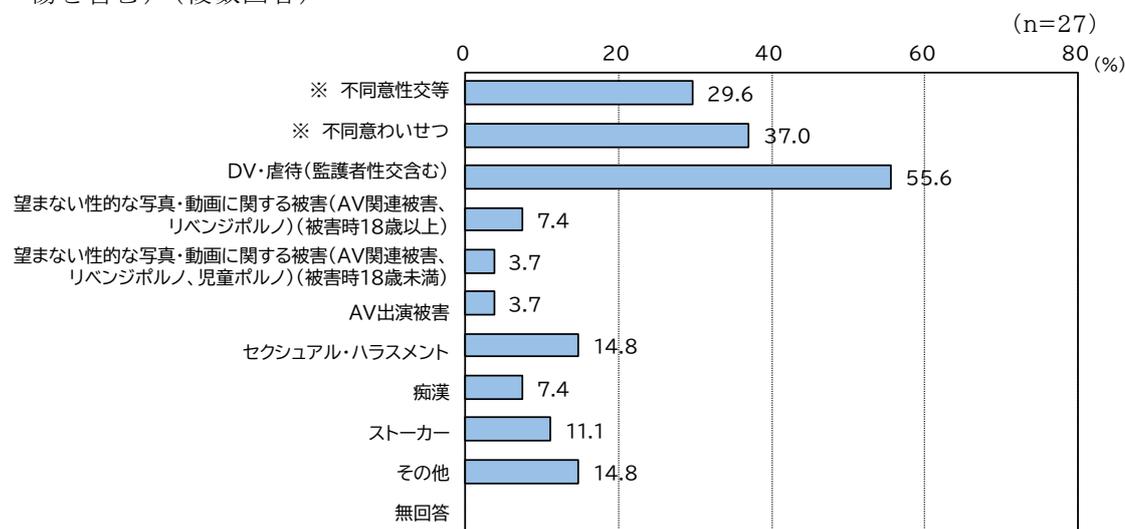


(2) 被害の状況について

○ 被害の内容

- ・ 被害内容については「DV・虐待(監護者性交含む)」が 55.6%と最も高く、次いで「不同意わいせつ」が 37.0%と続く。

Q. あなた又はあなたの御家族があわれたのはどのような被害でしたか。(※未遂、致傷を含む)(複数回答)

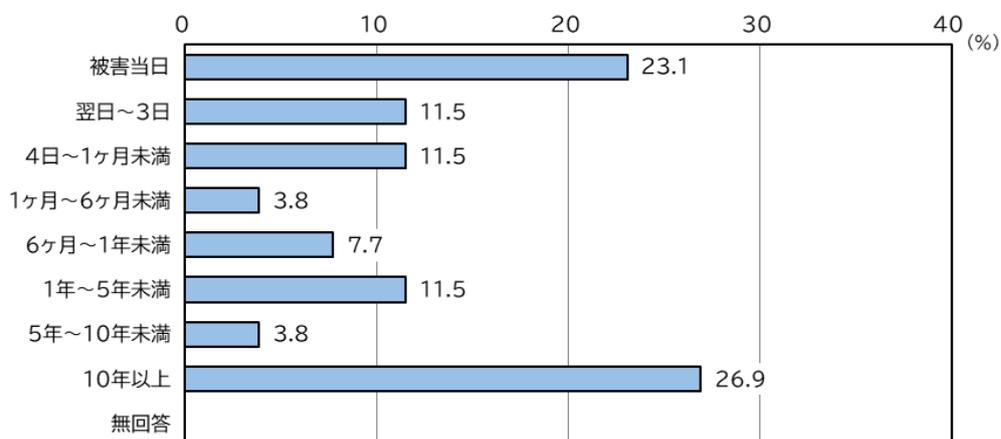


○ 被害にあってから相談するまでの期間

- ・ 被害にあってから相談するまでの期間は、「10年以上」が 26.9%と最も高く、次いで「被害当日」が 23.1%と続く。

Q. 被害にあってから相談するまでの期間をお聞かせください。

※被害後の相談先について「相談できなかった」「その他」「無回答」を選択しなかった回答者 (n=26)

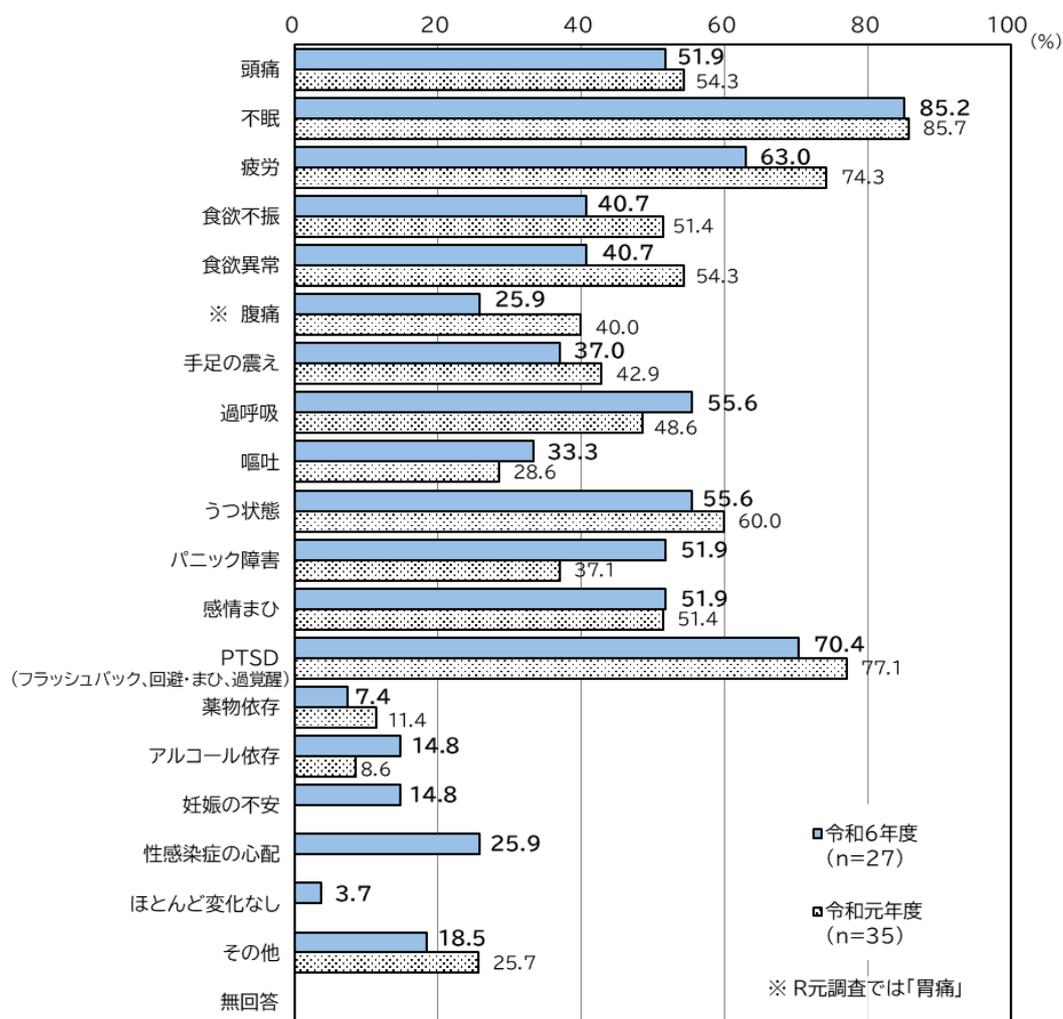


### (3) 被害後の状況について

#### ○ 心身の状況の変化について

・ 被害にあわれてからの心身の状況の変化については、「不眠」が85.2%と最も高く、前回調査から0.5ポイント減。次いで「PTSD」が70.4%（6.7ポイント減）、「疲労」が63.0%（11.3ポイント減）と続き、前回と同じ順位であった。また、5割以上の方が「頭痛」「過呼吸」「うつ状態」「パニック障害」「感情まひ」を選択している。

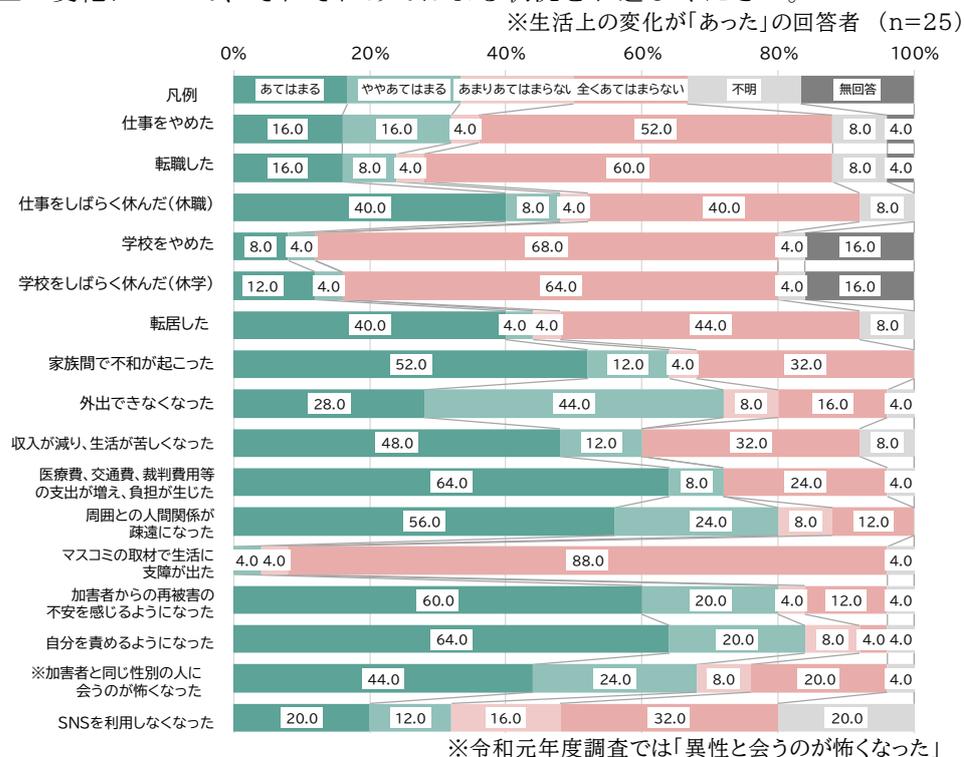
Q. 被害にあわれたことで、あなた自身の心身の状況にどのような変化がありましたか。（複数回答）



○ 生活上の変化について

・生活上の変化の状況で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「自分を責めるようになった」が8割半ばと最も高く、次いで、「周囲との人間関係が疎遠になった」「加害者からの再被害の不安を感じるようになった」が8割と続く。

Q. 生活上の変化について、それぞれあてはまる状況をお選びください。

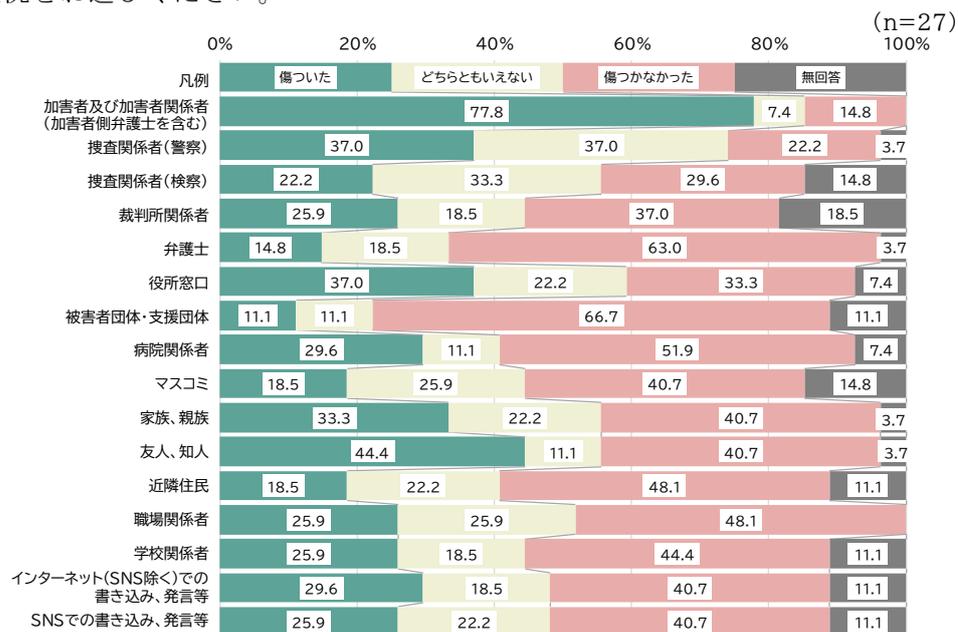


※令和元年度調査では「異性と会うのが怖くなった」

○ 二次的被害について

・二次的被害について「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む）」が77.8%と最も高く、次いで、「友人、知人」が44.4%、また、「捜査関係者（警察）」「役所窓口」「家族、親族」も3割を超える。

Q. 被害後の他人の言動や態度により傷つけられたことがありますか。それぞれあてはまる状況をお選びください。



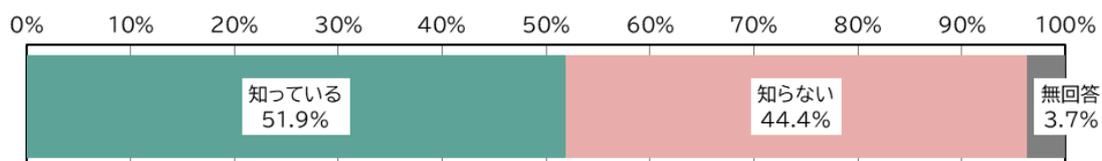
#### (4) 支援制度の利用について

○ 「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」の認知度

- ・ 「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力等救援ダイヤルN a N a、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）」を「知っている」と回答した方は51.9%。
- ・ 知った時期は「被害後」が8割半ば、知ったきっかけは「インターネットで検索」が50.0%と最も高かった。

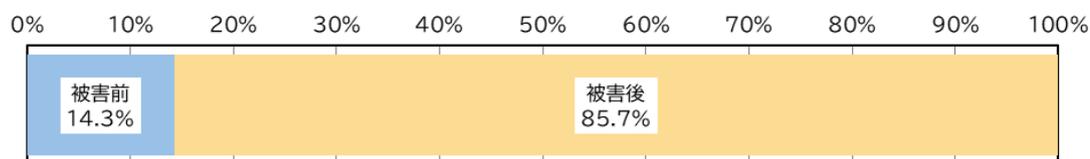
Q. 「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力等救援ダイヤルN a N a、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）」を知っていますか。

(n=27)



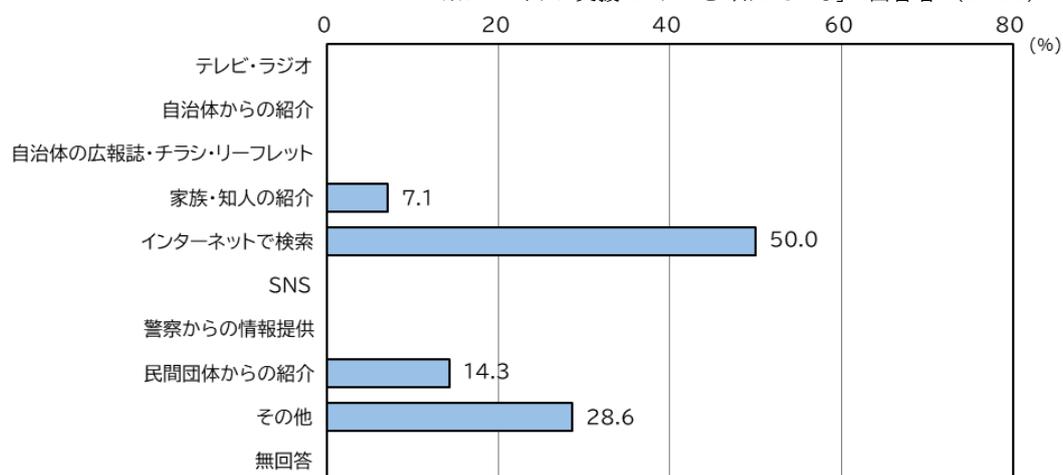
Q. 「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」を知った時期は、被害前と被害後のどちらですか。

※ワンストップ支援センターを「知っている」の回答者 (n=14)



Q. 「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」を知ったきっかけは何ですか。(複数回答)

※ワンストップ支援センターを「知っている」の回答者 (n=14)



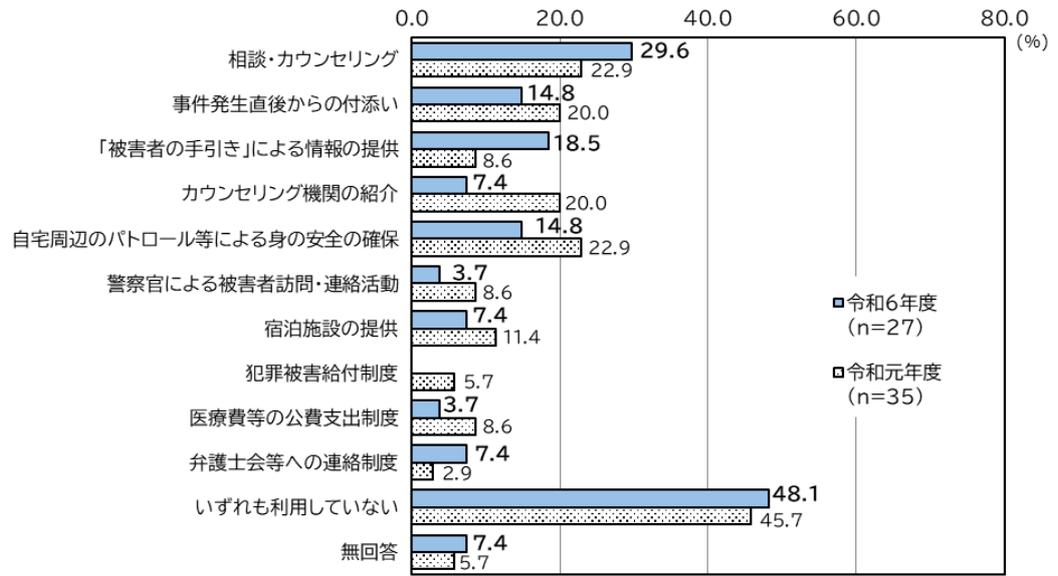
○ 制度の利用状況

・ 利用した支援制度については、【警察】では、「いずれも利用していない」を除くと、「相談・カウンセリング」が29.6%と最も高く、前回調査から6.7ポイント増。次いで、『被害者の手引き』による情報の提供が18.5%（9.9ポイント増）と続く。

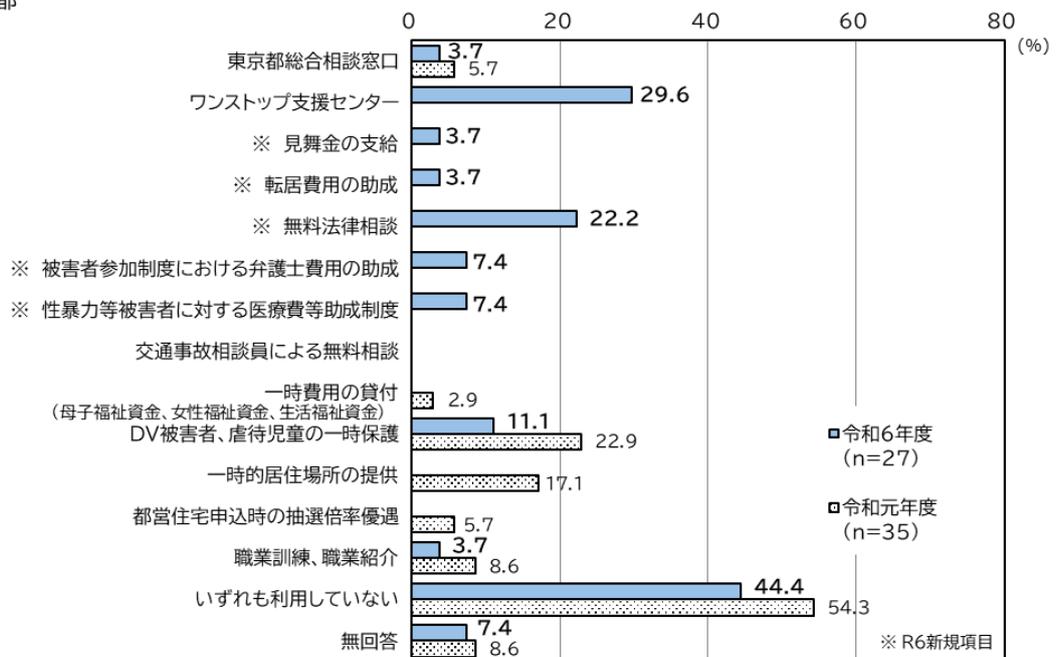
・ 【東京都】では、「いずれも利用していない」を除くと、「ワンストップ支援センター」が29.6%と最も高く、前回調査から29.6ポイント増。次いで「無料法律相談」が22.2%と続く。

Q. 犯罪の被害にあわれた方のために、利用した支援制度はありますか。（複数回答）

●警察

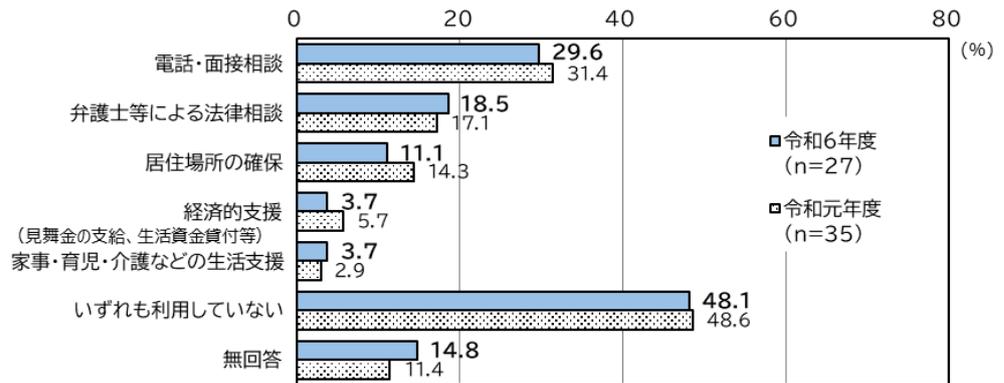


●東京都

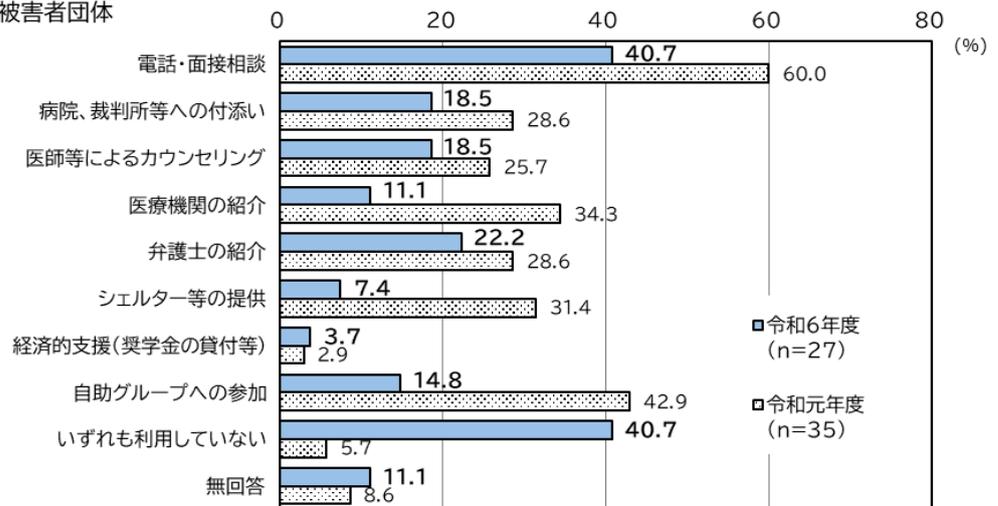


- ・ 利用した支援制度については、【区市町村】では、「いずれも利用していない」を除くと、「電話・面接相談」が29.6%と最も高く、前回調査から1.8ポイント減。次いで、「弁護士等による法律相談」が18.5%（1.4ポイント増）と続く。
- ・ 【民間支援団体、被害者団体】では、「いずれも利用していない」を除くと、「電話・面接相談」が40.7%と最も高く、前回調査から19.3ポイント減。次いで、「弁護士の紹介」が22.2%（6.4ポイント減）と続く。
- ・ 【民間事業者】では、「在宅配食サービス」「介護サービス」「ハウスクリーニングサービス」がともに1件ずつの回答であった。

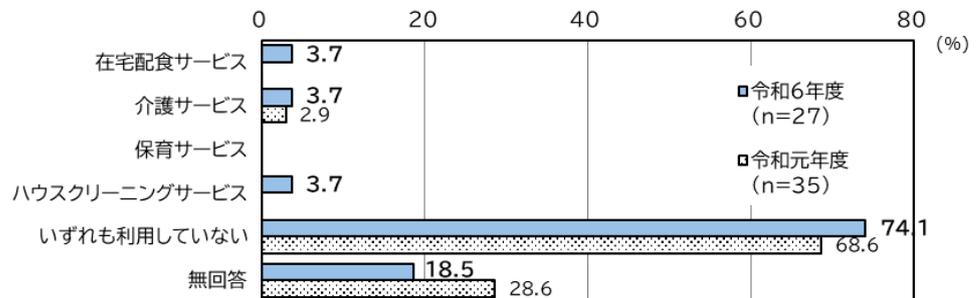
●区市町村



●民間支援団体、被害者団体



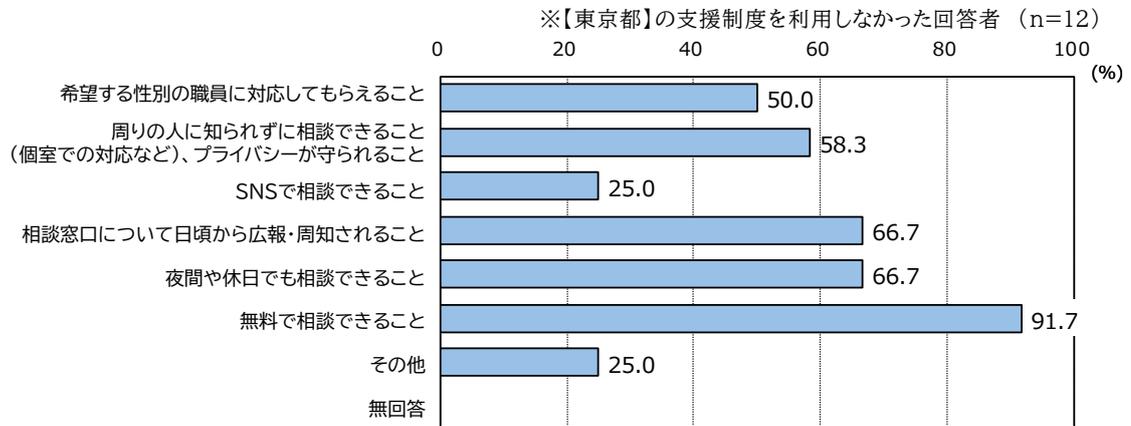
●民間事業者



○ 相談しやすくなるために必要なこと

・ 東京都にどのような対応・取組があれば、被害を相談しやすくなるかについては、「無料で相談できること」が91.7%と最も高く、次いで「相談窓口について日頃から広報・周知されること」「夜間や休日でも相談できること」がともに66.7%と続く。

Q. 東京都にどのような対応・取組があれば、被害を相談しやすくなると思いますか。  
(複数回答)

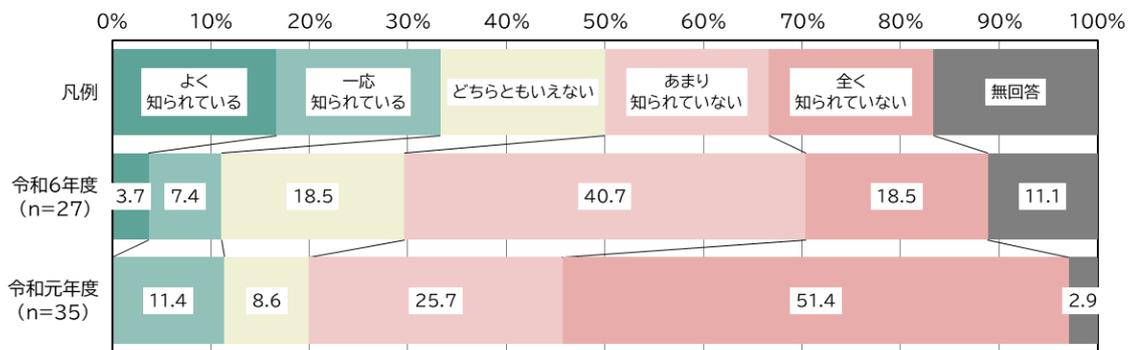


(5) 被害者の置かれた状況等について

○ 世間一般の認知

・ 被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、約6割の方が、「全く知られていない」「あまり知られていない」と回答し、前回調査から17.9ポイント減。

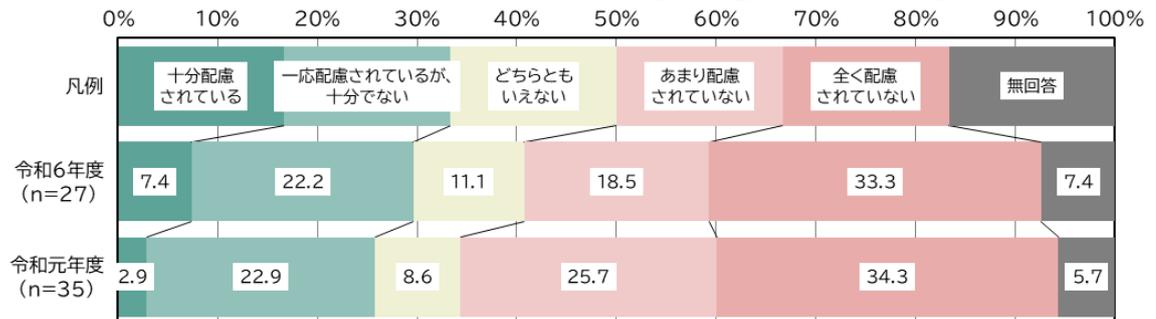
Q. 性的な被害を受けた方の置かれた状況は世間一般に知られていると思いますか。



○ 被害者の人権への配慮

・ 被害者の人権への配慮については、5割強の方が、「全く配慮されていない」「あまり配慮されていない」と回答し、前回調査から8.2ポイント減。

Q. あなたから見て性的な被害を受けた方の人権は配慮されていると思いますか。



## (6) 被害後に必要としていた支援、取組について

Q. 被害後に必要としていた支援についてお聞かせください。

【18件】(主な御意見)

- ・ 被害者の置かれた状況についての社会の正しい理解 ・ 誹謗中傷対策
- ・ 加害者に対する厳罰化や再犯防止プログラム ・ 精神的支援に関する事
- ・ 相談・付添い支援の強化に関する事 ・ 各種手続のサポート ・ 経済的支援
- ・ 情報提供の強化に関する事

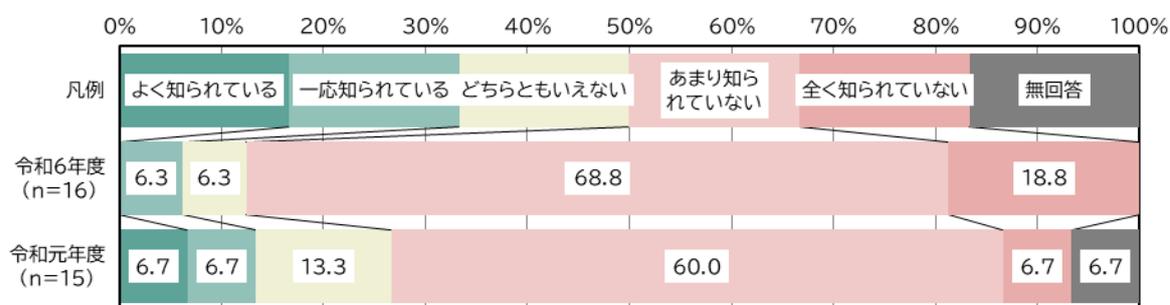
## 3 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

### (1) 被害者の置かれた状況等について

○ 世間一般の認知

・ 被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、9割弱の団体が「全く知られていない」「あまり知られていない」と回答し、前回調査から20.9ポイント増。

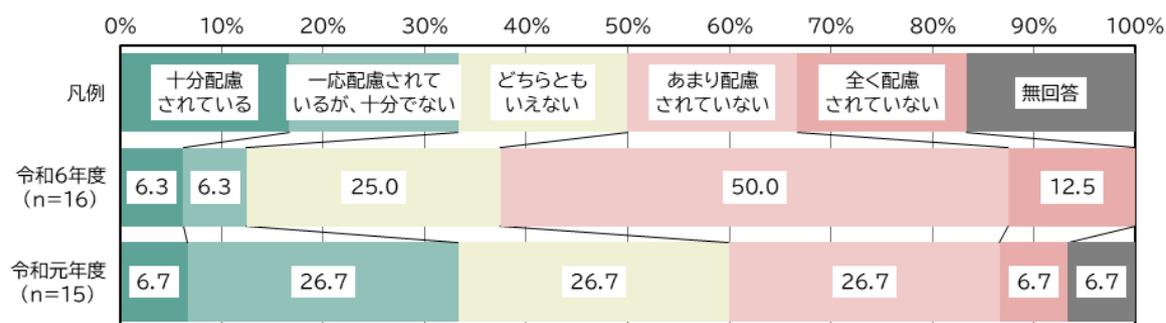
Q. 世間一般に被害者の置かれた状況は知られていると思いますか。



○ 被害者の人権への配慮

・ 被害者の人権の配慮については、6割以上の団体が「全く配慮されていない」「あまり配慮されていない」と回答し、前回調査から29.1ポイント増。

Q. 被害者の人権は配慮されていると思いますか。

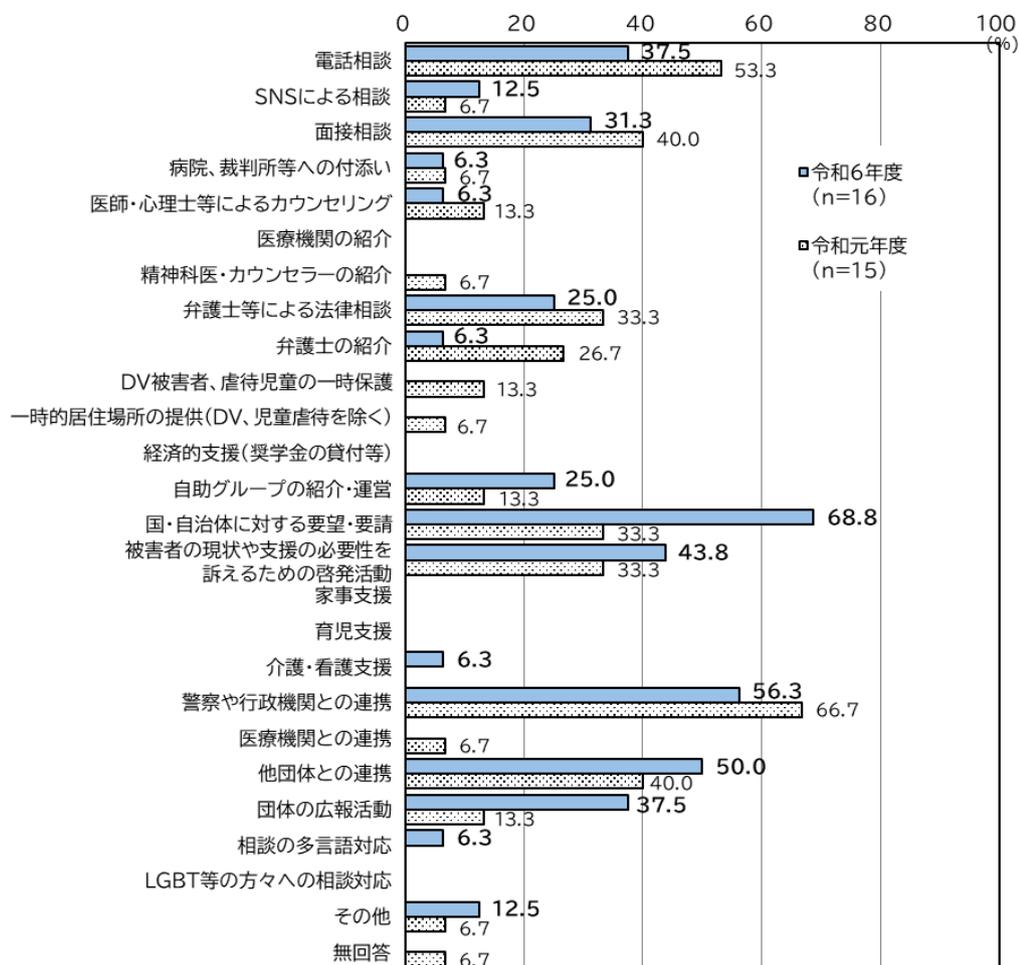


## (2) 支援を進める上での課題及び今後の支援

### ○ 今後、力を入れていきたい支援内容

- ・ 今後、力を入れていきたい支援内容については、「国・自治体に対する要望・要請」が68.8%と最も高く、前回調査から35.5ポイント増。次いで、「警察や行政機関との連携」が56.3%（10.4ポイント減）、「他団体との連携」が50.0%（10.0ポイント増）と続く。

### Q. 今後、貴団体が力を入れていきたい支援内容を教えてください。（○は5つまで）



### ○ 支援に当たっての課題

### Q. 貴団体が被害者支援を進める活動をしていくに当たっての財政上、人材育成上、関係機関との連携等の課題を教えてください。

#### 【12件】(主な御意見)

- ・ 財政の安定化に関すること
- ・ 被害者に対する経済的支援に関すること
- ・ 他機関への理解を深める活動に関すること
- ・ 人件費の確保に関すること

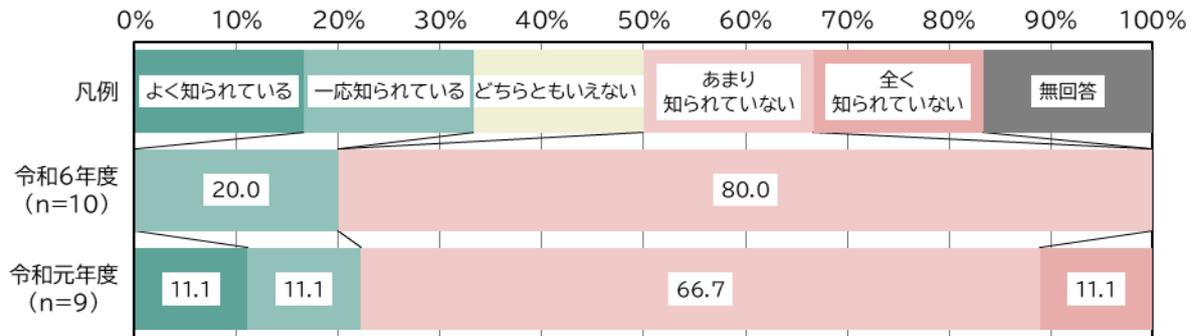
#### 4 性犯罪・性暴力被害者支援団体等に対する調査

##### (1) 性犯罪・性暴力被害者のおかれている状況について

###### ○ 世間一般の認知

・ 性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、8割の団体が「あまり知られていない」と回答し、前回調査の「全く知られていない」「あまり知られていない」の合計から2.2ポイント増。

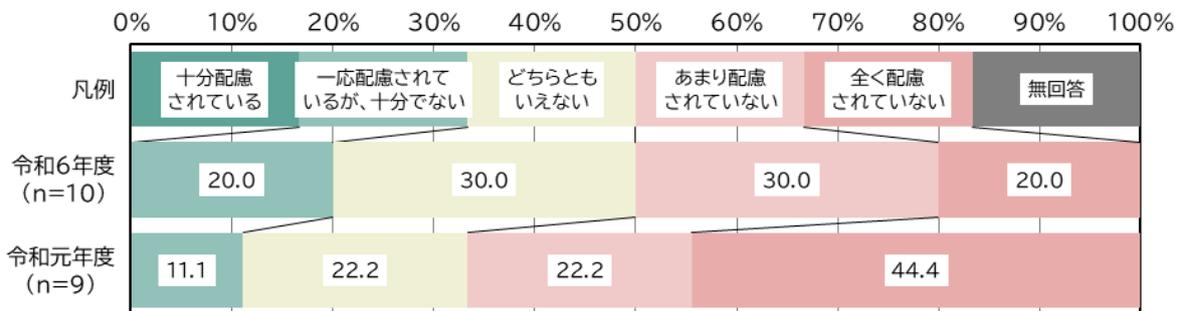
Q. 世間一般に性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況は知られていると思いますか。



###### ○ 被害者の人権への配慮

・ 被害者の人権の配慮については、5割の団体が「全く配慮されていない」「あまり配慮されていない」と回答し、前回調査から16.6ポイント減。

Q. 性犯罪・性暴力被害者の人権は配慮されていると思いますか。

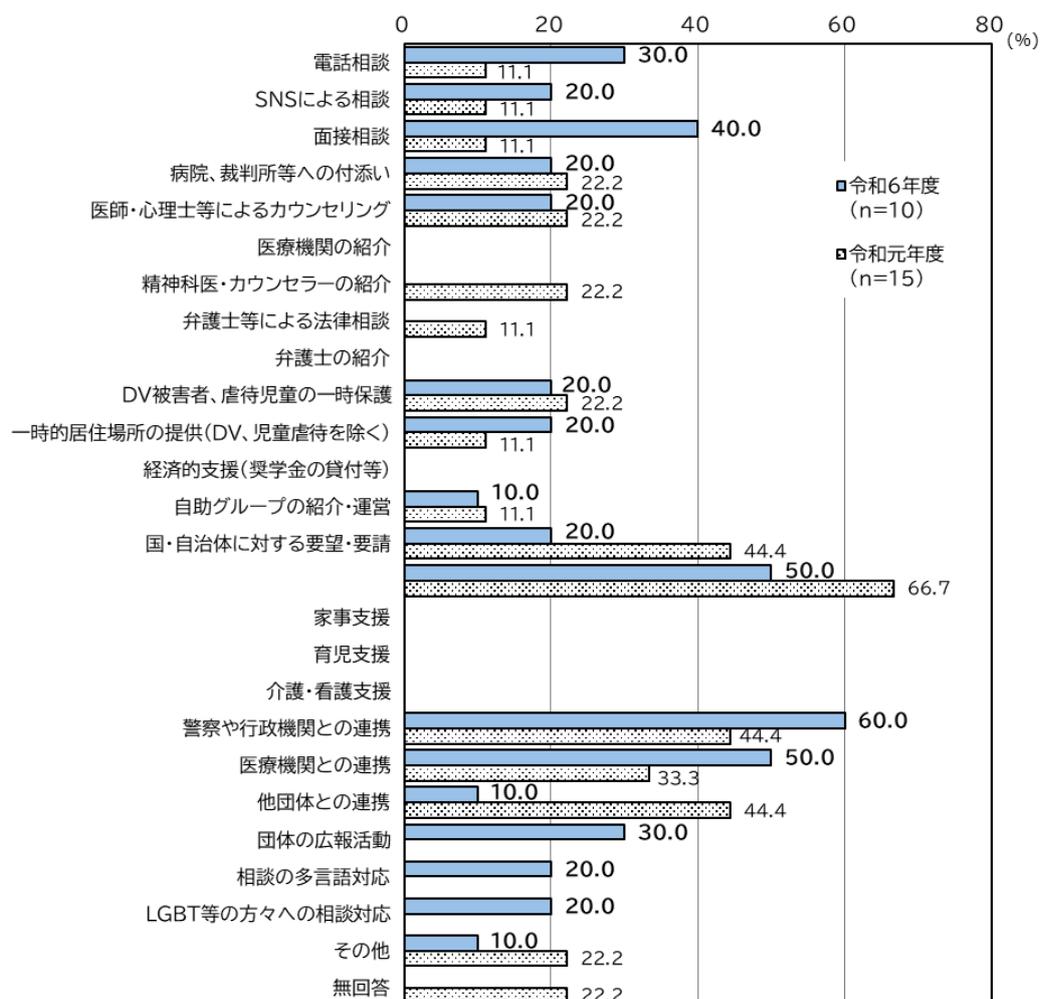


##### (2) 支援を進める上での課題及び今後の支援

###### ○ 今後、力を入れていきたい支援内容

・ 今後、力を入れていきたい支援内容については、「警察や行政機関との連携」が60.0%と最も高く、前回調査から15.6ポイント増。次いで「被害者の現状や支援の必要性を訴えるための啓発活動」(16.7ポイント減)、「医療機関との連携」(16.7ポイント増)が50.0%と続く。

Q. 今後、貴団体が力を入れていきたい支援内容を教えてください。(〇は5つまで)



○ 支援に当たっての課題

Q. 貴団体が被害者支援を進める活動をしていくに当たっての財政上、人材育成上、関係機関との連携等の課題を教えてください。

【8件】(主な御意見)

- ・ 財政の安定化に関すること
- ・ 人材や人件費の確保に関すること

## 5 区市町村に対する調査

### (1) 窓口体制について

○ 窓口の状況

- ・ 相談窓口の設置状況については、「専用（被害者等からの相談専用の窓口）」は8.1%。

Q. 貴区市町村が設置している窓口の状況をお聞かせください。

(n=62)



※専用:被害者等からの相談専用の窓口

※専用としては設置していない:他の相談とあわせて被害者等からの相談も受け付ける窓口

### (2) 支援の状況について

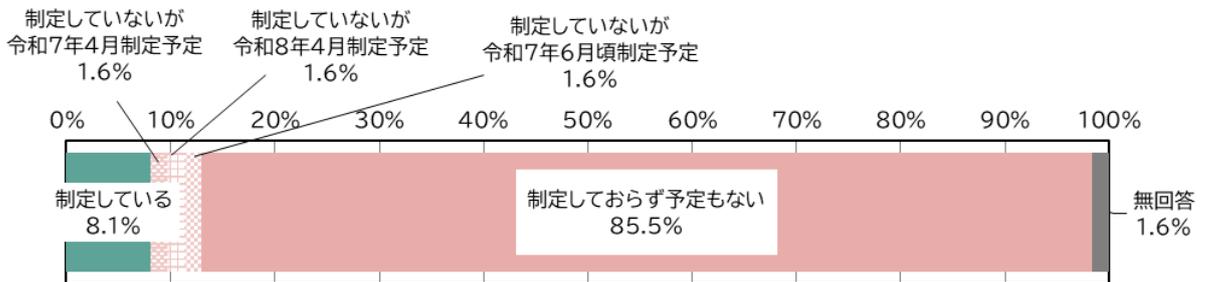
○ 条例制定状況

- ・ 被害者等支援に関する条例の制定については、85.5%が「制定しておらず予定もない」と回答。

Q. 貴区市町村は、被害者等支援に関する条例を制定していますか。

Q. 条例を制定する予定はありますか。

(n=62)



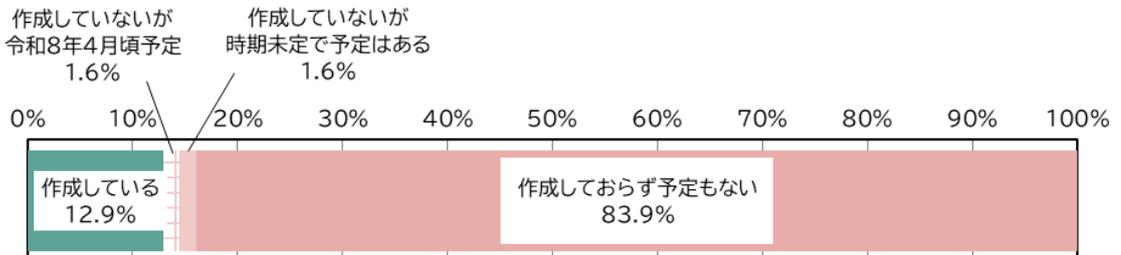
○ 対応マニュアル等作成状況

- ・ 被害者等支援に係る手引・マニュアル等については、83.9%が「作成しておらず予定もない」と回答。

Q. 貴区市町村は、被害者等支援に係る手引・マニュアル等を作成していますか。

Q. 被害者等支援に係る手引・マニュアル等を作成する予定はありますか。

(n=62)

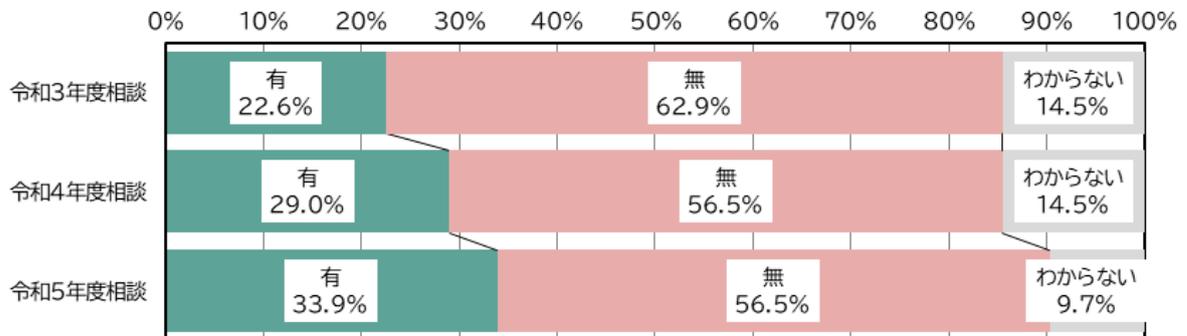


○ 被害者等からの相談

- ・ 被害者等からの相談については、相談「有」の回答が増加傾向。

Q. 貴区市町村が被害者等から受けた相談の有無をお聞かせください。

(n=62)



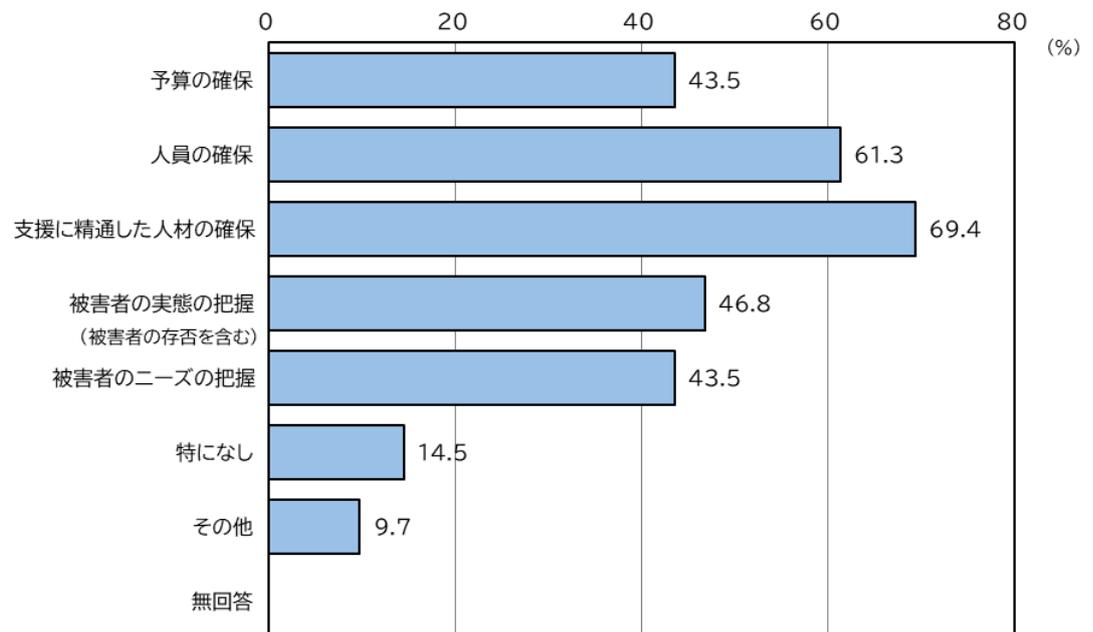
(3) 支援を進める上での課題及び今後の支援

○ 支援に当たっての課題

- ・ 「支援に精通した人材の確保」が最も高く 69.4%、次いで、「人員の確保」が 61.3%と続く。

Q. 貴区市町村にとって、被害者支援を進めていく上での課題は何ですか。(複数回答)

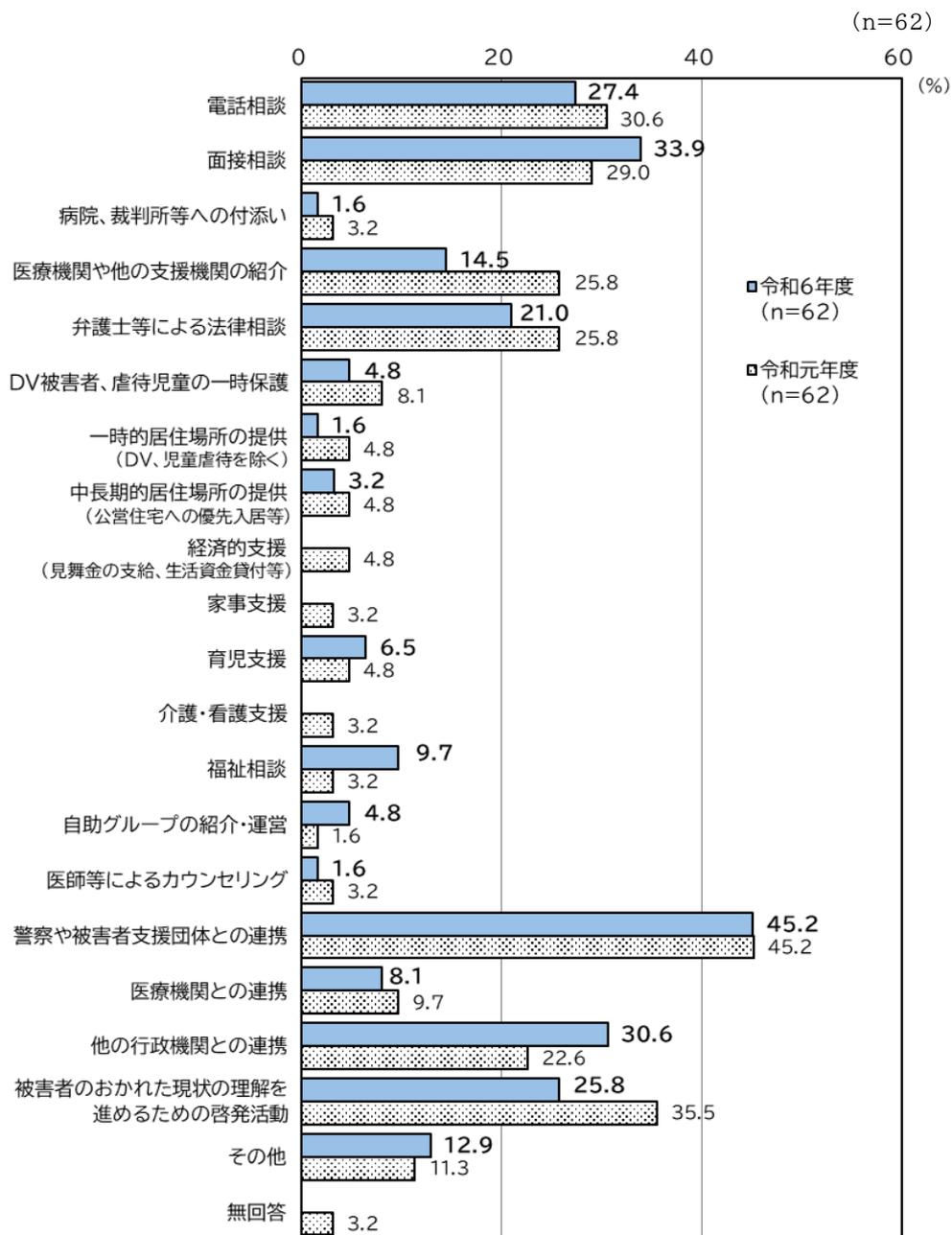
(n=62)



○ 今後、力を入れていきたい支援内容

・ 今後、充実させていきたい支援内容としては、「警察や被害者支援団体との連携」が最も高く 45.2%と、前回同様の傾向であった。次いで、「面接相談」が 33.9% (4.9 ポイント増)、「他の行政機関との連携」が 30.6% (8.0 ポイント増) と続く。

Q. 今後、貴区市町村が充実させていきたい支援内容をお選びください。(○は5つまで)



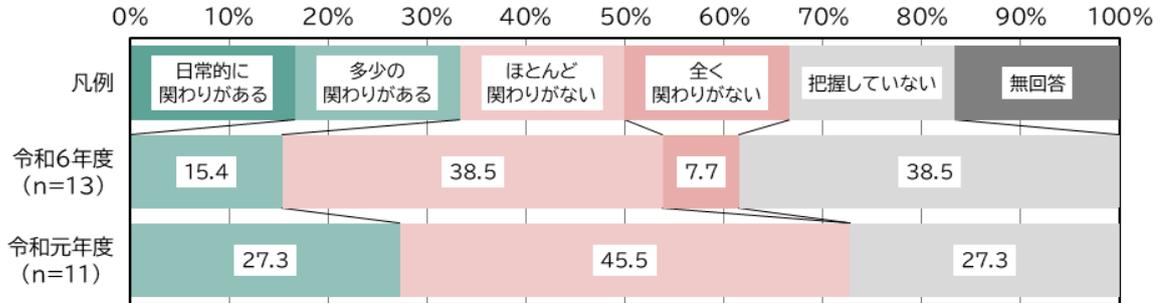
## 6 民間団体に対する調査

### (1) 被害者等支援の取組

#### ○ 被害者等との関わり

- 被害者等との関わりについては、「ほとんど関わりがない」「把握していない」が38.5%と最も高い。

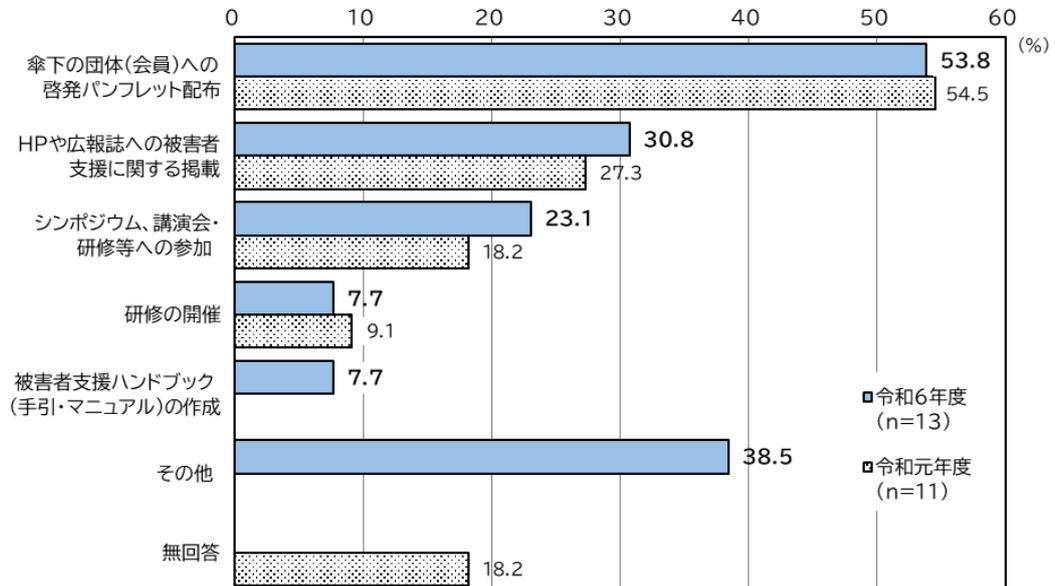
Q. 貴団体又は傘下の団体（会員）の活動と、被害者等との関わりの度合いについてお聞かせください。



#### ○ 支援の取組内容

- 被害者等支援に関する具体的な取組内容については、「傘下の団体（会員）への啓発パンフレット配布」が53.8%と最も高く、前回調査から0.7ポイント減。次いで、「HPや広報誌への被害者支援に関する掲載」が30.8%（3.5ポイント増）と続く。

Q. 被害者等支援に関する具体的な支援の取組内容をお聞かせください。（複数回答）



### (2) 普及啓発活動について

Q. 被害者支援の普及啓発活動について、関係機関の連携等、貴団体の課題や行政への要望等をお聞かせください。

【4件】（主な御意見）

- 普及啓発や情報発信の支援
- 都庁内での連携強化が必要

## 6 人権に関する都民の意識調査(抜粋)

### 1 調査概要

#### (1) 調査目的

人権に関する都民の意識等を調査し、今後の人権施策を進めていくための基礎資料として活用していくことを目的とする。

#### (2) 調査方法

インターネットモニターを対象とした Web アンケート調査

#### (3) 調査実施期間

令和6年7月24日(水曜日)から同年8月7日(水曜日)まで

#### (4) 調査対象

都内に在住する満18歳以上の男女5,000人

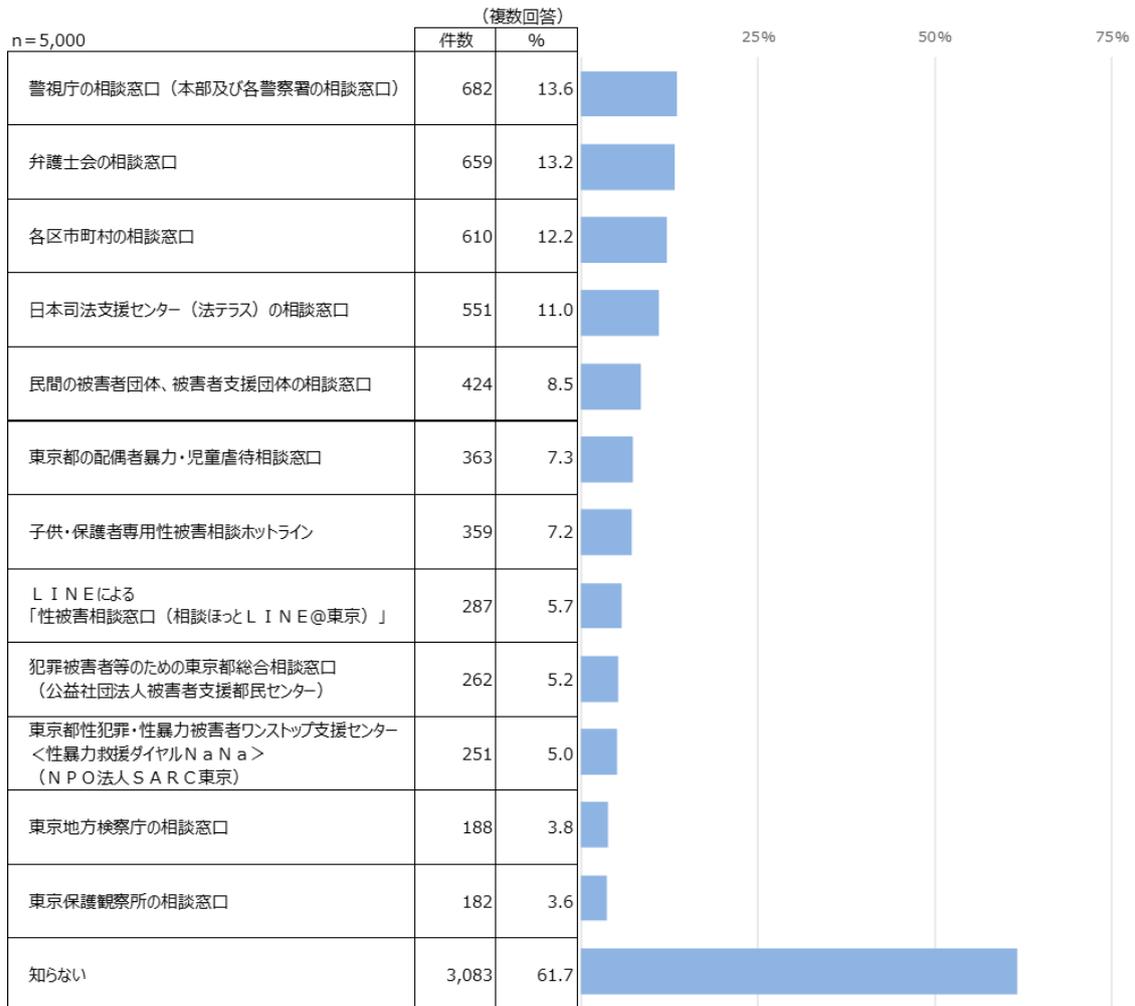
※ 18歳・19歳は合計180人程度とし、20代から70歳以上の年齢層及び男女比は概ね均等に配分している。

## 2 調査結果

### ○ 犯罪被害者及びその家族又は遺族のための相談窓口の認知度

(Q13 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族のための相談窓口が設置されていることを知っていますか。この中から知っているものをすべてお選びください。)

犯罪被害者及びその家族又は遺族のために設置されている相談窓口のうち、知っているものを聞いたところ、「警視庁の相談窓口（本部及び各警察署の相談窓口）」が13.6%で最も高く、次いで「弁護士会の相談窓口」13.2%、「各区市町村の相談窓口」12.2%と続いている。なお、「知らない」は61.7%で、全体の6割以上となっている。

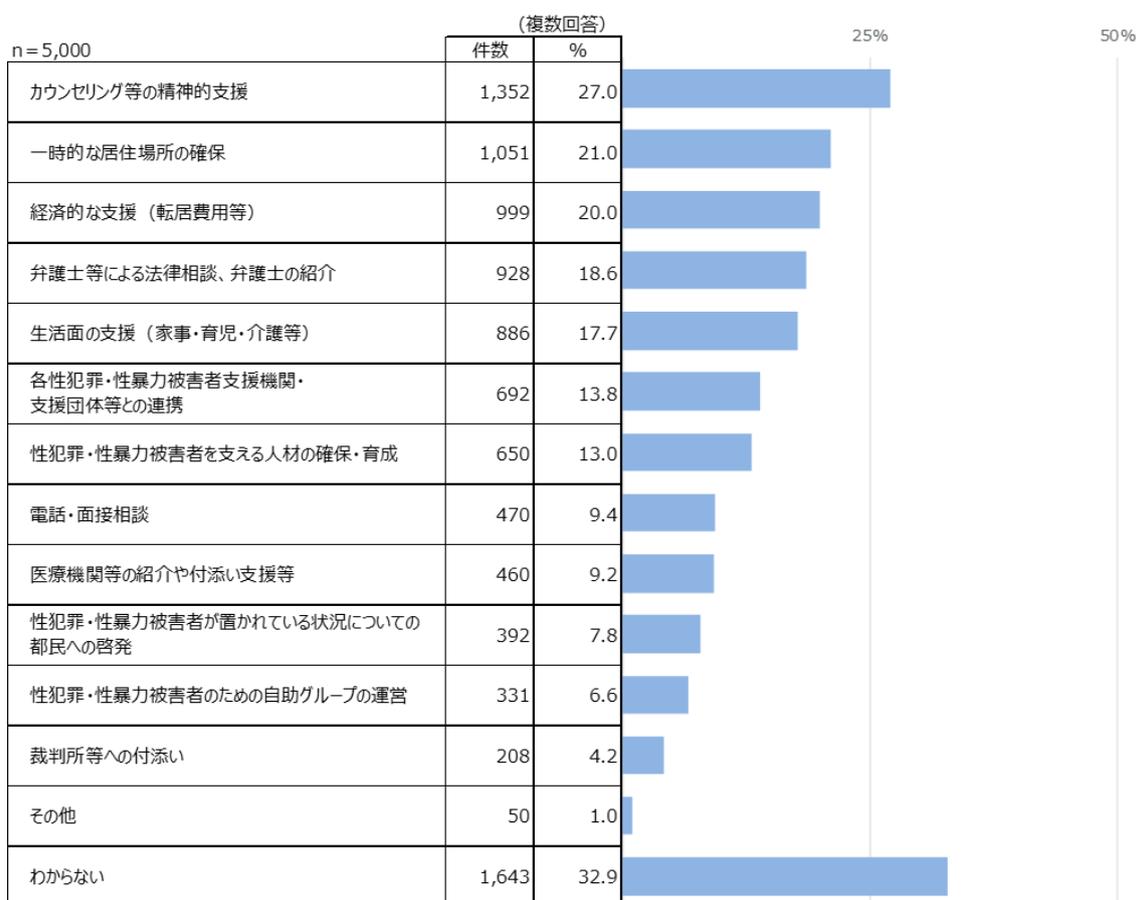


○ 性犯罪・性暴力被害者への支援策

(Q14 あなたは、性犯罪・性暴力被害者への支援策として、東京都や区市町村等がどのようなことに取り組んでいけば良いと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から、3つまで選んでください。)

性犯罪・性暴力被害者への支援策として東京都や区市町村等がすべきと思う取組について、「カウンセリング等の精神的支援」が27.0%で最も高く、次いで「一時的な居住場所の確保」21.0%、「経済的な支援（転居費用等）」20.0%と続いている。

なお、「わからない」は32.9%であった。



「その他」の内容（抜粋）

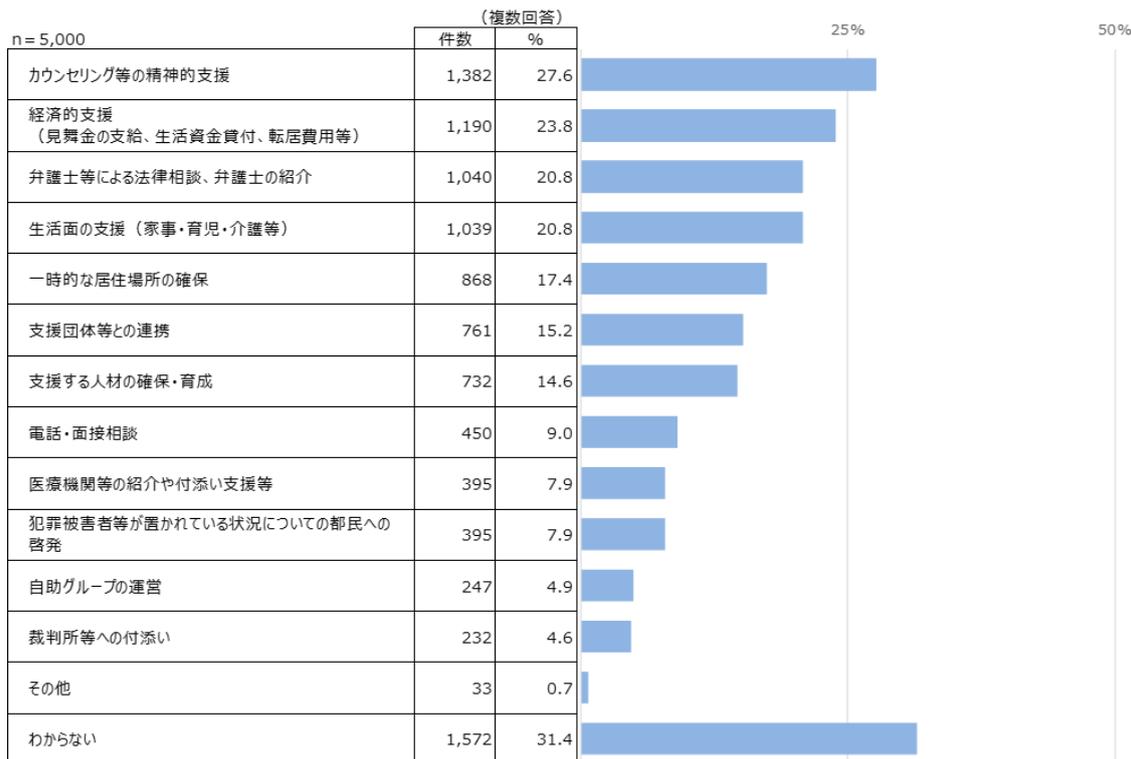
- ◎ 加害者に関する事 26件
  - ・ 加害者への罰則の厳罰化
  - ・ 加害者への再教育プログラムの義務化
- ◎ 被害者への支援に関する事 8件
  - ・ 適切なケアができる専門家を育成
  - ・ マスコミ対策支援
- ◎ 不要 3件
- ◎ その他 11件
  - ・ 警察による予防
  - ・ 加害者の取り締まり
- ◎ 特になし 2件

○ 犯罪被害者（性犯罪・性暴力を除く。）及びその家族又は遺族への支援策

（Q15 あなたは、犯罪被害者（性犯罪・性暴力を除く。）及びその家族又は遺族への支援策として、東京都や区市町村がどのようなことに取り組んでいけば良いと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から3つまで選んでください。）

犯罪被害者（性犯罪・性暴力を除く。）及びその家族又は遺族への支援策として東京都や区市町村等がすべきと思う取組について、「カウンセリング等の精神的支援」が27.6%で最も高く、次いで「経済的支援（見舞金の支給、生活資金貸付、転居費用等）」23.8%、「弁護士等による法律相談、弁護士の紹介」20.8%、「生活面の支援（家事・育児・介護等）」20.8%と続いている。

なお、「わからない」は31.4%であった。



「その他」の内容（抜粋）

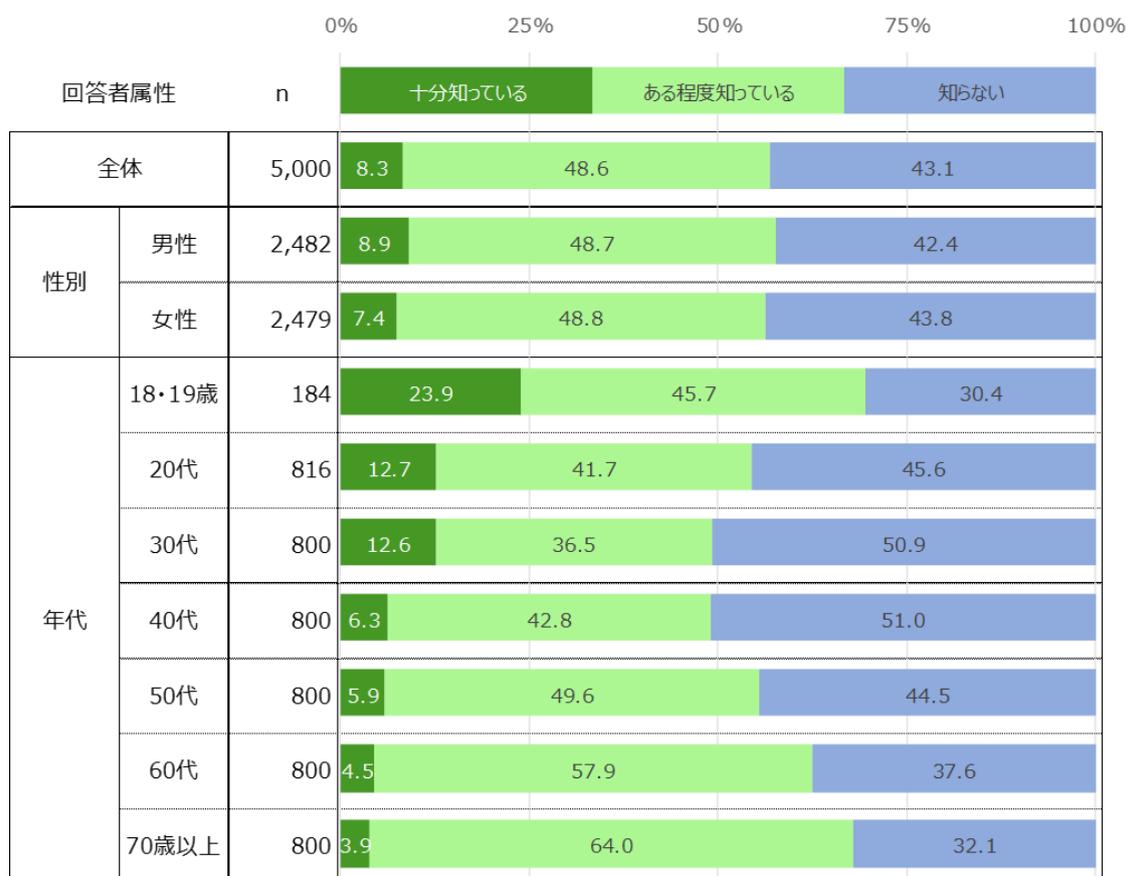
- ◎ 加害者に関すること 14 件
  - ・ 加害者への罰則の厳罰化
  - ・ 加害者の再教育プログラムの義務化
- ◎ 被害者への支援に関すること 11 件
  - ・ マスコミ対策支援や報道規制
  - ・ 裁判の迅速化
- ◎ 不要 3 件
- ◎ その他 5 件
  - ・ 警察による予防
  - ・ より厳しい取り締まり

○ 犯罪被害者やその家族が抱えている直接被害以外の問題への認知度

(Q16 あなたは、犯罪被害者及びその家族が、生命を奪われる、身体を傷つけられるなどの直接的な被害のほかにも、様々な問題を抱えていることを知っていますか。)

犯罪被害者やその家族が抱えている直接的な被害以外の問題の認知度は、全体で見ると、「十分知っている」は8.3%、「ある程度知っている」の48.6%を合わせた『知っている・計』は56.9%であった。

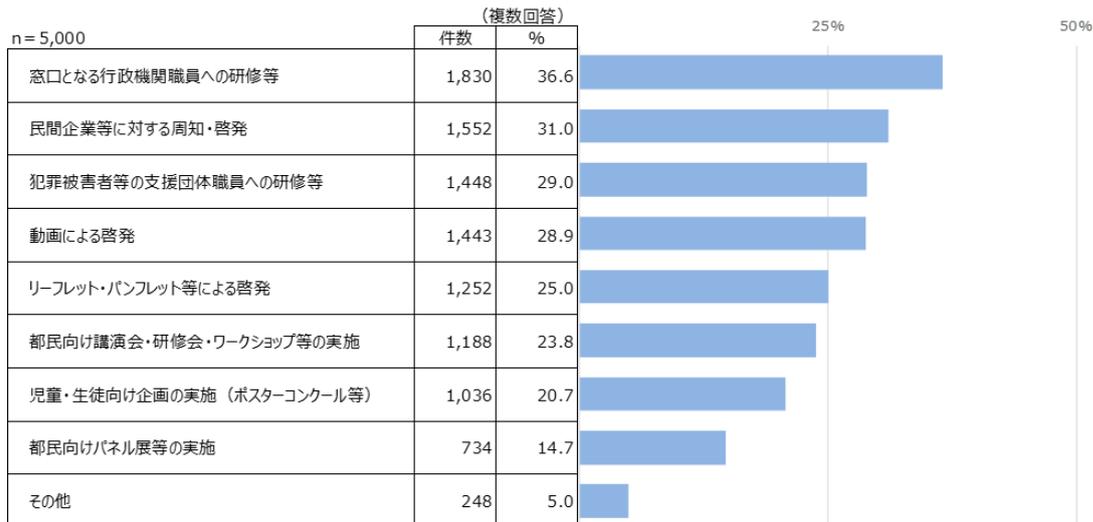
年代別で見ると、「十分知っている」は、18・19歳が23.9%で最も高く、年代が上がるにつれ割合が低くなっている。『知っている・計』は18・19歳の69.6%が最も高くなっています。



○ 犯罪被害者及びその家族又は遺族への二次的被害の防止策

(Q17 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、被害後に周囲の人々の心無い言葉や態度などで精神的苦痛を受けます。このような犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。あなたは、二次的被害を防止するためには、東京都がどのような取組を行うと良いと思われますか。次の中から当てはまるものをすべてお選びください。)

犯罪被害者及びその家族又は遺族への二次的被害の防止策について、「窓口となる行政機関職員への研修等」が36.6%で最も高く、次いで「民間企業等に対する周知・啓発」31.0%、「犯罪被害者等の支援団体職員への研修等」29.0%、「動画による啓発」28.9%と続いている。



「その他」の内容（抜粋）

- ◎ 加害者に関すること 59 件
  - ・ 加害者の取り締まり
  - ・ 罰則強化
  - ・ ネット上での誹謗中傷の取り締まり
- ◎ 普及・啓発に関すること 25 件
  - ・ 学校教育に取り入れる
  - ・ 新聞広告やテレビなどのメディアの活用
  - ・ SNS を利用した啓発
- ◎ 被害者への支援に関すること 21 件
  - ・ マスコミ対策支援や報道の制限
  - ・ 被害者側のプライバシーの保護
  - ・ 訴訟等の支援
- ◎ 不要 4 件
- ◎ その他 27 件
  - ・ 犯罪の抑制
  - ・ 実態の徹底把握
- ◎ わからない 10 件
- ◎ 特になし 102 件

## 7 犯罪被害者等支援に関する年表

年 月	内 容
昭和28年 8月	「刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（権利保釈の除外事由の一部改正）（28年11月 5日施行）
30年 7月	「自動車損害賠償保障法」公布（30年12月1日施行）
33年 4月	「刑法の一部を改正する法律」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」、「証人等の被害についての給付に関する法律」公布（33年 5月20日施行）
49年 8月	三菱重工ビル爆破事件（犯罪被害給付制度創設の契機となる）
55年 5月	「犯罪被害者等給付金支給法」公布（56年 1月 1日施行）
56年 5月	「財団法人犯罪被害救援基金」設立
60年 8月	犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議で「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択
平成 2年11月	「日本被害者学会」設立
3年10月	「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」開催（被害者の精神的援助の必要性が指摘される）
4年 3月	東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」を開設
4月	犯罪被害者実態調査研究会による調査（7年 3月報告書提出）
7年 3月	地下鉄サリン事件（被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識される）
8年 2月	警察庁において「被害者対策要綱」を策定、全国の警察に通達
5月	警察庁長官官房給与厚生課に「犯罪被害者対策室」設置
9月	警視庁総務部企画課に「犯罪被害者対策室」設置
9年 1月	「警視庁犯罪被害者対策要綱」策定（9年 2月10日実施）
12月	「東京都犯罪被害者支援連絡会」設立
10年 5月	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11年 4月	東京地方検察庁「被害者等通知制度」開始
5月	全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者の権利宣言」発表 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布（11年11月 1日施行）
6月	「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」公布（11年 6月18日施行）（被害者対策に関する規定が盛り込まれる） 「男女共同参画社会基本法」公布（11年 6月23日施行）
11月	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年 4月	「社団法人被害者支援都民センター」設立（東京医科歯科大学内「犯罪被害者相談室」を発展的に改組）
5月	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布（12年11月 1日施行） 「児童虐待の防止等に関する法律」公布（12年11月20日施行） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布（12年11月24日施行）
12月	「少年法等の一部を改正する法律」公布（13年 4月 1日施行） 「男女共同参画基本計画」閣議決定
13年 1月	財団法人法律扶助協会東京都支部「犯罪被害者法律援助制度」開始
4月	「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」公布（13年 7月 1日一部施行）（障害給付金の支給対象範囲の拡大、重傷病給付金の創設） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布（13年10月13日施行）
12月	「刑法の一部を改正する法律」公布（13年12月25日施行）（危険運転致死傷罪の新設）
14年 1月	「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」公布（14年 4月 1日施行） 「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」公布（14年 4月 1日施行）
5月	東京都公安委員会が社団法人被害者支援都民センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定
11月	東京都知事が社団法人被害者支援都民センターを特定公益増進法人に認定
15年 3月	全国被害者支援ネットワークが10月 3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国キャンペーンを実施

年 月	内 容
平成15年6月	日野市 「日野市被害者、遺族等支援条例」制定（15年7月1日施行）
16年4月	「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年10月1日施行）
6月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年12月2日施行） 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保障等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年7月8日施行）
12月	「犯罪被害者等基本法」公布（17年4月1日施行）
17年3月	「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部を改正する規則」公布（17年3月7日施行）
10月	杉並区 「杉並区犯罪被害者等支援条例」制定（18年4月1日施行）
12月	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定
18年3月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（18年4月1日施行）（重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和）
11月	内閣府 第1回犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）の実施
19年4月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置及び開催（第1回）
6月	「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」公布（20年4月1日施行）（関係機関による要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化） 「更生保護法」公布（19年12月1日施行）（「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を整理・統合し、保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入） 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布（19年12月26日一部施行）（被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護士制度、損害賠償命令制度の創設）
7月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年1月11日施行）（区市町村における基本計画策定の努力義務化など）
8月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第2回）
20年1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第3回） 東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進計画」策定
3月	東京都 「犯罪被害者等支援の手引」作成・配布
4月	「犯罪被害者等給付金支給等に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年7月1日施行）（重傷病給付金等への休業損害を考慮した額の加算等） 犯罪被害者等支援のための「東京都総合相談窓口」を社団法人被害者支援都民センターに開設
5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第4回）
6月	「少年法等の一部を改正する法律」公布（20年12月1日施行） 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」公布（20年12月18日施行）
7月	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を犯罪被害者支援室に改名
9月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布（20年12月1日施行）
10月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第5回）
11月	東京都 「犯罪被害者支援シンポジウム」開催（社団法人被害者支援都民センターと共催）
12月	「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護士制度」、「損害賠償命令制度」開始
21年2月	東京都 「犯罪被害者等支援講演会」開催
3月	東京都 「犯罪被害者等支援ガイド」作成・配布 多摩市 「多摩市犯罪被害者等支援条例」制定（21年4月1日施行）

年 月	内 容
平成21年 5月	「裁判員制度」開始 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第1回）
6月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第6回）
9月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（21年10月1日施行）（配偶者からの暴力事案等の場合における支給制限を緩和）
10月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第2回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（中野区、多摩市と共催）
22年 1月	東京都 「犯罪被害者等の実態に関する調査」実施
4月	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布（22年4月27日施行）（公訴時効の廃止及び時効期間の延長）
5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第7回） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第3回）
6月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第1回）
8月	東京都知事が社団法人被害者支援都民センターを公益社団法人に認定
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（練馬区、府中市と共催） 東京都 「犯罪被害者支援シンポジウム」開催（公益社団法人被害者支援都民センターと共催）
12月	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
23年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第8回） 東京都 「東京都犯罪被害者等支援計画」策定
3月	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
4月	財団法人犯罪被害者支援基金が公益財団法人へ移行
5月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第2回）
7月	警察庁 「犯罪被害者支援要綱」制定 全国警察に通達 「犯罪被害者給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（23年7月15日施行）（障害給付金の支給対象の拡大） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第4回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（目黒区と共催）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（立川市と共催）
24年 2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第9回）
6月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第3回）
8月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第5回）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（世田谷区、国立市と共催） 国分寺市 「犯罪被害者等支援条例」制定（25年2月施行）
25年 2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第10回）
5月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第4回）
6月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」公布（25年12月1日施行）（被害者参加旅費等の支給等）
7月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（26年1月3日施行）（同棲相手からの暴力事案も保護対象に追加） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」公布（25年10月3日（一部同年7月23日）施行）（電子メール送信行為の規制、禁止命令等を行うことのできる公安委員会等の拡大）
9月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第6回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（板橋区と共催）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（青梅市と共催）

年 月	内 容
平成26年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第11回）
6月	「更生保護法の一部を改正する法律」公布（27年4月1日施行） 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布（26年7月15日施行）（児童ポルノ所持に係る罰則の追加等）
9月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第5回）
10月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第7回）
11月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（26年11月1日施行）（親族間犯罪における支給特例の拡大）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（品川区、町田市と共催）
27年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第12回）
5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第13回）
6月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第6回）
7月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第8回）
	東京都 「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」開始
12月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第9回）
	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（豊島区、小平市と共催） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
28年 2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第14回）
	東京都 「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」策定
4月	「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」施行（犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務が内閣府から国家公安委員会（警察庁）に移管） 「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
6月	警察庁 「警察庁犯罪被害者支援基本計画」策定 「国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律」公布（28年11月30日施行）
9月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第7回）
12月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第10回） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」公布（29年1月3日（一部同年6月14日）施行）（規制対象行為の拡大、罰則の見直し等）
	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（荒川区、武蔵野市と共催）
29年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第15回）
6月	「刑法の一部を改正する法律」公布（29年7月13日施行）（強姦罪が強制性交等罪として改正等）
	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第8回）
8月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第11回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（大田区と共催）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（東久留米市と共催）
30年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第16回）
3月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（30年4月1日施行）（幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ等） 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」公布（30年4月1日施行）（親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し）
7月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第9回）
8月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第12回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（北区、国分寺市と共催）

年 月	内 容
平成31年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」 開催（第17回）
令和元年 5月	東京都 「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」 設置及び開催（第1回）
6月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」 公布（2年4月1日施行） （相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化など）
7月	東京都 「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」 開催（第2回） 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第10回） 東京都 「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」 （第3回）
8月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第11回） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」 開催（第13回）
11月	東京都 「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」 （第4回）
12月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第12回） 東京都 「犯罪被害者週間行事」 開催（墨田区、日野市と共催）
2年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」 開催（第5回）
2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」 開催（第18回）
3月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援条例」 制定（2年4月1日施行） 中野区 「中野区犯罪被害者等支援条例」 制定（2年4月1日施行）
4月	東京都 「転居費用助成」、「無料法律相談」 開始
6月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」 設置 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」 決定（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）
7月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」 開催（第1回）
8月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第13回）
10月	東京都 「見舞金給付」 開始 東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」 開催（第2回）
11月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」 開催（第14回） 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第14回）
12月	※ 東京都 「犯罪被害者週間行事」 は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 「第5次男女共同参画基本計画」 閣議決定
3年 1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」 開催（第3回）
2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」 開催（第19回） 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第15回） 東京都 「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」 策定 警察庁 「第4次犯罪被害者等基本計画」 閣議決定
3月	警察庁 「警察庁犯罪被害者等支援基本計画」 策定 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」 決定（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）
4月	東京都 多摩地域（立川市内）に総合相談窓口を開設 東京都 総務局人権部に被害者等支援専門員（コーディネーター）を配置 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室を「教養厚生課」犯罪被害者支援室に改称
5月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」 公布（6月15日（一部同年8月26日）施行）（規制対象行為の拡大、禁止命令等に係る書類の送達に関する規定の整備）
7月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」 開催（第4回） 東京都 「被害者参加制度における弁護士費用助成」 開始
9月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」 開催（第16回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」 開催（中野区、小金井市と共催）
4年 4月	東京都 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターに性犯罪・性暴力被害者支援コーダ

年 月	内 容
6月	イネーターを配置 「刑法等の一部を改正する法律」の成立（5年12月1日施行）（心情等伝達制度の整備等） 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」公布（6年6月23日施行）
7月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」開催（第5回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（杉並区と共催）
12月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（青梅市と共催）
令和5年2月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第17回）
3月	「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議） 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」決定（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省）
5月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布（6年4月1日施行）（保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化など）
6月	「犯罪被害者等施策の一層の推進について」決定（犯罪被害者等施策推進会議） 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の成立（一部規定を除き、5年7月13日施行）（強制性交等罪及び強制わいせつ罪が、不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪に改正等） 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の成立（5年7月13日施行）（性的姿態等撮影罪の新設等）
7月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」開催（第6回） 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」決定（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議）
9月	「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」閣議決定
10月	警察庁長官官房「犯罪被害者等施策推進課」を新設 東京都 「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」を開設（東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター内）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（文京区、多摩市と共催）
6年1月	東京都 「LINEによる性被害相談窓口」を開設 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第18回） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第15回）
2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第20回）
4月	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の成立（8年1月13日施行）（犯罪被害者等支援弁護士制度の創設）
6月	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（6年6月15日施行）（犯給金の給付水準の大幅な引き上げ） 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」成立（8年12月25日施行予定）（日本版DBSの導入等）
7月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」開催（第7回） 「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」決定（警察庁）
8月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第19回）
9月	東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第16回）
10月	東京都 「転居費用助成」助成要件の改正（対象の拡大）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（豊島区、東村山市と共催）
7年1月	東京都 「東京都犯罪被害者支援連絡会」において、東京都総務局人権部の事務局への参画及び東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会代表区・代表市・代表町村の新規会員としての加入が承認
2月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第21回）

年 月	内 容
3月	世田谷区 「世田谷区犯罪被害者等支援条例」制定（7年4月1日施行）
4月	東京都 「転居費用助成」上限額の改正
5月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」開催（令和7年度 第1回）
7月	豊島区 「豊島区犯罪被害者等支援条例」制定（7年7月31日施行）
8月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第20回）
11月	東京都 「犯罪被害者週間行事」開催（新宿区、国立市と共催）
12月	「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布（12月30日施行）（接近禁止命令等の禁止行為の追加） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」公布（12月30日（一部8年3月10日）施行）（規制対象行為の拡大、職権警告の創設等）
令和8年1月	東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」開催（第9回） 東京都 「東京都犯罪被害者支援連絡会」開催
2月	東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第21回） 東京都 「犯罪被害者等支援を進める会議」開催（第17回）
3月	警察庁 「第5次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 東京都 「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」開催（第10回） 東京都 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」開催（第22回） 東京都 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」開催（第22回） 東京都 「第5期東京都犯罪被害者等支援計画」策定

（警察庁「警察による犯罪被害者等支援」等より作成）

